

第4次三浦市地域 福祉活動計画

誰一人として孤立しない社会の実現

これまでの専門職とされる一部の人材が地域をマネジメントする仕組みだけでは、住民を“一社会資源”として、どのように活用すればよいか—という発想しか生まれて来ない。そうではなく、その意思決定、つまり、住み慣れた地域社会の中でどのように生きていくのか—という選択を住民の側に戻すことこそが、地域包括ケアの新しい理念なのではないだろうか。

三浦市民生活向上会議/社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

目次

三浦市地域福祉活動計画

はじめに	2
第1章 計画の目的、策定経過と特色	10
1 計画策定の目的	11
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性	12
3 計画の策定手法と前計画の評価	13
4 実施計画毎の進捗状況と評価	19
5 地域包括ケアシステムの構築という視点からの三浦市社会福祉協議会活動の評価	31
6 第2次ボランティア活動推進計画の評価	32
7 三浦市における社会資源の状況	46
第2章 計画の基本理念、重点事業と実施計画	48
1 計画の基本理念	48
2 重点事業	48
3 計画の体系図	68
4 実施計画	69
第3章 参考資料	122
1 三浦市民生活向上会議委員名簿	122
2 三浦市民生活向上会議活動評価促進部会とプロジェクトの実施状況	123
まんが版三浦市地域福祉活動計画	裏面より

第4次三浦市地域福祉活動計画

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

三浦市民生活向上会議

2019年7月

発行所:〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

三浦市社会福祉協議会安心館

電話:046-888-7347

発行者:川崎喜正

編集責人者:成田慎一

編集人:杉崎悠子

はじめに

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によって、社会福祉法が改正され、「地域生活課題」が定義付けられるとともに、同課題の把握はもとより、地方自治体と関係機関は連携して当該課題の解決を図ることになった。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

これを受け市町村は、地域を基盤とする包括的支援の強化に努めることになる。「地域を基盤とする包括的支援の強化」とは、すなわち、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える当該者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制のことである。これを切れ目のない支援によって実現しようというわけだ。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

こうした体制づくりを「計画的」に推進すべく、市町村地域福祉計画の法的位置づけについても見直しがおこなわれた。改正点は大きく以下の3つである。

- (1) 任意とされていた計画策定の努力義務化
- (2) 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる上位計画に位置づけられた
- (3) 定期的に策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価をおこなうよう努める。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共として取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

データに基づく、PDCA サイクルをしっかりと踏まえ、適正なる進行管理を求めるといったところか。もっともそれ成し得るのは、そう容易なことではない。やっかいなのは、この計画には「これ」といった雛形がないことである。先行計画の模倣が通用するはずもなく、それこそステレオタイプの計画をつくったところで、絵に描いた餅に終わりかねない。それぞれの地域特性に応じた地域福祉の将来像を形作らなければならないのだ。

ゆえに我々は、住民参加の基本に立ち返らなければならない。これまでも、地域福祉計画の策定あたっては地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉活動をする者の参加を重要視してきた経緯がある。これに加え、庁内の職員参加、専門職の参加が不可欠になる一というのが専らの見方である。

翻って、当法人が策定している地域福祉活動計画は、どうだろう。

正直、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現といつても、この理念に真新しさを感じることはない。

これまでも社会福祉協議会は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてこれに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をめざしてきたからである。事実、障害者が高齢者の「食」を支援する、要支援高齢者が辛いリハビリを超えて、今度はボランティア活動に励み支援する側に回るといった具合に、「支援する者」と「支援される者」が固定した一方的な関係に終始しない事例をいくつも積み重ねてきた。それはまさに、この地域から誰一人として孤立者を出さないという当法人の活動上の理念を裏打ちする行為であり、この行為がすなわち、国がめざす地域共生社会の実現と合致するからである。しかるに、このダイナミズムは最前線に位置する現場でしか味わうことのできないものなのだろうか。事実、三浦市の福祉全体を俯瞰すると「地域福祉」の視点でこれを変革するには至っておらず、地域福祉課題の解決や予防のためにいかにして住民が目標を共有し、その理想とする姿の実現に向けてどのように行動をおこすのかを計画化することの難しさを痛感させられる。

だからこそ、当法人が策定しようとしている三浦市地域福祉活動計画は、制度改正後初めて策定される三浦市による地域福祉計画に好影響を与えなければならない。三浦市地域福祉活動計画は、三浦市の地域福祉計画とその関係性において“車の両輪”と位置付けられているからである。

ともあれ、この計画は、こうした時期に策定されたものであり、かつ、制度改正趣旨を十分に咀嚼したうえで策定される必要があることはいうまでもない。

そこで、本計画は、地域づくりと「我が事」の意識の醸成という観点から、①「**自分や家族が暮らしたい地域を考える**」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働による地域づくり、②「**地域で困っている課題を解決したい**」という気持ちで、様々な取り組みおこなう地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり③「**一人の課題から**」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり—という地域福祉計画の策定プロセスにおける国の方針性に鑑み、互いに影響を及ぼしあいながら、「我が事」の意識を、相乗効果で高まっていけるように最大限の配慮をおこなった。三浦市民が「我が事」としてこれを捉え、主体的に地域課題と対峙するためには、計画策定の過程においていかに住民の参加を得、そこで議論や時には体験を通じて、気づき、行動することの大切さやこういったことに対する機運を醸成していくことが強く求められる。

事実、当法人が運営する地域包括支援センターおまかせからは、8050問題やゴミ屋敷、障害者の保護者の高齢化や介護問題などに認知症や貧困といった生活課題が複雑に絡みあう様や制度の狭間で埋もれてしまうケースの実態が理事会や評議員会の席で度々レポートされている。しかも、課題を把握した時点では既に状態が深刻化しているというのである。総合相談事業が機能するためには、助けを求めるようとしない当該者に対するニーズキャッチシステムも同時に整備する必要があるわけだが、それを可能とするための第2層以降の協議体づくりも無視できない課題となっている。その法人的性格（指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。）からソーシャル・サポート・ネットワークの構築においては一定の優位性を有するわけだが、それをさらに深化させるためにも、一連の事象を調整・共用するための機会や場面、つまり協議体が必要になるというわけだ。

そこに大きな壁として立ちはだかるのが地域のキャパシティ（許容範囲）である。これは、前計画でも述べたことだが、少子高齢化の波は明らかに地域の体力を奪っている。声高に地域、地域と呼ばれてもそれを受け止めるだけのキャパが地域にあるのだろうか—というのが正直なところだ。一連の改革が、社会保障制度の問題を「共助」に押し付けようとしているのではないかという批判もこれにあたる。

また、「排除が可能である場合にのみ包摶がある。」とする論説にも耳を傾けなければならない。社会的な統合性の強さは、これに統合されない者や集団があつてはじめて可視化されるという論法である。これこそが、我々がもっとも大切にしている自由と民主主義という価値観の欠点であり、これを認めないと、ある意味で（ファシズム政治体制のような）全体主義を容認しなければならなくなる。個人の利益よりも全体の利益が優先し、全体に尽すことによってのみ個人の利益が増進するという考え方だ。以前、障害児を抱える母親からこんな話を聞いた。「隣の家の子どもの幸せがなければ、我が家の子どもの幸せもない」と。この言葉の出典がどこにあるのかはわ

からない。あるいは、彼女自身の言葉かもしれない。我々が求めるべき地域社会との“つながり”とは、かくも緩やかなものでいいのではないだろうか。

一方で、我々は知っている。

「三浦市民の誰一人として孤立させない」という理念を掲げようとも「排他の事実」を拭い去ることはできないであろうことを。仮に自治会という枠組みから排除された人がいたとする。その人のために新たな地域の枠組みを築いたとしても、また、その枠組みから外れる人が生まれてしまう。だからこそ地域の枠組みを何重にも設定し、また、柔軟にこれをアップデートしなければならない。そういった意味でも協議体は、我が事、丸ごとの共生社会を実現するために重要なファクターとなる。

昨年、会社員の女性が男に刺されて重傷を負った事件は、この三浦市と目と鼻の先にある横浜の商店街で起こった。何よりも驚かされたのは、容疑者として逮捕されたのが脳梗塞の後遺症で杖を頼りにする 71 歳の高齢者だったことである。元来は社交的で地域の世話役として知られたこの男は、「酒とたばこを買う金が欲しかった」と供述しているという。凶悪な犯行と動機のギャップに愕然とさせられるが、この男もまた地域から孤立していた。これに対し「病気になって以降、自分の『所属先』である職場や仲間を失ったことが一つの要因ではないか。所属先があれば、『悪いことをすると、誰かに迷惑がかかる』とブレーキがかかるが、孤立するとそうした効果も得られない」と指摘する専門家もいる。しかし、こうなって初めて地域は「男」を孤立させていたことを後悔する。翻ってこの三浦市に第 2 の「男」がいないといえるだろうか。ギリギリのところで踏みとどまっているだけで、日々孤独と闘っている「男」あるいは「女」は、そこかしこにいるのではないだろうか。後悔は癒しがたい傷を生む。我が地域を「傷」つけないためにも、一連の改革に沿った「まちづくり」を進めなくてはならないのだろう。誰かに押し付けられるのではなく、自らの「気づき」や「やる気（行動）」によって。

この新しい地域福祉活動計画をその道標にしたい。

また、県立津久井やまゆり園で起きた事件の衝撃は、今も我々の脳裏に焼き付いている。それはなにも、被害者の過多だけに起因するものではない。戦後最悪の大量殺戮事件として日本社会に衝撃を与えたこの事件の本質に、言いうのない優生思想と受け入れがたい“差別意識”が見て取れるからだ。地域共生社会の実現をめざす改正社会福祉法が 2018 年 4 月に施行され、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどが明記された。しかし、こうした動向に伴の加害者は、冷や水を浴びせるがごとき言動を拘留中の今も繰り返している。さらに我々を落胆させるのは、こうした加害者の言動に賛同する者が少なからずいるという現実である。

事件が起きる直前の 2016 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行された。第 1 条において障害の有無に関係なく「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現をめざすことを高らかに謳っている。おそらく法の精神に反対する者は、少ないだろう。一方で、多くの人に

障害者に対する差別感情は根強く残り、「多様性」や「共生」といった言葉だけが躍る。多様性を認めあうという行為は、そうたやすいものではないのかもしれない。

「共生社会」の実現において、最も難しいのは地域社会に潜在する差別や偏見に対する対応ではないだろうか。一人ひとりの福祉意識に働きかけ「差別や偏見の撲滅」をめざさなければならぬ。少なくとも、これを低減するための不断の努力こそが「共生社会」実現の重要なファクターなのではないか。それでも差別や偏見がなくなる日は来ないかもしれない。日本福祉大学の原田正樹氏は言う。「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」と。そして「最初の福祉教育は広報や啓発、講座などに始まり、最後は、真に住民主体が形成されることをめざすものである。地域共生社会を実現していくためには、福祉教育をとおして『学び』を重視していくことが不可欠であり、『学び』によって主体が生まれ、ひいては、住民主体による地域福祉が推進されていくのである。(NORMA/NO.323)」と結ぶ。

当法人において、その中核を担っているのは、紛れもなく介護職従事者等人材育成・研修センター（以下「研修センター」という。）である。あえてここで「中核」と補記したのにはわけがある。この研修センターには、例えば、ボランティアセンターや地域包括支援センターといった法人内の事業所が有機的に関与、または、協働しており、そのことが研修センターのプログラムを豊かにしている—という側面を無視することができないからである。つまり、研修センターは、一つの独立したセクションというよりも、マンパワーの確保という命題において、法人内事業所で顕在化された課題が逐次集積される「ポータル」の役割も担っているのである。

地域福祉の入口にあたる啓発講座に始まり、より実践的な「介護予防インストラクター」の養成や「フレイルサポート」の養成など、その出口は確かに多様化している。しかし、これら一連の活動が、主体を生み、住民主体による地域福祉を推進するまでには至っていない。



出典:住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)

住民主体・参加の概念については、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインが「住民参加の梯子」という表現で分かりやすく説明している。八段から成る梯子の最下段は、「世論操作」の段階と位置付けられ、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態を示している。その一段上の「セラピー（住民の不満をそらす操作）とともに、実質的には参加不在の状態を表す。中位には、「一方通行的な情報提供」、「形式的な意見聴取」などがあり、六段目の「パートナーシップ」から「権限移譲」へと続く段階でようやく住民の権利として参加が認められるというわけだ。最上段は住民が主体となって主導する段階としている。

アーンスタインは「住民の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義する。これを地域づくり、つまり、地域包括ケアシステムに当てはめれば、住民が住みたいと思い、こうあって欲しいと考える目標の実現について、住民に一定の実行力（権限）を与えることを指しているといつていいだろう。

そこで思い起こされるのが、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスBや通所型サービスBに対する取り組みである。

—————(参考資料/厚生労働省老健局振興課)—————

サービス類型

○要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニディサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3~6ヶ月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

②通所型サービス※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、
③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなる。

【参考】「通所型サービスB」と「地域介護予防活動支援事業」の比較

事業	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助／その他補助や助成	委託／運営費補助／その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等	人數等に応じて月・年ごとの包括払い ／運営のための間接経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合は サービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※通いの場には、障害者や子どもなども加わることができる(共生型)

——(介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方)——

当法人では、これまでに育成してきた「介護予防インストラクター」や「フレイルサポーター」などの人材を活用して、訪問型サービスBや通所型サービスBを市内に点在させたいと考えている。「活用」という言葉はいかにも高慢で、そこに住民の主体性を見いだすことはできないかもしれないが、しかし現状は、当法人が推し進めたいと考えるB型類型の事業に、先の人材を“当てはめ”、ご「参画」いただくという手法でしか、その実現を見ることはできない。肝心のマネジメントの部分に我々が強く関与し、事業運営を主導することになるからだ。当該人材に対し、それを成し得るほどの「主体性」を育んでこなかったと言わればそれまでだが、これを醸成させるための機会を与えるには、あまりにも人手が足りない。とはいえ、せめて「協働」できるような対等な関係を構築しなければ、おそらく全てが、徒労に終わるだろう。したがって、早い時期に我々は事業運営から手を引き、持続可能なB型類型事業を住民主体で運営できるように工夫を重ねなければならない。ともあれ、これまでの専門職とされる一部の人材が地域をマネジメントする仕組みだけでは、住民を“一社会資源”として、どのように活用すればよいか—という発想しか生まれて来ない—という考えに変わりはない。そうではなく、その意思決定、つまり、住み慣れた地域社会の中でどのように生きていくのか—という選択を住民の側に戻すことこそが、

地域包括ケアの新しい理念なのだと考えるからだ。我々は、その核となるのが二層以降の“協議体”であると考えている。

一方で、当法人では、人材育成に関する取り組みと同様に地域踏査に基づく「地域診断」を自治会（区長会）単位でおこなってきた。これは「知っているつもり」でいた地域の「魅力」や「地域力」を再発見しようという試みでもある。とりわけ、後発の地域踏査においては、地域住民にも、極力これにご参画いただくようにしている。理解が参加を生み出すのではなく、形式的であれ、参加が理解を育むという考えに則っているからだ。なお、我々がこのB類型にこだわるのには、わけがある。例えば通所型サービスBの場合、その通りの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができるという大きなメリットを持つからだ。地域社会の中に、高齢者のみならず、様々な理由で“生きづらさ”を感じている人々がいることを忘れてはならない。

ゆえに最新の地域福祉活動計画の理念に「誰一人として孤立させない社会の実現」を掲げた。そしてこの計画を実現するための基盤整備となるのが、地域踏査と介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスBや通所型サービスBの実現であり、B類型の実現と地域踏査を一体的におこなうとともに、最重要課題として、位置づけ、これに、研修センターが積極的に関与することで、福祉教育のさらなる充実を図りたいと考えている。

最後になるが、認知症研究の第一人者で、「長谷川式簡易知能評価スケール」の生みの親でもある長谷川和夫氏に関するエピソードを紹介したい。

長谷川氏は、2017年4月、自身も認知症であることを公表した。「他の人からの支えを受けなければ、何もできない。そういう気持ちを持って、お願いしながらやっていく。未来は不透明だと覚悟して、腹をくくって一日一日を大切に生きていく。自分のできる範囲で、人の役に立つことをやってみようと思う。」と今後の生活を抱負も交えながら語る。さて、長谷川氏には、馴染みの喫茶店や毎日のように通うヘアサロンがあるという。週に1度はデイケアにも通う。安心して出かけられる場所があることの喜び、かつての権威者を憐れむでもなく、普段どおりに接してくれる人達。こうした暮らししがいつまで続くかわからないという危うさに不安を感じながらも、「僕が周囲のことを忘れても、みんなが僕のことを忘れていないから心配ない。大丈夫。そういう地域があるのはいいね。」と言い切る。

どうだろう、この三浦市をそんな“まち”にしたいではないか。

第1章 計画の目的、策定経過と特色

人口減少に歯止めがかからない三浦市において、本当に地域社会は、高齢者や障害者、児童などそこに存在する福祉的課題を受け止めていけるのだろうか。消滅可能性都市とまで言われるこの三浦市に、そのキャパシティはあるのだろうか？

前計画において、我々が広く市民に投げかけた問い合わせであり、自問である。計画を策定するにおいて、根拠のない現状認識に基づくテーゼで、計画にご参画いただく市民の同意を取りつけることなどできないと考えたからだ。

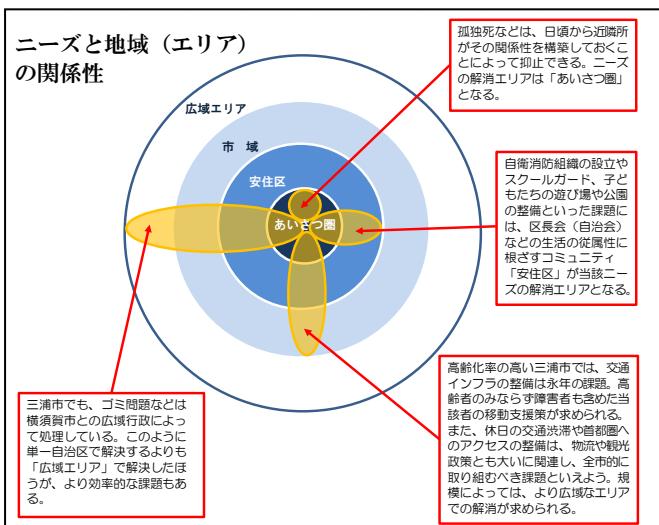
この間、計画事業の実践や地域診断をとおして、持続可能な少子高齢化社会の構築という大命題に取り組んできたわけだが、未だその答えは見えない。

一方で、エリアという視点のみをもって地域社会やそこに存在する生活課題を具象化することは困難であるとする考えに変わりはない。前計画同様、地域福祉を論じる際に求められる視座として、まず先にニーズが存在するということ、そして、解決すべき困りごとがあつてこそ、それを吸収する地域が生まれるという仮説をもって、今計画も“地域社会”を捉えることにした。

地域社会を単にエリアとして捉えるのではなく、そこに人間関係や諸種の課題が介在し、一方で、その解決に効率性や優位性があるからこそまとまる“地縁団体・集団・組織”を「地域社会」とする考え方である。

そこで我々は、「地域社会」を次のとおり定義した。

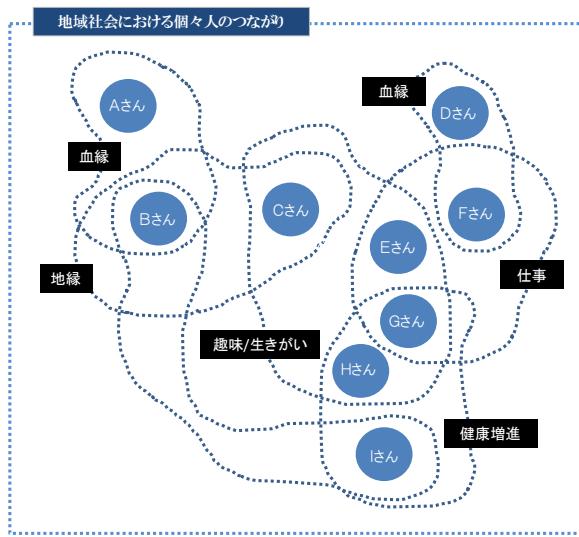
「三浦市という基礎自治体を基本的な範域とする空間領域で、そこに居住することを契機に発生する多様な生活問題を、生活者間の協働によって処理することを主要な構成要素として成立する社会」



我々は、便宜的にこの定義に基づく“地域社会”を4つの空間に区分してきた。一つは、ゴミの集積場単位を“あいさつ圏”とする生活者に最も身近なエリア。二つ目は、生活者の従属性に基づく小学校区をエリアとする“安住区”。旧来からの三崎地区、南下浦地区、初声地区といった市制施行以前から存在する自治エリアは、この安住区に従属する。三つ目は、これを含むする三浦市という行政区。そして、最後の四つ目は、医療やゴミ処理など三浦市という行政区に留まらず、より広い

エリアでの解決が求められる生活問題もあることから、これに“広域エリア”を加えた。しかし、どうしても空間・領域だけで、計画の舞台となるエリアを設定するには、便宜的にとはいえ、やはり無理があったのかもしれない。人と人のつながりは、我々が想定する以上にコミュニティの形成に影響を及ぼすからだ。

我々が求めた定義に依拠するなら、諸種の課題を解決するための舞台となる「地域」は、その「課題」によって範域を変容させることになる。また、それぞれの活動の担い手によって「地域



社会」を育み、新しい範域を設定することも可能だ。地域社会とは、人間が存在し発展する空間であり、常時変化の可能性を有し、他地域と複合的、重層的に関係するものとして総括することができるからである。前頁の図は、それを示したものだ。

例えば隣市の横須賀市などとは、行政面での連携というほかに、生活面でも市民が月に数回、買い物や図書館などの利用といった形で交流を持っている。こういう場合には等質性（同一の生活習慣に従い、かつ共に生活する一体感と集合体への帰属意識）には欠いても、つながり

を持っていることから、広義な「地域」と見做すことができる。本計画における地域社会の規模は、必ずしも一定ではなく、時として境界を越えることがあったり、あるいは、縮小したりする可能性があることを再度確認しておきたい。一方で、個々人の“人と人”とのつながりは、血縁や地縁といった伝統的な倫理基盤ともなっている信頼性の高い人的なネットワークから、趣味・生きがい、仕事に至るまで多様である。しかも、それは複雑に重なり合っている。地縁や血縁といった旧来からの“つながり”にしがらみや負担感を感じる世相を反映し、これに縛られない“人とひととのつながり（SNSなどもその一例）”がより求められていることにも着目しなければならない。ともあれ、社会とのつながりは人間本来の喜びに加えて、社会の効率性を高める、あるいは、利益をもたらすというソーシャルキャピタルの概念に基づけば、社会的ネットワークとそこから生み出される共通の価値観や規範は信頼・多様性に関する寛容・公共意識・相互扶助などといった理解を広げるものになるという確信である。

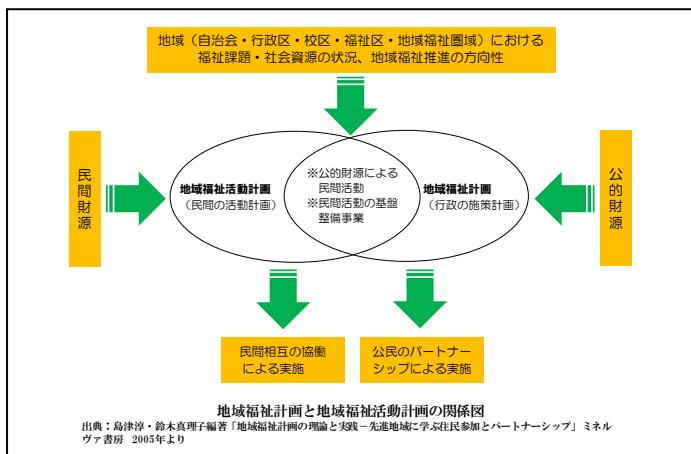
1 計画策定の目的

本計画は、1996（平成8）年度、2003（平成15）年度、2008（平成20）年度、2014（平成26）年度に策定ないし改訂した「三浦市地域福祉活動計画」に続く住民主体の行動計画であり、この間の目まぐるしい社会情勢の変化や法制度の改変、そこから生まれた新たな課題や社会ニーズに対応することを命題とする。もとより、地域福祉活動計画を策定する意義は、地域住民による創造性の発揮や協働に基づいて、地域の価値観や長期的な目標を明確に定め、地域の取るべき方向性を具現化していくことが、地域社会に存在する諸課題の解決策の一つとして考えられていることに他ならない。鳥瞰的な視点とともに、地域社会を取り巻く、自然環境や産業、人口属性などの複雑な地域特性をふまえた上で、地域住民の目線に合わせ、日々安心感のある生活を送ることができるように、きめ細やかな地域社会システムの構築を進める必要があると考えているからだ。

なお、地域福祉の推進と在宅福祉の充実・地域生活移行の推進は地域の福祉力の程度とのバランスをとりながら進めていく必要があるという考え方を基本としている。ゆえに、三浦市という地域社会にそれを支える“キャパシティ”ないし“地域力”があるか否かの判断は重要であり、本計画とも同時並行的におこなわれる地域踏査による“地域診断”作業は重要度を増すことになる。事実、海外区で実施した地域踏査において、津波に襲われたとする仮定に有効な解決

策を見出すことはできなかった。海沿いの地域と高台の地域が日頃から交流を深めることを“はじめの一歩”とする地域の再編についても検討しておかなければならぬ。この三浦市の中では、細かく見れば、地域毎に老人人口比率は異なる。特定の地域に高齢者が集中する可能性は否定できない。そうなったとき、その地域は本当に要介護高齢者を支え切れるのであろうか。今もって、その答えも見いだすことはできない。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



地域福祉活動計画とは「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ」（全国社会福祉協議会）とされている。また、行政に先行して旧来から策定されてきた経緯を持っており、事実、行政計画たる「地域福祉計画」が社会福祉法において

明文化される以前から、当法人では「地域福祉活動計画」を策定している。そこで本項では、本計画とも密接に関連する行政の「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性について整理したい。

地域福祉計画の法令根拠は、「はじめに」のところで述べたとおりであるが、厚生労働省社会保障審議会福祉部会がまとめた「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え／平成14年1月28日）」には、次のような記述もある。少し古い資料になるが、その精神は今も生きてい

地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容		
種別 項目	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社協
性格	行政計画（施策化・事業目標の明確化）	民間の福祉活動推進のための自発的な計画（地域協働のルール化）
理念	公民協働で地域課題を把握し、共有する	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公的サービスの基盤整備 ●地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスの施策化・目標 	<ul style="list-style-type: none"> ●施策に基づくサービスの展開（施策の動向を監視し、未実施サービスの実現を求める） ●施策化されたもの以外の独自サービスの開発・展開
	公民連携や協働のルール化	
利用者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援・普及、総合相談事業などの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用の方法や内容などについての自発的な学習 ●住民相互のサポートシステム（小地域ネットワーク、ニーズ発見システム）
サービスの開発	<ul style="list-style-type: none"> ●新規参入（法人誘致）やベンチャー的福祉サービスの試験運用の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズに応じたサービスの開発（福祉活動をおこなう団体の協働プロジェクト）
サービスの質	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者への指導（監査） ●職員研修（スキルアップ）の支援 ●事業評価システム 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や利用者の参加による事業評価
住民参加	<ul style="list-style-type: none"> ●行政施策に対する住民参加の仕組みづくり（評価・一部権限の委譲） ●ボランティア（市民活動）センター設置 ●ボランティアコーディネーターの設置 ●住民活動の拠点整備、住民の福祉活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンターや拠点などの運営 ●ボランティア活動推進計画の実行

出典：井岡勉他編著「地域福祉概説」明石書店 加筆修正

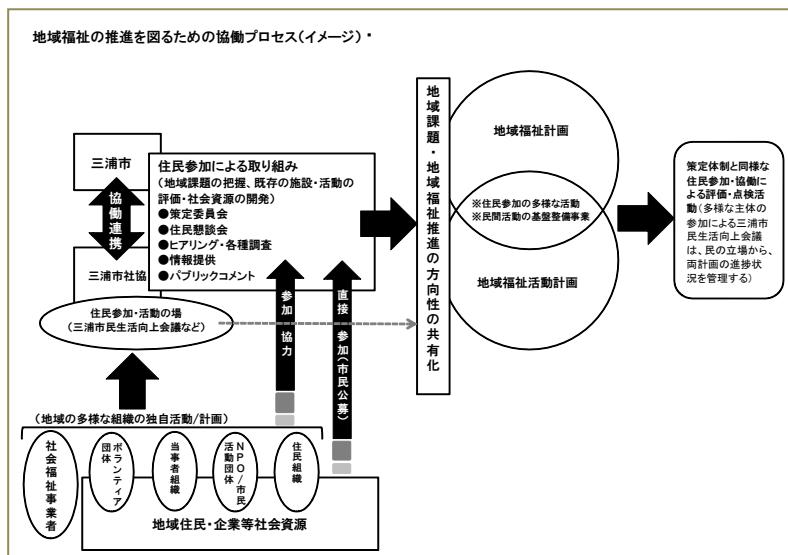
るはずだ。

「社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進をめざすものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。」（前頁下段及び下図参照）

このように、社会福祉法に基づき行政が「地域福祉計画」を策定することの意義がより強く規定されたことを受け、本計画が持つ重要性も高まったものと考える。

3 計画の策定手法と前計画の評価

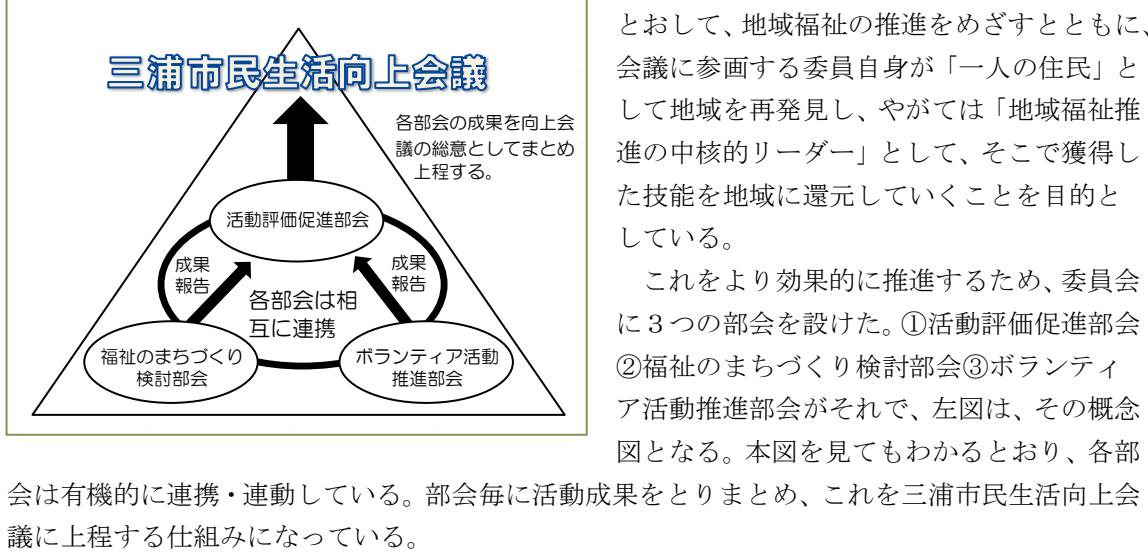
全計画の策定事務局を担ったのは、ボランティア活動推進計画の策定にも携わった杉崎悠子をチームリーダーとする若手職員4名であった。しかし、本計画は、成田慎一事務局長の強い意向もあって、オール社協での取り組みを旨とした。当法人にあっても、組織の拡大は“縦割り”的制約を生む。従事する事業に対する帰属意識の高まりが、ともすると“社協マン”としての意識を希薄化させてしまうからだ。果たして、成田事務局長の陣頭指揮のもと、総勢16名のメンバーで局内プロジェクトを組織した。その意図が奏功したかは、本計画の進捗を図るなかで明らかになるものと思われるが、やはり意思疎通には一定の時間を要し、また、これに関与する度合いも職員によって差異があったことは否めない。一方で、計画の策定過程を周知徹底するための作業は大幅に短縮できた。事実、計画策定ニュース発行の必要性も限られただけだ。



彼らは同時に、「地域福祉活動計画」の進捗の管理をとおして、行政・社協・住民・関係機関・団体間での「地域福祉の推進」に関する認識と「地域福祉の推進における課題」の共有化を目指として組織された「三浦市民生活向上会議」活動評価促進部会の事務局を担うことになるわけだ

が、計画策定の終盤は、実務を担う地域福祉課主導でこれを進めた。期間に定めのある作業ゆえ、やむを得ない側面があることを認めながらも、ドタバタした感は否めない。通常業務を抱えながらの作業なので、足並みの揃わないこともあったろう。しかし、現実は現実としてこれを真摯に受け止め、次期計画策定の反省点としたいところだ。

さて、同会議は、市民各層からの幅広い参画のもとに組織され、協働をキーワードとした住民懇談会の開催や、部会活動の積極的な推進をとおして、地域福祉の推進をめざすとともに、会議に参画する委員自身が「一人の住民」として地域を再発見し、やがては「地域福祉推進の中核的リーダー」として、そこで獲得した技能を地域に還元していくことを目的としている。



これをより効果的に推進するため、委員会に3つの部会を設けた。①活動評価促進部会②福祉のまちづくり検討部会③ボランティア活動推進部会がそれで、左図は、その概念図となる。本図を見てもわかるとおり、各部会は有機的に連携・連動している。部会毎に活動成果をとりまとめ、これを三浦市民生活向上会議に上程する仕組みになっている。

一連の過程において3部会の中でも中心的役割を担う活動評価促進部会は、それぞれの報告を総括するとともに、これを「地域福祉活動計画」との関連から精査・集約し、課題の整理へと結びつけていく。

さて、事務局長の成田が、オール社協での策定を標榜し、またこれに比較的若い職員を登用したのには理由がある。これら一連の行為が、コミュニティオーガニゼイションそのものだと考えたからだ。社会福祉協議会がめざすところの本質を彼らには、そのキャリアの最初期において経験させたかったからである。

なお、こうした仕組みの中で、彼らは以下の役割を果たした。

- ①具体的なケースの処遇検討から不足しているサービスや社会制度の不備を炙り出す作業
- ②上記①を踏まえて、ニーズ把握から実質的生活支援策をフロー化する作業
- ③住民、当事者、関係機関・団体へのヒアリングの実施
- ④上記②～③を踏まえて、地域課題の解決方策を見出す作業(優先順位、実施時期、財源の確認等)
- ⑤個別実施計画の素案づくり

このように、基礎資料や各種データの収集は、主に事務局が担い、それを三浦市民生活向上会議の各部会に提出する仕組みをとった。

この中でも彼らは、特に③の作業に熱心に取り組んだ。そこで顕在化された三浦市民が抱える様々な“困りごと（生活問題）”は、そのまま計画を策定する根拠となっている。

(1) 団体ヒアリングと住民懇談会について

(人)

7月11日	HUGくみ保護者	13
7月19日	介護予防インストラクター・フレイルサポートー	26
7月30日	一般社団法人三浦市観光協会	2
8月1日	AA	2
8月2日	星和住宅有志	8
8月3日	NPO 法人ハーベスト・きくな	15
8月4日	矢作区	12
8月6日	ふれあいストレッチの会	13
8月7日	社会福祉法人県央福祉会三浦創生舎	2
8月9日	三浦市立病院地域医療科	2
8月10日	三浦まちづくりの会	17
8月13日	三浦商工会議所	2
8月20日	第2福寿会	13
8月20日	弓削歯科	1
8月20日	利用者A	2
8月21日	NPO 法人小網代野外活動調整会議	4
8月21日	松輪区の漁師有志	6
8月21日	利用者D	1
8月22日	公益社団法人シルバー人材センター	2
8月22日	かながわ信用金庫三崎支店	4
8月28日	とびうおクラブ小学生	40
8月29日	老人福祉保健センター	6
8月29日	三浦市民生委員児童委員協議会役員会	14
9月2日	サンコートマホロバ管理組合理事会役員・サンコートマホロバ自治会役員	6
9月3日	利用者B	2
9月6日	利用者C	2
9月7日	油壺エデンの園 入居者	7
9月7日	三浦市立病院リハビリテーション科	8
9月7日	利用者E	1
9月11日	はっぴー子育て応援団	2
9月12日	育児サークル「にっこにこ」	6
9月12日	民間企業A	1
9月14日	ほっと*ハート	11
9月18日	鎌倉保健福祉事務所三崎センター	3
9月19日	三浦市ボランティア連絡協議会	15
9月28日	三崎中学校職員	2
11月20日	三浦市消防団	5
11月27日	合同会社 MISAKISTAYLE	5
1月23日	利用者家族 F(HUGくみ)	1

三浦市において、様々な活動を展開しているボランティア団体や福祉当事者団体等を対象に「三浦市にはこんなことで困っている人がいます。」という情報提供をしたうえで、「知っていましたか？これらの課題解決のために、自分と周りの仲間たちで、どのようなことができますか？」といった具合に、これまでに把握した三浦市民の“困りごと（生活問題）”を広く三浦市民と共に有し「課題解決のために何ができるか？」をともに考える機会として住民懇談会に近い形で住民ヒアリングを実施した。

（2）ヒアリング実施風景





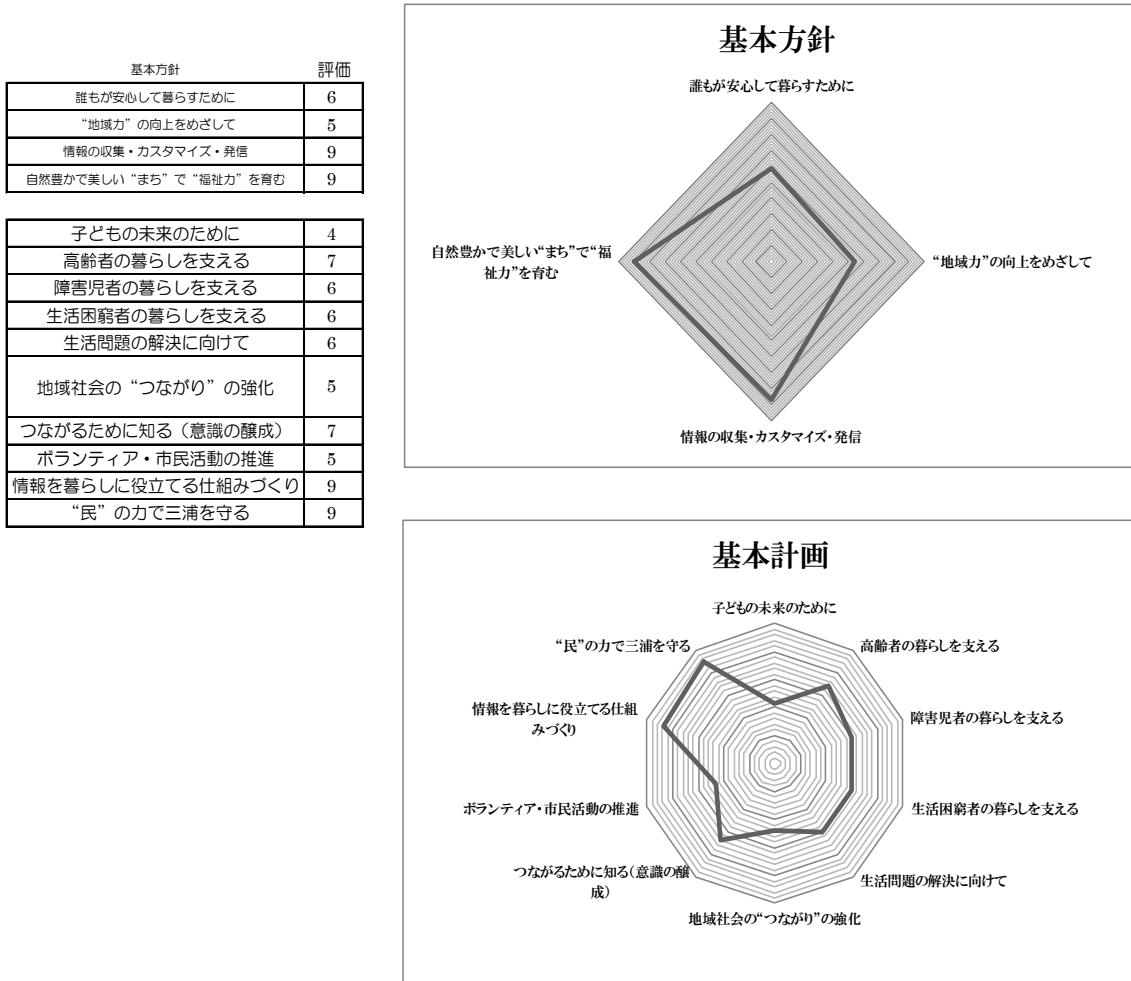
(3) 三浦市民生活向上会議会報について

本計画策定の進行状況については、会報「Citizen activity information magazine」を発行し、周知徹底に努めている。この会報は、三浦市社会福祉協議会のホームページでもリアルタイムで閲覧できるようにした。

また、全ての三浦市社会福祉協議会職員が情報を見出し、各部署における回覧を義務付けている。三浦市社会福祉協議会の職員こそ、本計画の客体であってはならない。個々の職員が地域社会の一員として、それぞれの役割をそれぞれのコミュニティにおいて発揮することが、この社会を変える大きな一歩につながると考えるからである。もとより、自らが体現できないことを市民に強要することはできないし、それは、各々の“気付き”に基づかなければならぬ。この会報は、それを成し得るためのツールにしたかった。



(4) 前計画の評価



計画の策定において、事務局が担った作業の一つに前計画の評価作業があった。

三浦市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の第1版を1996年に策定して以来ほぼ5年毎にこれを改定するとともに、その実現に向けて歩みを進めてきた。もちろん計画を実現していく中で改善された地域課題もあるが、長期にわたって解決できないままに残っている課題も少なからず残っている。

実施主体を三浦市社会福祉協議会とする取り組みについてはある程度の成果を挙げることができたという自負もありながら、これが後述の「地域包括ケアシステムの構築」に関する社会福祉協議会としてのアプローチに関する評価となると、胸を張れるような評価は得られなかった。成果指標が異なるといえばそれまでだが、個々の事業の実現が必ずしも「地域包括ケアシステムの構築」に寄与するとは限らないということなのだろう。以下は、実施計画毎の進捗状況と評価である。

4 実施計画毎の進捗状況と評価

基本計画 子どもの未来のために/総合評価 4

実施事業名	評価
子育てサロンの充実・発展 【進捗状況】 <p>既存の“子育て支援”サロン（民生委員による「ほっと＊はーと」や三浦市社会福祉協議会「きらきらキッズ」、三浦市保健福祉部子ども課による「みまぐっこ」等）や幼稚園・保育園の余裕スペースの開放を継続してきたが、各サロン間の横断的連携体制を確立するには至っていない。きらきらキッズは、基本的に利用者が少ないため、継続のためには周知が必要だろう。また、利用者からは「月1回でなく、いつ行っても使える遊び場が欲しい」との声が聞かれた。</p> <p>計画策定当初より、実施主体に関しては、環境整備を“公”的責務とし、その運営は“民”に委ねられることが望ましいとしてきたが、三浦市には公の責務を果たすための最低限の体力すら残されていないのが現状である。学童保育を例にとっても、施設の老朽化等による移転にも、早期には応じられないのが実情だ。事実、施設の老朽化に加え、土砂災害の危険性などから、学童保育所を運営する放課後児童クラブ連絡協議会は、「ひまわりクラブ」（初声町下宮田）の施設移転などに関する陳情を三浦市議会におこなっている。</p> <p>効果的な「子どもの居場所づくり」のためには、地域の「人」と「場」が大いに活躍していることが求められる。孤立社会・無縁社会化が進む現代社会において、子どもの居場所・子ども達の生きる力を育むための活動は、単に子ども達のためだけでなく地域社会・現役世代の大人達にとっても、大きな社会的意義があることを改めて問いたい。さらに、大人も「子どもの居場所」での活動を通じ、社会性・相互扶助の意識を強め、人とのつながり・コミュニティづくりに積極的に関与することを理想としている。</p> <p>大人が、「子どもの居場所づくり」についての社会教育的な意義・観点に立って、しっかりとビジョンを構築し、継続的・発展的な活動を推進していくことが肝要である。理想的な地域コミュニティによる「子どもの居場所づくり」は一朝一夕に成し得るものではないかも知れないが、しかし「子どもの居場所づくり」に対するぶれない“想い”を地域の大人達が共有することで、確実な歩みが期待できるのではないだろうか。事実、当法人ではここ数年、未病サロンの設置に傾注し、その数を増やしている。地域住民間の協議の結果によつては、サロンが「子どもの居場所」へとその用途を広げる可能性は十分にある。もとより、結束するために必要なのが「想い」（意味や価値）であるならば、より多くの人がその「想い」を共有し、次々と参加できる「場」を用意・整備していくことで、地域の人とのつながりは強くなり、地域コミュニティの活力（地域力）を一段と高めることができるかもしれない。</p>	2
公共スペースの活用 【進捗状況】 <p>「学校の余裕教室や体育館・校庭・潮風アリーナ、自治会館といった公共施設を開放する。付帯機能として、市民活動者を講師とした『遊びの教室』を提案する」考えであったが、現実的には未着手の領域となってしまった。しかしながら、これまでの“未病サロン”の取り組みによって、「場所」に活動がついてくるのではなく、「活動」に場所が付随してくることが実証的に明らかになっている。民家、寺、場合によつては、三浦の豊かな自然も当該活動のフィールドとなるのだ。固定観念に囚われない柔軟な発想でこの問題に取り組む必要性を感じる。当法人では、三崎地区の空き店舗を活用して介護保険事業を実施した実績もあるので、そのノウハウも活かしていきたい。</p>	2
小児医療制度の充実 【進捗状況】 <p>三浦市は、横須賀市との消防の広域化を実現した。小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保に限界があることや、組織管理、財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも万全でなかった。しかしながら、消防の広域化によって、行財政上ののみならず、消防力の強化による住民サービスの向上や消防体制の効率化と基盤の強化が期待できるようになった。以下は、期待されるスケールメリットの一例。</p> <p>【住民サービスの向上】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 2 消防署の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 <p>【消防体制の効率化】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 本部機能統合等の効率化による救急業務及び予防業務の高度化・専門化 4 各本部に施設等を整備するといった重複投資の回避による経費の節減 	6

【消防体制の基盤の強化】**5 高度な資機材の計画的な整備****6 組織及び人員規模の拡大に伴う適切な人事ローテーションによる組織の活性化**

このように、救急体制が整ったところで、改めて小児救急医療について考えてみる。今もって「かながわ小児救急ダイヤルの活用」の有効性は高く、その利用普及に努めることが肝要かと思われる。またそれは、コンビニ受診の低減につながることだろう。ゆえに、当該自治体には、そのことを訴え、実効性の伴った制度として認知されるように働きかけねばならない。ちなみに、当法人職員に対し「かながわ小児救急ダイヤル」の利用状況を確認したところ、「利用したことある」と回答したのは、15名中1名のみだった。

同じく、横須賀市新港町にある救急医療センターに関しては「遠く感じる」という意見も「財力と人口から考えると、まだ近い方ではないか?」と、賛否両論あった。

なお、三浦市では、子どもたちの健全な育成を支援し、健康の増進を図ることを目的として、0歳から中学1年生までの入院・通院医療費の自己負担分を助成している。また、中学2年生から中学卒業までの入院医療費の自己負担分を助成している（中学2年生から中学卒業までの入院については所得制限あり）。

当法人としては、今後「コンビニ受診はやめよう」という啓発活動に取り組むことができるだろう。

子どもの発育を支える仕組みづくり**【進捗状況】**

三浦市の取り組み状況に関しては、「事業の概要と解決に向けた取り組み」にも記したとおり、行動計画が策定されたという点において、明確な「目標」が定められたことは大いに歓迎したい。

一方で、当法人の取り組みとしては、はっぴー子育て応援団と共に、「トリプルP」の普及に努め、また、後述するが、トリプルPのファシリテーターに「きょうだい児」支援にご協力いただくななど、当該技法の運用にも努めた。残念ながらHUGくみによる「個別療育指導」は、講師の確保がままならず中断を余儀なくされている。但し、この個別療育に関しては、当該児童に対する処遇において一定の指針となつたことから、スタッフの安心感につながった一方で、これが「子どもたち」の成長にどのように寄与したのか—という検証はおこなわれていない。

発達に遅れがある乳幼児等とその保護者を対象に、基本的な生活習慣の習得と集団生活への適応訓練をおこなう心身障害児生活訓練会（すくすく教室）とHUGくみの連携が不十分である。

エールを開設したことにより、障害児に関する相談窓口ができたことは評価に値する。鎌倉保健福祉事務所三崎センターを中心に、三浦市や市外の障害者支援施設などが共同して「養育支援講演会」を毎年開催している。これに当法人も関わっている。

臨床発達心理士、児童福祉司など専門職の確保が今後の課題となろう。また、鎌倉三浦地域里親会は、三浦市内の里親の数が不足しているため、スーパーマーケット等で説明会を開いているが、相談に来る人はほぼいないという。普及のための講習会に対して助成金を支出する当法人として、実情の把握が必要である。

民生委員児童委員活動の一層の促進**【進捗状況】**

2017年に制度創設100周年を迎えた民生委員は、厚労省から委嘱される特別職の地方公務員で、児童委員も兼ねている。ここ数年、この三浦市でも「担い手の不足」に悩まされているというのが現状だ。

地域によっては、民生委員が選任されず、隣接地域の民生委員が任意でこれを代替しているところもある。しかしながら、民生委員には無職や児童養育の事実などを証明する「証明事務」といった大切な“しごと”もあり、こうした状況をいかにして打開するかも、社会に課せられた重要な案件となっている。

無報酬で、高齢者やサポートが必要な人のために奔走する民生委員は、私たちの住む地域になくてはならない存在であるが、しかし、高齢化が進む現在においては、民生委員にも高齢化が目立つようになってきた。地域の実情に通じたベテランの民生委員に相談役を安心して続けてもらうためにも、今後は、地域での活動を若年層や中年層のボランティアがサポートする制度が必要とされているのかもしれない。事実、先進他市では、民生委員の活動をサポートする体制を敷いている自治体もある。こうした先進事例に三浦市も学ばなければならぬ。

こうした状況において、民生委員・児童委員が受けた諸種の相談を関係専門機関に“つなぐ（バトンタッチする）”ことで負担感の軽減を図ろうという計画は、あまり実を結んでいない。民生委員児童委員の活動をバックアップする中間支援施設（機能）は、今後も継続して求められることだろう。もとより、地域包括ケアシステムを構築するにおいて、生活支援コーディネーターと対をなす「協議体」には、民生委員・児童委員自身もその構成員として想定されることから大いなる期待が寄せられる。以下は、計画策定中に寄せられた意見等。

4

2

<ul style="list-style-type: none"> ・後から引っ越してきた住民はなりづらいもの。 ・当法人から事務費は支出している。 ・社会福祉協議会も、部署の事業内容によって、民生委員との連携状況が違う。 ・私が住んでいるのは、古くからのコミュニティがない地域。そのため情報を得にくい。また、市からも個人情報をもらうことができず、大変だと聞いたことがある。 ・民生委員というものが時代にそぐわないのではないか？ ・戦後すぐは、民生委員はやるべきことがたくさんあり、その役割を果たしたと思う。今は時代が変わり、できることも限られている。民生委員制度は100周年を迎えたが、その間の法改正は1回のみ。時代に合わなくなるのも、やりたい人がいなくなるのも当然。 ・当法人としては、一生懸命活動している人を顕彰する仕組みをつくる必要があるだろう。 	
みうらっ子育成寄付金の活用 【進捗状況】 「みうらっ子育成寄付金」の使用例は「遊具・学校施設の整備・修繕、そして、子育て支援」となっている。今後は、実践事例を蓄積し、幅広い用途で効果的に活用されることが求められる。子ども向けの活動を行う市民活動団体への配分や、公益性の高い市民活動団体の活動を事業化する際の資金としても活用されるよう提案していきたいとする考えに変更はないものの、当局としては、主にハード面の整備に活用したいようである。	6
育児・介護休暇の利用促進 【進捗状況】 社会福祉協議会でも、男性の育児休暇の取得を奨励しているが、実際に取得する者は現れていない。理由も「授乳の問題もあるので、乳児期には母親がそばにいる方がよい」とか「義理の親と同居（マスオさん状態）なので、嫁を働きに出して、自分が育児をするのは気まずい」など様々。当法人では、ジェンダーフリーの理念に基づいて“働き方改革”を進めようとしているわけが、社会通念の変革にはなお時間を要する見込みである。	8

基本計画 高齢者の暮らしを支える/総合評価 7

実施事業名	評価
介護保険事業の充実 【進捗状況】 三浦市では、高齢者が生活機能の低下などにより、介護が必要な状態になっても、住み慣れた“我が家（地域社会）”での生活を継続できるよう、当該者のニーズを十分把握しながら、介護サービスの提供基盤の充実を図る必要に迫られていた。 この間、「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」も始まった。「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」とは、2015年4月に施行された新しいサービスのことで、厚生労働省はこれを「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支えあう体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。」としている。 市町村の権限において実施される総合事業は、地域支援事業の中に組み込まれ「介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）」と「一般介護予防事業」とで構成されるわけだが、その進捗状況は様々しかない。	8
地域包括支援センターの充実 【進捗状況】 地域包括支援センターにおいては、第一義的には総合相談機能の充実を図るとしてきたわけだが、「相談支援事業の充実」の項でも述べたとおり、「安心館」の創設によって、ワンストップによる総合相談体制を整えたところで留まっている。問われるのは中身だ。当法人の「地域包括支援センター」は、一つの事例を地域の課題として社会化する作業をどれだけ成し得たといえるだろう。事実、彼らの作成する「エコマップ」からは、いつも「互助」の領域が抜け落ちている。多様な担い手たち（専門職だけではなく地域住民やボランティア等も含め）の参画によるネットワークや連携・協働での総合的な働きかけ—といった活動もほぼできていない。要支援相当の利用者に対するプランを作成するプランナーとしてなら、一定の評価を与えることができるかもしれないが、その姿は、理想とする「地域包括支援センター」の職員像からは程遠い。そこに属する職員の多くは、個人の問題を世帯の問題とし、さらには、これを地域の課題とする視点が明らかに欠如している。「三浦市社会福祉協議会の地域包括支援センターは、ケースとサービスを結び付けたらそれで終わり」と揶揄する者もいるらしい。我々が理想とする「地域包括ケアシステム」には、障害者も子どもも、はたまた“生きづらさを抱える者”までもがこれに含まれる。だからこそ、当法人では月に1回、ケースの属性に関わることなく、いうなれば、対象を選ぶことなく全職員合同のケースカンファレンスを開催しているわけだが、いつもどこかで行き詰りを感じてしまうのは、地域の「力」を、あるいは「助け」を得ようと	4

<p>いう考えが欠落しているからにはかならない。既存のサービスでは解決できない丁度いい支援策がないと、すぐさま「処遇困難事例」になってしまふ。こうした状況を客観的に俯瞰すると、まだまだ個々人のアセスメント能力が向上したとは言い難く、補助執行部が意図する「総合相談の総合」の意味が理解を得ているとはいえない。また、総合相談を可能にするツール「共通相談シート」の利用も遅々として進んでいない。その道のりは極めて厳しいと言わざるを得ない。</p>	
<p>地域包括ケアの推進 【進捗状況】 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざす中で、我々が最も重視しているのは「個別ケア」の理念である。適正なアセスメントに基づき、個々人に最も適したケアサービスを提供するためには、経験値に基づくステレオタイプのサービス設計に陥ることなく、あくまでも「地域社会」をフィールドに生活重視の支援策を構築しなければならない。一つひとつの事例を丁寧に解析、データを蓄積することによって“三浦”における共通の介護課題を顕在化し、さらなる支援の拡充をめざすためだ。そこで、当法人では、月に1回は各セクション合同の「ケース会議」を開催し、職員個々のアセスメント能力の向上に努めている。地域包括支援センターは、こうした作業を地域社会と関連付けておこなうべきであり、それが引いては、第3層の協議体を設置することにつながるものと考える。支援の対象となる個人が生活する地域社会に絶えず想いを馳せなければならないということだ。 また、当法人では、各種相談部門を統合し、よろず相談所「安心館」を開設し、相談事業のワシスストップ化を“目に見える”形で実現した。しかしながら、その試みはまだ途上である。今後は、共用のフェイスシートやアセスメントシートを用いて、一元的に当該利用者を管理し、サービス提供における経過記録も含めてデータを蓄積することによって、サービス事業間で共有できる個々のサポート&プロフィールブックを作成していきたいと考えである。もちろんこれを地域社会にまで広げるとなると、個人情報の保護や人権の問題が複雑に絡みあい、大きな壁となつ立ちはだかるに違いない。しかし、“命とプライバシーのどちらが大切ですか?”と言われるよう、こうした問題こそ、地域の課題として受け止め、議論を尽くし、知恵と工夫で乗り越えなければならないのではないだろうか。ゆえに、生活支援コーディネーターと協議体の役割は重要なのである。 一方で、①高齢者のアルコール問題②セルフネグレクト③虐待・暴力行為④増加傾向が顕著な認知症高齢者に対する対応やこれに関連する⑤薬剤のコンプライアンスに関する問題が改めて顕在化された。こうした課題を地域社会共通の課題としていかに対峙するかも問われる。</p>	8
<p>おかげりなさいプロジェクトの展開 【進捗状況】 「おかげりなさいプロジェクト」を通じて①要介護（寝たきり・認知症）高齢者が減少する②施設ケアから在宅ケアへの移行を推進する③医療費が節減できる④地域経済の活性化が図られる一などといった成果が得られたか。あるいは、地域包括ケアシステムが進むにつれ、附隨的に地域経済が活性化する一といった現象が現れることが、計画の成果指標となるわけだが、実際には、2017年4月の時点で、要支援1の当該者330人、要支援2の当該者359人と三浦市の推計を上回る勢いで増加している。同プロジェクトのより一層の充実と健康活動に対する全市的取り組みが急務となる。しかもスピード感をもって取り組まなければならない。当法人では、2017年度中に未病センターの機能を持った短期集中予防型のデイサービスを始め、より多くの“介護保険からの卒業者”を輩出したい考えである。当然、介護度の悪化を抑止する取り組みにも傾注する。なお、介護保険からの卒業によって、外出機会が減少し、身体機能が再度低下することを懸念し、卒業後「目的をもって出向く場所」として未病サロンを積極的に活用したい考えである。未病サロンの機能を持った短期集中予防型デイサービスを実施する狙いはここにある。未病サロンに関しては、今後とも“歩いて行ける”身近な地域に整備・増強していきたい。</p>	8
<p>高齢者パワーの活用 【進捗状況】 当法人の副会長が、老人クラブ連合会の会長であることもあって、同クラブの会員は未病サロンの開設にも積極的に関与するなど、積極的に介護予防活動に取り組んでいる。具体的には、フレイルサポーター養成研修を受講したり、「神奈川県生活支援サービス担い手養成研修」を受講するといった具合に。今後は、こうした活動と同クラブの“友愛訪問”的融合についても検討していきたい。一方で、同クラブでは、会員の減少という問題にも直面しており、これに加入していない、いわゆる団塊の世代をいかにして活動に結び付けるかは、今もって大きな課題となっている。ともあれ、老年人口比率が40%に迫るかという三浦市にあって、高齢者パワーの活用が重要な課題であることに異論をはさむ余地はない。</p>	8

市民・民間が支える高齢者の居場所づくり/生きがいとなる活動の継続・発展 【進捗状況】 <p>この領域に限って言えば、担当者の尽力もあり、大きな成果をあげ、世論の意識を喚起することができたのではないかと考えている。これら一連の活動は、先進事例としてテレビや新聞でも大きく取り上げられた。もちろん、決して新しい試みに挑戦しているわけではない。むしろ“社会福祉協議会”のミッションに基づき、原点回帰を図った—といったほうがいいかもしれない。当法人は、「事業型社協」としての評価の一方で、住民を巻き込んだ“地域福祉の推進”には、脆弱性を指摘されてきた。だかこそ、この地域の組織化につながる一つひとつの「末病サロン」を大切にいかなければならないと考えている。高齢者の居場所づくりが“人づくり”につながるこの試みは、“社協ファン”を増やし、いずれ大きな力になってくれるものと信じるからだ。</p>	10
シルバー市場開発モデル事業の実施 【進捗状況】 <p>当法人では、この領域に関しては、リビングラボラトリーに期待を寄せる部分が大きかったため、現実的には未着手の領域となってしまった。リビングラボラトリーの専用 HP には美辞麗句が並ぶが、そのどれもがむなしく響く。一方で、介護サービスにおける民間部門の比重を高めるためのシルバーサービス産業の振興は、「社会保障構造改革の第一歩」だと言われている。基礎的な給付については公的に保障しつつ、それを越えるものについては民間のシルバー産業の積極的な活用を進めるなど、多様な選択が可能となるよう配慮されねばならない。</p> <p>一方で、三浦市版 CCRC の実現によって、新たなビジネスチャンスが生まれる可能性がある。</p>	2

基本計画 障害児者の暮らしを支える/総合評価 6

実施事業名	評価
相談支援事業の充実 【進捗状況】 <p>地域で展開する「総合相談」における「総合」には、ワンストップであるという以上に次のような意味がある。</p> <p>①高齢者、障害者等の対象者別のニーズではなく、地域生活上の多様なニーズ、「生活のしづらさ」への対応 ②ニーズ発見から見守りまで、予防的支援から継続的支援までを含めた総合的な支援 ③本人のライフステージにそった長期展望のもとでの支援 ④多様な担い手たち（専門職だけではなく地域住民やボランティア等も含め）の参画によるネットワークや 連携・協働での総合的な働きかけ ⑤本人だけでなく、本人を取り巻く環境を一体的に視野に入れて変化を促す支援</p> <p>当法人では…</p> <p>地域包括支援センター おまかせ 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的におこなう。</p> <p>ケアマネジメントセンター アンド ご利用者様やご家族様が居宅において、安心・安全に生活が出来るよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切なサービスが受けられるように、提供事業者と連絡・調整する。</p> <p>相談支援事業所 エール 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう様々な相談に応じる。障害福祉サービスを利用するのに必要な「サービス等利用計画」も作成する。</p> <p>自立相談支援センター いっしょ ①日常生活自立支援事業②法人後見事業③生活福祉資金貸付といった事業を包括的に実施し、生活困窮者の生活の立て直しを支援する。 …以上相談事業を機構改革において事業1課としてまとめ「安心館」という愛称をもって総合相談事業の“見える化”を図った。 しかしながら、その試みは、まだ途上といえる。多様なニーズを共通課題として社会化することにも、その作業を通じて新たな事業（サービス）を創出するにも至っていない。</p>	8
障害児者福祉施策の充実 【進捗状況】 <p>障害者総合支援法は、誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、障害がある方に対して総合的な支援をおこなう法律である。障害者自立支援法を改正・改称し、基本理念やサービス</p>	4

<p>対象者の拡大などを盛り込んだ。その理念は、ある意味で「地域包括ケアシステム」とリンクするし、また、国が個々に打ち出す「政策」を地域社会で一つにまとめることも当法人に課せられた一つの使命だと考える。</p> <p>計画では、この障害者総合支援法の着実なる実効をめざし①重度訪問介護対象の拡大②現下市内に存在しない、ケアホームと一元化されたグループホームの設置③地域移行支援の対象者の拡大④地域生活支援事業の展開（①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修④意思疎通支援をおこなう者（手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字をおこなう者）の養成⑤サービス基盤の計画的整備といった事業・活動を推進する一考えであったが、その多くは遅々として進んでいない。</p>	
<p>グループホーム設立に向けた活動の実績</p> <p>【進捗状況】</p> <p>グループホームに関しては、全国的に大規模化、同一敷地内（近接地）に集約するケースが増えている。これに対し当事者団体などは、4～5人の小規模な住居制度に戻すべきだと主張する。しかしながら、グループホームの低い報酬を考えるとこうした傾向はさらに進むものと考えられる。それでは、三浦市がこのグループホームを設置するにはどうすればいいのだろう。法は、障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域社会において、住まいの「場」を確保する観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」と「共同生活援助（グループホーム）」を一元化した。また、グループホームの新たな支援形態として、外部サービスの利用によるサービス提供もこれに加えた。これらすべて、地域移行支援事業の対象範囲が拡大されたことを受けての措置となるわけだが、ここで想起されるのは、今、一部で問題となっている「サービス付き高齢者向け住宅」による入居者の囲い込みと過剰介護である。こうした懸念を障害者グループホームに持ち込んではならない。グループホームを求める声と未だこれを実現できていない状況には真摯に向き合わねばならないが、一方で拙速な整備は好結果を生まないようにも思える。</p> <p>就労支援、ボランティア、相互支援など、多様な活動場面を生み出すことによって、障害者が地域社会とのつながりを強化し、“支援を受ける”という一方的な生活様態から、消費し、また、生産し、地域社会を支える側に回ることが求められる。こうした活動をベースにグループホームを設立する機運を地域社会で高めなければならないのではないだろうか。それこそが、当法人に課せられた課題であろう。一方で、国や自治体には資金面での援助などグループホームを整備するための条件整備が求められる。</p>	2
<p>肢体不自由児入浴サービス事業</p> <p>【進捗状況】</p> <p>「子どもの体重が増えてきて嬉しいことなのですが、最近、肩こりや腰痛に苦しんでいます」「子どもも成長してきたので、入浴させてあげることが難しくなってきました。アパート住まいなので訪問入浴には無理があります。送迎のある入浴施設があれば助かります。」といった切なる“声”に後押しされて、当法人では「肢体不自由児入浴サービス事業」を始めたわけだが、我々が特に問題視したのは、入浴の主な介護者が母親であるということ、しかもその主流が抱きかかえによる介護であること、中でも「洗体・洗髪」「浴室出入り」「浴槽出入り」における抱きかかえ介護に重い負担感を感じていること、対象児童の体重が重くても「抱きかかえ介護」は一定の割合を占めていること一にあった。</p>	8
<p>通学支援</p> <p>【進捗状況】</p> <p>本事業に関しては、2014年度から実施していた。今後とも継続して実施する予定でしたが、利用者の減少などから社会福祉協議会としては、2018年度をもって廃止。</p>	8

基本計画 生活困窮者の暮らしを支える/総合評価 6

実施事業名	評価
<p>生活困窮者支援システムの構築</p> <p>【進捗状況】</p> <p>三浦市では、生活困窮者自立支援事業のうち基礎事業しか当法人に委託していないが、「生活支援体系の基本的視点」の一つに「子ども・若者の未来」が掲げられ、「生活支援の具体的なかたち」として「子ども・若者の支援：生活困窮家庭の子ども達や若者の未来を開くため、学習支援や進学支援などをおこなう」ことが盛り込まれた。</p> <p>政府広報オンラインにも次のような記述がある。</p> <p>○子どもの学習や進学について、子ども、保護者を支援します</p> <p>子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校中退の防止支援などをします。また、子どもの進学について保護者に助言</p>	6

するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援をおこないます。

但し、制度運用は各自治体に任せているため、必ずしも子ども達への学習支援がおこなわれているわけではない。三浦市でもこの領域は未実施（生活困窮者自立支援法では、子どもの学習支援は任意事業かつ、国の負担率が1/2であり、自治体によっては事業の実施が見送られてしまうことも危惧されていた）。しかし、生活困窮家庭の子ども達に対する学習機会の提供や環境の整備を半歩でも進めたい—との思いから、当法人では自主事業として、この領域にも取り組んだ。元教員やキャビンアテンダントなどの人材を法人内の三浦市ボランティアセンターが見出し、組織化、学習支援の先進団体を視察するなど周到な準備のち、夏期講習や冬期講習に漕ぎ着けた。受講生は決して多くないが、小規模ながら良質な支援が実践できたと自負している。今後の課題は、いかにして学習支援事業と当該児童を結びつけるか—である。学習支援の利用=生活困窮者という福祉的ステigmaを背景に適切な制度の利用に結び付かないことが想定されるからだ。

当法人では、今後の制度の運営にあたっては、関係者ばかりでなく、最終的には、住民と協働していく—というイメージを持っている。そのためには、住民自身が生活困窮という課題を地域の課題として認識し、対応していくことが求められる。生活困窮という問題を「見える化」し、地域社会に働きかけをしていかなければならない。その前提条件として、子ども達に一番近い存在である家族や親族、学校関係者が支援事業の存在と利用条件、どのような支援がなされているのかを知る必要があるのではないか。その際は、学校通達や「社協みうら」、「三浦市民」などの広報誌だけに頼るのではなく、当該児童と接する教師などの大人が、日常会話のなかで「子ども達のための学習の場ができたみたいだね」とその情報をインプットすることが強く求められる。それ以外にも、放課後のサークル活動などでも、情報を直接子ども達に示唆することができるはずだ。とはいいつつも、実際に学習支援をおこなっているながら、当該事業の対象となる子ども達に情報をダイレクトかつ一括で広く知らせる決定打を我々自身が見つけられないでいることも確かだ。

基本計画 生活問題の解決に向けて/総合評価 6

実施事業名	評価
自由契約ホームヘルプサービスの実施 【進捗状況】 「一人暮らしだから心配。とりあえず週に数回ホームヘルパーを入れておきましょうか。」こんな安易な発想でケアプランに訪問介護を組み込むケースが横行している。しかし、これが介護保険の理念からは程遠い選択であることはいうまでもない。これはケアマネジャーの資質の向上ともかかわる問題だが、ケアプランにインフォーマルな支援“互助”を組み込むスキルを早期の獲得させる必要があるのではないかだろうか。それがひいては、地域重視のプランとなり、地域包括ケアシステムを構築する機運にもつながるものと考える。	4
かかりつけ医の確保 【進捗状況】 三浦市では、三浦市医師会、横須賀市歯科医師会三浦班、三浦市薬剤師会、市内訪問看護ステーションおよび介護事業所等の協力を得て、市内の医療機関や介護サービス事業所の情報を掲載した「三浦市医療と介護資源マップ」を作成し、2017年3月に全戸配布した。この間、2015年と2016年に「在宅療養を考えるつどい」も開催している。 三浦市医師会も「在宅医療ミーティング」を開催するなど在宅重視の姿勢を示し、これに積極的に関与しようとしている。事実、当法人の産業医で三浦市医師会顧問の矢島医師もこれからは、往診にも力を入れたいと好意的だ。 そうした中、神奈川県医師会では、多職種連携（医療・看護・介護）の充実に向けた医療連携及び医療介護連携体制の構築を目指し、地域医療介護総合確保基金を用いた「在宅医療ICTシステム構築モデル事業」に着手。2016年度には、三浦市でも「みうらホームケアネット」モデル事業を立ち上げた。在宅重視の介護、地域包括ケアシステムの構築に、「かかりつけ医」がいかに重要であるかを再認識させられる格好となっただけでなく、こうした取り組みを通じて今後とも「かかりつけ医」の普及を図る必要がある。	8
いじめに関する相談体制の確立 【進捗状況】 三浦市では、三浦市教育相談室・相談指導教室が、不登校・ひきこもり・いじめ・非行・学校関係・家庭問題などに対する相談に応じている。	4
福祉サービスの質の確保 【進捗状況】 当法人において、「電車に乗らなくても質の高い研修が受けられる」をテーマに研修を実施した。表は、2018年度に実施した研修の一覧である。	8

<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th><th>時間</th><th>研修名</th><th>参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月26日</td><td>16:00～18:00</td><td>介護技術研修会(ノーリフト研修)</td><td>28名</td></tr> <tr><td>5月～12月</td><td>9:30～17:00</td><td>介護職員実務者研修</td><td>24名</td></tr> <tr><td>5月下旬</td><td>16:00～17:00</td><td>レクリエーション研修</td><td>25名</td></tr> <tr><td>6月5日</td><td>10:00～14:00</td><td>介護予防インストラクターフォローアップ研修</td><td>18名</td></tr> <tr><td>6月14日～9月27日</td><td>18:00～20:00</td><td>介護支援専門員試験対策</td><td>24名</td></tr> <tr><td>6月15日～9月24日</td><td>18:00～21:00</td><td>三浦市社会福祉協議会介護職員初任者研修(通学コース)</td><td>16名</td></tr> <tr><td>6月29日</td><td>16:00～17:00</td><td>保健指導研修</td><td>25名</td></tr> <tr><td>7月22日</td><td>18:00～19:30</td><td>認知症センター養成講座</td><td>22名</td></tr> <tr><td>9月5日</td><td>16:00～17:00</td><td>高齢者の食事・栄養管理</td><td>25名</td></tr> <tr><td>10月28日</td><td>18:00～20:00</td><td>介護技術研修会(基礎)</td><td>27名</td></tr> <tr><td>12月2日</td><td>18:00～20:00</td><td>介護技術研修会(応用)</td><td>20名</td></tr> <tr><td>10月14日</td><td>16:00～17:00</td><td>認知症とは?症状と対応</td><td>25名</td></tr> <tr><td>10月末～6回・2回</td><td>18:00～20:00, 13:00～18:00</td><td>第2回介護予防インストラクター養成講座</td><td>46名</td></tr> <tr><td>12月15日</td><td>14:00～15:30</td><td>未病センター養成研修</td><td>35名</td></tr> <tr><td>11月1日～1月24日</td><td>18:00～20:00</td><td>介護福祉士国家試験対策(筆記)</td><td>15名</td></tr> <tr><td>1月27日</td><td>18:00～19:30</td><td>虐待防止ネットワーク研修会</td><td>60名</td></tr> <tr><td>1月31日</td><td>13:30～16:30</td><td>介護職員フォローアップ研修</td><td>19名</td></tr> <tr><td>2月2日</td><td>13:30～16:30</td><td>介護職員フォローアップ研修</td><td>15名</td></tr> <tr><td>3月31日</td><td>16:00～17:00</td><td>傾聴研修</td><td>25名</td></tr> <tr><td>2月14日</td><td>16:00～17:00</td><td>タニタの健康セミナー</td><td>53名</td></tr> <tr><td>2月19/20日・3月14日</td><td>13:00～18:00</td><td>三浦市ノーリフトケアコーディネーター養成講座</td><td>42名</td></tr> </tbody> </table>	日程	時間	研修名	参加人数	4月26日	16:00～18:00	介護技術研修会(ノーリフト研修)	28名	5月～12月	9:30～17:00	介護職員実務者研修	24名	5月下旬	16:00～17:00	レクリエーション研修	25名	6月5日	10:00～14:00	介護予防インストラクターフォローアップ研修	18名	6月14日～9月27日	18:00～20:00	介護支援専門員試験対策	24名	6月15日～9月24日	18:00～21:00	三浦市社会福祉協議会介護職員初任者研修(通学コース)	16名	6月29日	16:00～17:00	保健指導研修	25名	7月22日	18:00～19:30	認知症センター養成講座	22名	9月5日	16:00～17:00	高齢者の食事・栄養管理	25名	10月28日	18:00～20:00	介護技術研修会(基礎)	27名	12月2日	18:00～20:00	介護技術研修会(応用)	20名	10月14日	16:00～17:00	認知症とは?症状と対応	25名	10月末～6回・2回	18:00～20:00, 13:00～18:00	第2回介護予防インストラクター養成講座	46名	12月15日	14:00～15:30	未病センター養成研修	35名	11月1日～1月24日	18:00～20:00	介護福祉士国家試験対策(筆記)	15名	1月27日	18:00～19:30	虐待防止ネットワーク研修会	60名	1月31日	13:30～16:30	介護職員フォローアップ研修	19名	2月2日	13:30～16:30	介護職員フォローアップ研修	15名	3月31日	16:00～17:00	傾聴研修	25名	2月14日	16:00～17:00	タニタの健康セミナー	53名	2月19/20日・3月14日	13:00～18:00	三浦市ノーリフトケアコーディネーター養成講座	42名	8
日程	時間	研修名	参加人数																																																																																						
4月26日	16:00～18:00	介護技術研修会(ノーリフト研修)	28名																																																																																						
5月～12月	9:30～17:00	介護職員実務者研修	24名																																																																																						
5月下旬	16:00～17:00	レクリエーション研修	25名																																																																																						
6月5日	10:00～14:00	介護予防インストラクターフォローアップ研修	18名																																																																																						
6月14日～9月27日	18:00～20:00	介護支援専門員試験対策	24名																																																																																						
6月15日～9月24日	18:00～21:00	三浦市社会福祉協議会介護職員初任者研修(通学コース)	16名																																																																																						
6月29日	16:00～17:00	保健指導研修	25名																																																																																						
7月22日	18:00～19:30	認知症センター養成講座	22名																																																																																						
9月5日	16:00～17:00	高齢者の食事・栄養管理	25名																																																																																						
10月28日	18:00～20:00	介護技術研修会(基礎)	27名																																																																																						
12月2日	18:00～20:00	介護技術研修会(応用)	20名																																																																																						
10月14日	16:00～17:00	認知症とは?症状と対応	25名																																																																																						
10月末～6回・2回	18:00～20:00, 13:00～18:00	第2回介護予防インストラクター養成講座	46名																																																																																						
12月15日	14:00～15:30	未病センター養成研修	35名																																																																																						
11月1日～1月24日	18:00～20:00	介護福祉士国家試験対策(筆記)	15名																																																																																						
1月27日	18:00～19:30	虐待防止ネットワーク研修会	60名																																																																																						
1月31日	13:30～16:30	介護職員フォローアップ研修	19名																																																																																						
2月2日	13:30～16:30	介護職員フォローアップ研修	15名																																																																																						
3月31日	16:00～17:00	傾聴研修	25名																																																																																						
2月14日	16:00～17:00	タニタの健康セミナー	53名																																																																																						
2月19/20日・3月14日	13:00～18:00	三浦市ノーリフトケアコーディネーター養成講座	42名																																																																																						
苦情解決の仕組みづくり 【進捗状況】																																																																																									
「苦情などあるはずがない」という心性とも関連して、自分たちの実践について、「頑張っている」「苦情が出たとしても、その意図はない」といった職員の反応に、当法人でも直面することがある。しかしながらそれは、自分たちのサービス提供システムを検証する意図に著しく欠いた状態でもある。さらにこの「属人主義」は、苦情を「事柄」として受け止めるのではなく、苦情申出人の「人柄」を想起して反応する傾向もある。特に苦情に拒否的な場合には、露骨に、申出人の「人柄」を貶めることによって、その苦情の「重大性」を軽くしようとする傾向がある。																																																																																									
三浦市内でも、某特養による虐待疑惑がマスコミを賑わし、果ては、訴訟問題に発展した事例がある。真偽のほどは、今後司直の手に委ねることになったわけだが、自浄能力が問われる事態であることは間違いない。この問題を“他人ごと”にせず、各事業所単位で「苦情解決システム」に関する自己点検をすることが求められる。																																																																																									
成年後見制度の普及・促進 【進捗状況】																																																																																									
当法人の地域包括支援センターでは、成年後見制度に関する研修を開催したり、未病サロンで周知をしているが、成年後見制度に対する理解や市民後見に関する機運が高まっているとは言い難い。ただ、以前よりは市長申立ての件数が増えていることは確かだ。民法上の契約行為を旨とする介護保険事業にあって、判断能力の乏しい当該者に対して、サービスの提供を躊躇する事業者が増えたからだ。この傾向は、入所系の事業所でより顕著である。一方で、法人後見受任調整会議を想定した情報交換会に参加する関係者からは、後見人の候補者が偏っているのではないかとの指摘もある。本人の事情を知る申立者（この場合、市長）が適切と思える候補者を推薦した方がより合理的であろう。また、候補者がいないと審判の確定までに長時間を費やす場合があることにも留意しなければならない。適正なる候補者を推薦するためにも三浦市は、早期に法人後見受任調整会議を持つべきだと考える。																																																																																									
また、後見事務の内容が高度な専門知識を必要とする場合（例えば、不動産の売却、賃貸不動産の管理、多数の有価証券の管理、遺産分割、負債、親族間の財産トラブルなど）は、開始当初、法律の専門家がこれに就任することが望ましい。一連の法的な課題が整理された段階で、身上監護を中心とする法人や福祉専門職（市民後見含む）らがこれに変わる、リレー方式の後見があつてもいいだろう。法人後見受任調整会議にはこうした処遇調整が求められる。																																																																																									
日常生活自立支援事業の充実 【進捗状況】																																																																																									
日常生活自立支援事業は、①利用を拒否する人々に対する対応②身寄りが無い利用者に対する身元保証人等の要請③病状が不安定な利用者に対する施策不備④生活支援員の不足⑤専門員設置に対する不十分な人件費補助⑥判断能力に対する判定の難しさ一という課題を依然として抱えている。																																																																																									

<p>利用者の中には、精神状態が不安定な者、疾患を抱えている者、訪問販売と容易に売買契約をする者、食生活が乱れている者、買い物に依存している者など、健康状態や生活状況が急速に悪化する可能性を持つ者も多い。そのような利用者に対し、生活支援員や専門員が定期的に訪問することによって、状況の変化を速やかに発見できることに、本事業の優位性はある。さらに、生活支援員や専門員による訪問の頻度では“見守り”が足りないと思われる利用者に対しては、親族、近隣住民、友人、民間事業者、福祉専門職などに協力を呼びかけ、綿密なネットワークを築くこともできる。これによって、利用者の健康や生活の悪化を未然に防ぐことができるというわけだ。それはまさに「地域包括ケアシステム」の本意とするところであろう。自立相談支援センター「いっしょ」が当法人の地域包括支援センターと同一課に属する意義はここでも増す。果たして、地域社会の協力を得るには、何よりも担当職員のスキルの向上が求められるということで、主にはアセスメント能力の向上を目指し、全職員対象の合同ケースカンファレンスを定期開催している。当然、そこでは、自助・互助・共助・公助といった社会資源を包括的に配分するよう意図したサービス設計にも留意した。一方で、財源の確保は大きな課題となって、我々に立ちはだかる。神奈川県社会福祉協議会からの委託料は減少の一途を辿っている。</p>	
<p>虐待防止対策の充実 【進捗状況】 三浦市では、公式には、いまだ「やむ措置」を実施していない。「やむ措置」とは、「やむを得ない事由による措置」のこと、高齢者虐待への対応など、適切な公的サービスが提供される必要がある場合に備えて、老人福祉法に規定された制度である。虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、区市町村長が職権をもって介護サービスの利用に結びつけることができる。三浦市は、こうした状況を真摯に受け止めるべきである。 また、市内の特養が虐待疑惑で訴訟を起こされたことも記憶に新しい。この際、当法人の地域包括支援センターが窓口となって、これを三浦市に通報したわけだが、三浦市が事前に用意したフローは全く役に立たなかった。本来、虐待の判断は、第三者性のある組織に委ねるべきであったが、調査を含む当事者聴取を担当課長がおこなってしまったために、客観性に欠き、かつ、「虐待はなかった」とする事業者と「虐待された」として訴訟を起こした利用者との間で板挟みになるという事態に陥ってしまった。訴訟問題に発展する前に、保険者として、三浦市にはできることがあったのではないだろうか。</p>	6
<p>セルフ・アドボカシーの確立 【進捗状況】 今後とも、意思決定と意思決定支援のあり方を事例をとして検証していきたい考えである。一方で、例えば、特別支援教育の現場では、知的障害や発達障害のある児童生徒が、将来成人した時に必要とされる様々な生活スキルの獲得をめざして、教育がおこなわれている。日常生活における衛生面や身だしなみ、職場生活におけるルールやマナー、公共の場における注意点など、学校教育の場で時間をかけて指導しているはずだ。これらと同様に意思決定をおこなうための教育も明確な目標を掲げて、時間をかけた指導がおこなわれることが望まれる。</p>	6
<p>振り込み詐欺撲滅活動の実施 【進捗状況】 三浦市では、ホームページや防災無線を通じて「振り込み詐欺」に関する注意を喚起している。また、民間の金融機関が未然に被害を防いだ事例もある。しかしながら、三浦市における「振り込み詐欺」の被害額は、計画期間中の①2014年は10件/被害額3,420万円②2015年は6件/被害額1,784万円③2016年1件/被害額97万円となっている。被害額は下降傾向にあるが撲滅するには至っていない。</p>	6

基本計画 地域社会の“つながり”の強化/総合評価 5

実施事業名	評価
<p>小地域生活支援チームの組織化 【進捗状況】 小地域を組織化する目的として①高齢者・障害者等の孤立予防②安否対応・緊急対応③住民の見守りと活動のネットワーク化④健康保持、予防活動などが挙げられる。当法人では、こうした活動を意図して、小地域毎に「未病サロン」を設置したり、地域診断をおこなってきた。地域踏査をおこなった“日の出区”などでは、民生委員が中心となって、地域の助けあい活動に積極的に取り組んでいる。震災に対する対応を模索する中で、日頃から人と人がつながっていることの意義を再認識しているようもある。そういう意味において、東日本大震災の影響は無視できない。消防署や警察、自衛隊に救える命は限られる。近隣所の助けあいにおいて救われる命が圧倒的に多いこともそれを証明している。小地域活動の推進は、お互いの命を守りあう営みでもある。プライバシーの保護が、命に優先されることなどありえない。相互の信頼と要援護者自身が、</p>	6

単に“救われる身”としてではなく、そこに主体的に“参加”することによって、プライバシー保護の壁を乗り越えていることに驚嘆する。	
(仮称) 地域サポーター講習の開催 【進捗状況】 <p>「介護予防インストラクター養成講座」の修了者は総勢 120 名を超える。主に介護予防の理論や体操の手法・指導方法について学んでいただいた。加えて、認知症サポーターと未病サポーターのカリキュラムもこれに組み込み、三浦市独自の認定資格制度としたことが大きな特徴となっている。当法人では、今後とも身近な場所で介護予防の取り組みや、住民間の交流が図れるよう、地域の活動拠点となる「場づくり（未病サロン）」を促進していきたいと考えている。「介護予防インストラクター」には、是非ともその一翼を担っていただきたい。</p> <p>さて、「未病サロン」の運営におけるマンパワーの一角に「介護予防インストラクター」を想定した理由は、他にもある。「介護予防インストラクター」を生業として生計を立てるのは、現実的に不可能であるが、しかし、リタイヤした“若き高齢者”がインストラクターとなるのなら話は別だ。今、年金だけでは暮らしていけない「老後の危機」が浮き彫りになっている。こうした層を戦略的にインストラクターとして養成し、年金プラスアルファの報酬で生計を安定させようというのだ。生活困窮やいわゆる「下流老人」の問題を“生きがい”“やりがい”的な創出とともに、地域包括ケアシステムの構築に絡めて解決しようという新たな試みである。</p> <p>なお、当法人では、2016 年度から「短期集中予防型のデイサービス」を始めたわけだが、同通所介護事業所を「卒業」後、日常生活に戻ったとたんに、活動性が低下し、リハビリの成果が持続できないといったことがおこらないよう、卒業後の日常生活における健康づくりの場として、未病サロンを考えている。市内各所でインストラクターが主体となった「未病サロン」が開催され、これが将来、いわゆる総合事業における「通所型 B」に発展することを望む。</p>	6
きょうだい児サークルの組織化・支援 【進捗状況】 <p>2015 年度と 2016 年度に 1 回ずつ食事会を主催し、それぞれ 10 名以上の参加があった。未就園児から高校生まで集まり、内容については好評であったが、組織化を望む声が上がるまでには至っていない。「きょうだい児が主体性を持つ」には、さらなる意識喚起や、市外のきょうだい児サークル等も含めた関係機関が連携し、活動の始まりを支える体制を整えることが必要になるだろう。</p> <p>また 2014～2016 年度には、トリプル P（前向き子育てプログラム。オーストラリアで開発され、世界 15 カ国以上で実施されている親向けの参加体験型の学習プログラム。）の普及に努める市民活動団体「はっぴー子育て応援団」を支援し、協働している。特に 2015 年度は、通常の「トリプル P」だけでなく「診断名のある子どもの親のためのステッピングストーンズ・トリプル P グループワーク」を当法人主催で実施した。障害児の親を含む 6 名の参加があった。</p> <p>きょうだい児の食事会とトリプル P グループワークの両方の課題は、参加者が集まりにくいことである。HUG くみや市内外の小中学校、養護学校等で保護者へちらしを配っているが、子どもの数が少ないため、対象となる者自体も減っていると考えられる。「参加したい」と思われる活動を実施するために、きょうだい児や家族に向けたニーズ調査をおこないたい。</p>	6
ソーシャルアクションの市民的展開の支援 【進捗状況】 <p>これから重要なであろうジャーナリズムの方向性に「シビックジャーナリズム」がある。この、アメリカで 90 年代に登場した「シビックジャーナリズム」の本質は、社会が抱える問題を単に報道するのではなく、市民の積極的な行動を促し、最終的には問題を解決していく「市民参加型」の新しい報道手法であることがある。シビックジャーナリズムには賛否があることも承知している。それでも我々は、このシビックジャーナリズムの可能性を信じたいと思う。三浦市のように財政力の乏しい“まち”にあって、市民の力は掛け替えのない「宝」だからだ。そのためには政策論争を巻き起こすような、あるいは、住民意識を喚起するような情報を「社協みうら」やホームページ、時には、公共報道機関の力を借りながら実践していきたいと考える。</p>	4
防災対策の強化/災害弱者に配慮した防災・被災対策の強化 【進捗状況】 <p>「地域社会」には、子どもから高齢者、障害者に至るまで様々な人たちが暮らしているわけだが、非常時、「災害弱者」と呼ばれる人たちはどうすればいいのだろう？こうした時に期待されるのが、「互助」、地域の支えあいである。しかし、日頃から良好な関係性を築いていなければ、スムーズな避難など望めない。そこで当法人では、住民間の交流機会の創出を目指して「未病サロン」や「認知症カフェ」を開催している。とりわけ「未病サロン」に関しては、地域性を重視した開催を心がけ、これを全市に網羅したい考えだ。全ての住民が歩いて行ける距離に「未病サロン」があることが理想だ。現在、稼働中の未病サロンは全て、住民の求めと協力があったからこそ設置できたものばかりである。そのプロセスは、この超高齢社会をどう生き抜けばいいのかという全住民共通の問い合わせに真摯に向きあうことでもある。未病サロンを活用することによって、</p>	2

「自助」を強化し、支えられる側から支える側に回る。支えなければならない人の数を減らす努力こそが、災害に強いまちをつくるのではないだろうか。

基本計画 つながるために知る（意識の醸成）/総合評価 7

実施事業名	評価
当事者・家族対象福祉啓発活動の充実 【進捗状況】 相対的評価として、この領域に力を入れることはできなかった。ゆえに大きな成果を挙げたとは言い難い。それでも、トリプルPのファシリテーターと協働して、前述の「きょうだい児支援」などに取り組んだ。	6
セルフステイグマを克服するプログラムの開発 【進捗状況】 カナダ出身の社会学者ゴフマンが『ステイグマの社会学』を著したのは、アメリカの黒人解放運動、公民権運動が活発化し始める1963年のことである。ステイグマとは、本来、犯罪者や奴隸の烙印とされたタトゥを意味し、社会から受容を拒否された人々のことを総称していた。ゴフマンは、それを社会全体の問題として捉え、経済を基盤とした階層化で出現する、社会的に立場の弱い人を始め、人種的差別、民族的差別、身体的差別、性的差別などあらゆる差別の根源として捉え直したのである。同時に、一旦、そうした社会的排他的対象とされた人々が、社会の片隅に追いやられ、排他されるようになるとやむなく、これを受け入れるようになる。社会全体もそれを承知の事実として、差別を自明のものとして内包してしまっては皮肉な構図を構築してしまう。我々は、このようにして構築された社会構造とこれからも格闘していかなければならない。地域包括ケアシステムの本質がこの点にあると考えるからだ。	2
一般市民対象福祉啓発活動の充実 【進捗状況】 2016年11月26日には、当法人初の試みとなる認知症カフェ「はつらつ喫茶」も開催した。「認知症カフェ」の運営に関しては、そこに訪れた人々が「認知症当事者がいたことに気づかない」ほど融和していることを理想とし、利用者には制限を設けないことをモットーとした。認知症当事者や家族の居場所づくりを第一の目的としたカフェにしてしまっては、第三者が参加しにくいのではないかと考えたからである。おそらく「認知症」に対する市民の理解も広がらないであろう。そこで、「認知症カフェ」には、カフェの「スタッフ」として客を迎える認知症当事者と「客」として訪れる認知症当事者が混在している状態をつくることにした。「認知症カフェ」を初めて訪れた人々が、認知症になったからといって「何もできなくなるわけではない」ということに「気づく場」にしたかったからである。来年度以降も、この「認知症カフェ」を認知症当事者の「自由領域」「避難所」、アサイラムにしたいと考えている。もちろん、認知症当事者やその家族を早期に支援する窓口としても期待される。また、社会とつながる「接点」にしていかなければならない。なお、2017年3月28日には、初声町三戸浜で創作家庭料理店を営む「廣司」でも「認知症カフェ」を開催することができた。ともに大盛況で、その様子はJ:COMディリーニュースでも取り上げられ、大きな反響を呼んだ。	10
福祉教育の充実・支援/教職員に対する福祉教育支援 【進捗状況】 本事業・活動に関しては、「第2次ボランティア推進計画」の進行管理をおこなう三浦市民生活向上会議ボランティア活動促進部会において評価をおこなっていた。よって、ここでは、割愛する。なお、ここに掲げた「評価」は、同部会によるものである。	8
個々人の防災意識の向上 【進捗状況】 三浦市では、今でも地域的結節性の高い、南三陸町に職員を派遣し、かつ、年に一度は「チャリティボロシャツ（一着購入するごとに500円が被災地に送られる三浦市独自の被災地支援活動）」の販売をおこなっている。また、生活支援コーディネーターらが地域診断をおこなった「地域踏査」でも、当該地域の防災意識の高さが伺えた。こうした活動の積み重ねが、個々人の防災意識を高めるのではないだろうか。	8

基本計画 ボランティア・市民活動の推進/総合評価 5

実施事業名	評価
市民交流の場の確保 【進捗状況】 本事業・活動に関しては、「第2次ボランティア推進計画」の進行管理をおこなう三浦市民生	6

活向上会議ボランティア活動促進部会において評価をおこなっていた。よって、ここでは、割愛する。なお、ここに掲げた「評価」は、同部会によるものである。	
寄付文化の醸成 【進捗状況】 同上	2
市民活動の推進・支援 【進捗状況】 同上	6

基本計画 情報を暮らしに役立てる仕組みづくり/総合評価 9

実施事業名	評価
情報サイトの充実 【進捗状況】 当法人が発行している全戸配布の広報誌「社協みうら」の紙面は限られる。「社協みうら」に掲載した記事はいわゆるダイジェストで、その全長版はウェブサイトに掲載するようにした。そこには取材時の動画もアップし、より臨場感をもって「社協みうら」の記事が体感できるように工夫を凝らした。三浦市における紙媒体の情報の普及率の高さと、インターネットにおける情報量の多さ・若い人にも見てもらえるというそれぞれの利点を生かし、連動した情報発信を心がけた。また、「社協みうら」は、速報性よりも「親しみやすさ」を重視した紙面構成となっている。一方で、ホームページには「各種報告書・企画書」というページを設け、少し専門的な計画書や行政への政策提言を掲載している。こうした情報を我々は“仕掛けの情報”と呼んでいる。政策論争を巻き起こすことを意図し、“お知らせ的”な一方通行の情報だけでなく、双方向でやり取りできる「動きのある情報」を意図的に流しているのだ。こうした計画書や政策提言は、プレスにも投げる。興味をもってくれた報道機関には、詳細を説明し、これを記事にしてもらう。ゆえに当法人の職員には、問題提起する力量が求められる。その方法は、自らが発信することはもとより、報道という行為においては、より信頼性の高い新聞社などを利用することも大切だと考えている。当法人では、新聞報道されたその記事も「アーカイブ」というページにアップしている。	10
紙媒体広報誌の充実 【進捗状況】 紙媒体の場合、スペースの都合上、どうしても舌足らずな記事になってしまうことがある。当法人では、これをHPで補完する仕組みをつくっている。「社協みうら」に書かれた記事はダイジェストで、スペースに余裕のあるHPにその全長版を掲載する仕組みである。「情報の価値」はニュース性と普遍性という、一見相容れない概念によって成り立っている。ニュースとしての即時性には、ネットを活用し“地域福祉における情報価値”的普遍性は「社協みうら」に求めた格好だ。	10
情報保障制度の充実 【進捗状況】 残念ながら、本計画で実施主体としていた三浦市や当法人による活動は、あまり捗々しいものではなかった。三浦市の手話通訳者は2名のみで、平成15年以降1人も増えていない。手話通訳者という資格は難易度が高く、神奈川県下でも1年あたり10名程度しか合格者が生まれていないことである。 一方で、三浦市聴覚障害者協会を中心として、市内の市民活動団体による活動が活発におこなわれている。これは大いに評価すべき点である。従来の「手話通訳者養成講座」は参加者が少なかったため、2017年度は、まず手話を勉強する人の数を増やすべく学習内容を易しくし、「ワン・ツーステップアップ手話講習会」を開催することだ。	6

基本計画 “民”の力で三浦を守る/総合評価 9

実施事業名	評価
企業のCSRの促進 【進捗状況】 社会福祉協議会では、その活動に応じて広報誌「社協みうら」やホームページにおいて取り上げている。2015年度には「地元のために頑張る企業！三浦市におけるCSR活動について」という特集を組み、重点的に紹介した。また、社会福祉功労者表彰式典においても顕彰している。当法人としては、CSR活動のさらなる実施を促すとともに、既に活動している企業の情報収集や、必要に応じ連携していくことが重要になるだろう。	8

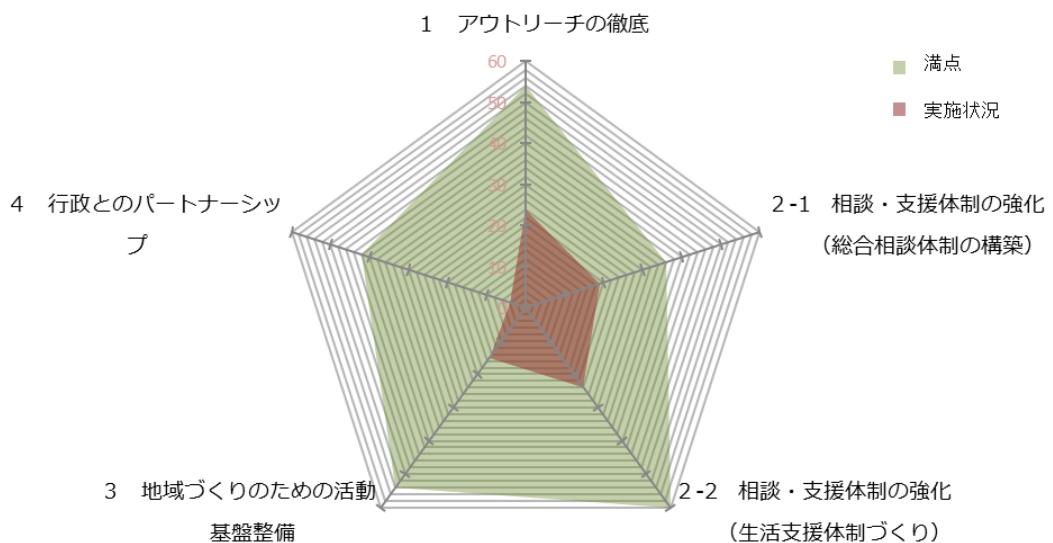
環境美化運動の促進 【進捗状況】 市民活動団体を中心に、市内各所で環境美化や自然保護活動が実施されている。	10
---	----

5 地域包括ケアシステムの構築という視点からの三浦市社会福祉協議会活動の評価

	項目数	NO.	満点	合計点	実施率
1 アウトリーチの徹底	18	1	54	24	44.4%
2-1 相談・支援体制の強化 (総合相談体制の構築)	12	2	36	19	52.8%
2-2 相談・支援体制の強化 (生活支援体制づくり)	20	3	60	24	40.0%
3 地域づくりのための活動 基盤整備	18	4	54	15	27.8%
4 行政とのパートナーシップ	14	5	42	4	9.5%

さて、地域包括ケアシステムの構築という視点から、三浦市社会福祉協議会活動の評価もしてみた。評価領域は、①アウトリーチの徹底②総合相談体制③生活支援体制④地域づくり⑤行政との連携の5

実施状況

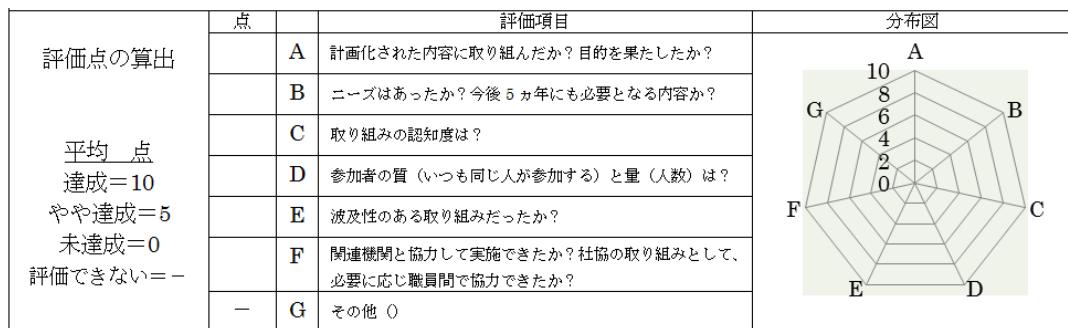


項目である。前述のとおり、前計画における実施計画の評価（18頁参照）とは明らかに乖離する結果となった。合成の誤謬が発生している。“木を見て森を見ず”では地域福祉全体は語れない。俯瞰する力、つまり全体を見渡す力も問われている。合成の誤謬を生む局所的な対策は、おそらく正しいのだろう。しかし、それだけでは、真に目的を達成したとは言えない。PDCAサイクルによる弛まぬ「評価」システムの確立を模索し続けなければならないからだ。いや、それ以上により住民自身による徹底した評価が求められているということなのだろう。

6 第2次ボランティア活動推進計画の評価

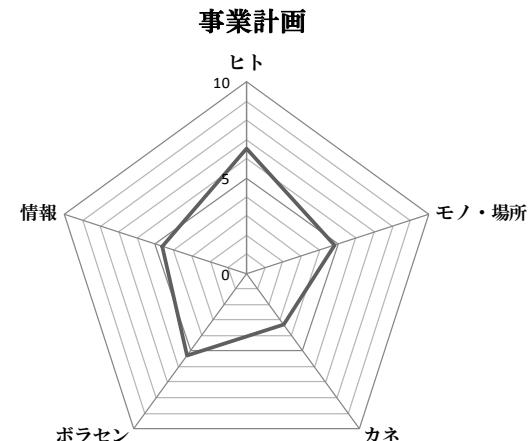
第2次ボランティア活動推進計画は、2013～2017年度を実施期間とし、「地域住民による豊かなまちづくりをめざす」を理念とする、三浦市社会福祉協議会独自の計画である。

ボランティア・市民活動者を、住みよい地域づくりのための「協働すべきパートナー」と位置づけ取り組んできた。



計画内の全対策を、上図の項目に沿って「達成（10点満点）」「やや達成（5点）」「未達成、評価できない（0点）」の3段階で評価し、対策ごとの平均点を算出した。それらを、事業計画の柱毎に整理したのが下記グラフである。

事業計画	評価
ヒト	6.5
モノ・場所	4.8
カネ	3.3
ボランティアセンターの機能強化	5.3
情報	4.6



以下は、実施計画毎の進捗状況と評価である。なお、実施主体の表記がないものは、三浦市社会福祉協議会について記述している。また、①ニーズが見出せず実施に至らなかつた、②実施主体が三浦市社会福祉協議会以外のため正しく「評価できない」計画は0点にしている。

ヒト/総合評価 6.5

I 人材育成～ボランティア・市民活動団体自身による人材育成の支援

実施事業名	評価
<p>地域課題（制度の隙間等への対応）に基づいた講座の開催 【進捗状況】</p> <p>(1) 福祉啓発講座の開催 広く一般市民を対象とする福祉啓発講座は、防災・被災にまつわる内容が多くなった。東日本大震災以降も自然災害が日本各所で発生していることから、今後も市民のニーズと、意識喚起の重要性は高いだろう。</p> <p>(2) 個別課題を解決するために開催する人材養成講座の開催 当法人には、研修や講座を開催することができる部署が複数ある。講座の参加者を見ると、毎回同じような顔ぶれになりがちではあるが、継続して高い意識を持つ参加者を大切に育成していきたい考えである。また一方で、部署ごとに取り組むテーマが異なるため、当法人全体で見ると、様々な層から参加者が出ているといえる。</p> <p>(3) ボランティア・市民活動者が実践的な学びから、新たな施策を創出するための政策提言・ソーシャルアクションを支援する 当法人から積極的に関与することは不要だが、ボランティア・市民活動団体を独りにしない—という観点から、今後も計画への記載を続けるべきだろう。</p> <p>(4) 地域の見守り活動の促進（見守りボランティア育成講座の開催・人材登録制度の創設） 介護予防インストラクター、認知症サポーターなど、地域で支えあう活動の足掛かりに適した人材養成研修を実施している。既に見守りをしている人のために特化した講座を実施することはできなかった。</p> <p>(5) 受講者のニーズに応じたステップアップ講座の開催 当法人内では、2015年度に介護職従事者等人材育成・研修センターを開設したことにより、介護に関する学びを深められるようになってきている。最も分かりやすくステップアップをめざせる講座として、介護の資格取得に関する講座・研修を毎年実施している。</p> <p>(6) (仮称)「福祉人材ネットワーク」の組織化による体系的な人材育成システムの確立 「ステップアップ」という点については活動者にとってメリットであると推測できるが、それを市内の「様々な」機関で受ける—ということに、参加者にとって大きなメリットは見出せないため、計画自体に見直しが必要である。三浦市で受けることができる福祉・介護分野の資格や講座の「難易度ブック」のようなものがあれば、キャリア形成に役立つのではないか。</p> <p>(7) 各世代に合った講座の開催 「福祉教育事例集」は、三浦市民生活向上会議ボランティア活動推進部会において検討し、2016年春に完成了。当該部会の委員にはボランティアや、養護学校と教育委員会の先生もいる。様々な立場から意見をいただき作成することができた。 福祉的な講座等を開くと、受講者のほとんどが退職後の元気な60・70代となる。介護予防インストラクター養成講座における60代未満の受講生は、介護等福祉職に従事していて「職場で学習内容を役立てたい」と考えていたようだ。勤労世代への呼びかけは、主にCSR（企業の社会的責任）活動や、短時間で終了する活動・イベントにおいて重点的におこなっていきたい。</p> <p>(8) 人材育成に関する情報の収集（「情報」にて詳述する。）</p>	5.3

<p>ボランティア・市民活動団体が開催する講座への支援</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 場所の提供</p> <p>今後地域におけるサロン活動を進めていく上でも、地域に根ざした活動場所の開拓とその支援が必要となると考え、引き続きおこなう。</p> <p>三崎地区と夜間の活動場所が少ないという声も聞かれる。夜間活動している市民活動団体は、両市民センターや自治会館を利用しているようだ。成果指標「当該団体が求める支援ができたか?」について。当法人において団体から伺ったニーズである「土曜日に会場を使用したい」「(駐車場が少ないため) 乗り合わせでの来所を求められるが、難しい。」といった点に関して、希望どおりにいかないことがあった。</p> <p>(2) 助成金交付</p> <p>市民活動助成事業について。2012年度まで、年1回ボランティア・市民活動団体から申請を受け付け、当法人の担当職員が定めた配分案に沿って決定していた助成制度を見直し、2013年度から新規事業として取り組んだ。同年度には説明会を実施し、27のボランティア・市民活動団体が参加した。審査について、かなり改善された。通年の申請に基づき、ボランティア活動推進部会委員による審査会をおこなっている。今では、団体へ活動に関する助言をし、申請内容について不明な点や納得がいかない点があれば一度差し戻し、改めて審査会を開くこともある。従来の助成を受け、現行の助成を受けていないボランティア・市民活動団体の方からは「書類が煩雑だからいい。」「三浦市もお金がないのは分かっている。自分たちで何とかしている。」といった意見を伺った。</p> <p>(3) 情報発信支援</p> <p>社協：当法人ホームページ上に、ボランティア・当事者団体の紹介ページを設けている。それを見てボランティアセンターに相談される方も、多数とはいえないが毎年必ずいた。さらに、講座やイベント等のお知らせは、当法人ホームページ内で最もアクセスが多く、タイムリーな情報が集まるブログに掲載した。広報誌「社協みうら」にも講座・イベント情報を多く載せたいが、スペースが少なく、いただいた原稿どおりには掲載できないことがあった。</p> <p>三浦市：みうら市民まつり・市民活動デイにおける出店、団体PRの機会提供、広報誌「三浦市民」や、サークルなび(趣味・ボランティアサークル等の紹介)の発行等をおこなった。</p> <p>(4) 共催・後援</p> <p>当法人には、年間を通じて共催や後援の依頼があった。成果指標「当該団体が求める支援ができたか?」は、ある程度達成されたと考える。当法人から、三浦市や関係機関へ共同での主催・共催・後援を依頼した際も、ほとんどご協力いただくことができた。三浦市は、市民活動団体等が実施するイベント等を後援した。</p> <p>(5) 講師の紹介</p> <p>2015年度に介護職従事者等人材育成・研修センターを開設。これにより、当法人職員が講師として伺う機会が増えた。</p> <p>(6) 相談・コーディネート機能の強化</p> <p>社協：成果指標「当該団体が求める支援ができたか?」について。当法人は、ボランティアに関する相談体制として、人員は満たしている。利用者に「相談した甲斐があった」と感じてもらえるように、引き続き職員の研鑽に努めたい。</p> <p>三浦市：ボランティア登録の窓口を開設し、意識の萌芽・初動期を中心に相談に応じた。</p> <p>(7) 三浦市ボランティア連絡協議会(所属団体)が開催する講座の支援</p> <p>2013年度より、三浦市ボランティア連絡協議会の事務局を当法人が担い、その活動全般を側面からサポートしている。成果指標「三浦市ボランティア連絡協議会が主体的に市民の活動への参加を意図した啓発活動を実践したか?」はおおむね達成され、今後も活動は続くと考える。また、当法人としても、三浦市ボランティア連絡協議会の持つ主体性を損なうことのないよう側面的に支えたい。</p>	7.8
--	-----

<p>その他各機関が開催する講座への支援</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 情報発信</p> <p>成果指標「社協に情報が集約されるような仕組みを構築できたか?」について。様々な媒体を通じて情報集約と発信をしている。引き続き、三浦市内の様々な人から情報が集まり、あらゆる情報環境にいる人に届きやすくなるよう努める。</p> <p>①掲示、ホームページ、広報誌「社協みうら」での情報発信</p> <p>計画どおり①掲示、②ホームページ、③広報誌「社協みうら」における情報発信をおこなった。引き続き、現状に即した情報を掲載できるよう努める。</p> <p>②必要に応じて、社協登録団体、個人に周知する</p> <p>計画どおり実施している。主にボランティアセンター登録者及び団体に周知をおこなっている。さらに、2015年度から介護職従事者等人材育成・研修センターを通じて、市内の介護福祉施設等への周知も適宜おこなっている。</p> <p>(2) コーディネート</p> <p>①市役所・民間企業等への講座実施提案</p> <p>2015年度から、三浦市老人クラブ連合会や各地区の老人クラブへ向けて、当法人から「このようなテーマで講座を開催することができます」という周知を強化した。その結果、2016年度は連合会や尾上町シニアクラブにおいて、高齢者の健康維持をテーマにした講座を実施するに至った。成果指標「関係機関が、講座を開催するためのきっかけを提供できたか?」については、少し取り組むことができたといえる。</p> <p>②他機関の講座の反省点を、後続の主催者が共有できる仕組みづくり</p> <p>成果指標「講座開催に関するノウハウを共有できたか?」について。三崎保健センターが事務局を担い、関係機関が協働し開催する「養育支援講演会」では、市内外それぞれの関係機関の担当者が、自分が開催ないし受講した講座の感想や反省点などの情報を交換することで、「養育支援講演会」を充実させている。当法人では、多くの部署と職員が、講座・イベントを開くための実行委員会や打ち合わせに参加している。このような場を活かす視点を持ち、積極的にノウハウを共有していくことが社協職員に求められているようだ。</p>	5.9
---	-----

モノ・場所/総合評価 4.8

I 主体的に活動場所を探そうとする者への側面的な支援

実施事業名	評価
<p>(1) 活動に合った活動場所を探す支援</p> <p>①先進事例の把握と紹介地域の「活動場所」マップ</p> <p>(2) 地域の「活動場所」マップ</p> <p>①公的施設や、福祉施設等のマップを作成し、ホームページと紙媒体で周知する</p> <p>②機能面と地域性に応じた、全市的な拠点と身近な地域における拠点の確保をめざす</p> <p>【進捗状況】</p> <p>成果指標「ボランティア・市民活動団体に適正なる『活動場所』を紹介・提供できたか?」について。安心館における活動場所に関する相談は、最終的に安心館の貸館利用につなぐ機会が多かった。全てにおいて用途と会場がマッチングしたとはいきれないが、三浦市の中央の立地にあり、全市的な拠点としては機能したと考える。</p> <p>2つ目の成果指標「自ら『活動場所』を探す際の支援を実行することによって、『活動拠点の確保』に関するボランティア・市民活動団体による運動が、全市的な『課題』として認知されるに至ったか?」について。地域サロン開拓の交渉のために、自治会の集まりに参加する機会が増えた。そういう地区で検討されるようになったことは評価できる。ただし「全市的な課題」として認知されたとはいえないだろう。</p>	5.8

<p>(仮称) ボランティア活動実績照会票の活用</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) (仮称) ボランティア・市民活動団体身元保証システムの整備</p> <p>(2) 住民懇談会の開催支援</p> <p>社 協 : 身元保証や住民への説明について、相談を受ける機会はなかった。</p> <p>三浦市: 社会的に認知度の低い活動や誤解や偏見を払拭できないでいる活動等、市内で取り組まれている活動について、従来のボランティア団体登録に替えて「市民活動促進ポイント事業」による活動登録を進めている。この事業を通じて各団体と市及び社協との連携をより柔軟にし各団体の活動を一層推進できるよう支援環境を整えた。また、市民活動支援に関しては現在条例等の規定は整備していない。そのため、事案ごとの対応をおこなっており、事業に応じて後援名義使用承認や会場の手配の協力等を実施している。</p>	0.0
<p>公共施設利用料の減免措置</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 公的施設利用料に関する減免のルールづくり</p> <p>(2) ボランティア・市民活動団体のイベント共催・後援名義使用承認と会場使用料免除</p> <p>当法人として、主に三浦市民の福祉推進を目的とした非営利活動について、共催および後援の名義使用を承認した。非営利目的の団体には館内スペースを無償で貸している(ただし事業で使わない日に限る)。当法人では、必要な支援ができたと評価する。</p>	5.8

II 三浦市総合福祉センター（安心館）の余裕スペースと付帯設備の貸し出し

実施事業名	評価
<p>社協におけるモノ（場所）の貸し出し</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 安心館会議室等の貸し出しルールづくり</p> <p>(2) ボランティア・市民活動に必要な備品・設備に関するニーズの把握</p> <p>成果指標「安心館は、ボランティア・市民活動団体にとってより使いやすい『場所』になったか？」について。ヒト（I-2-①）でも記載しているとおり希望どおりにいかないことがあった。安心館の使用状況について、備品の破損やごみの不始末など、使い方が悪くなつたため、職員不在となる夜間・休祝日の使用を制限したことから、貸館利用団体は減っている。一方、安価で使用できる輪転機の口コミが徐々に広がり、自治会活動者を中心に利用が増えている。</p>	7.5

カネ/総合評価 3.3

I 多様な受益のあり方の尊重

実施事業名	評価
<p>ファンドレイジングの支援</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ファンドレイジングの事例集をつくり、ホームページ等で閲覧できるようにする</p> <p>社 協 : 事例集づくりに取り組んでいない。「どこに寄付することができるのか」についてまとめた冊子を作つてはどうか?という意見が委員から聞かれた。</p> <p>(2) 他機関が実施している助成事業の周知</p> <p>社 協 : 「活動助成金のご案内」のホームページを設け、社協に届いた各種助成の情報を掲載している。年に数回、助成の実施者から掲載依頼のメールが届く。逆に、活動者からの問い合わせではなく、閲覧数の多いブログページと比較して、更新頻度は低い。</p> <p>三浦市: 県が推進する各種支援事業についての情報提供をおこなった。特に地域のつながりを活動者が構築するためのマッチングの機会として、支援側の企業や金融機関も参加する「企業・NPO・大学パートナーシップミーティング in 横須賀三浦」に企画段階から参画し活動の側方支援策とした。今後も神奈川県と連携し各団体が積極的に情報発信をおこなうとともにネットワークを構築し信用力を高めていけるよう支援事業を進めていきたい。</p> <p>(3) ボランティア・市民活動団体に対する低利融資を可能とするために、当該団体の信用力の担保</p> <p>表立ったニーズがなく、取り組まなかった。融資の支援をする前提として、当法人は当</p>	3.3

<p>該団体の「信用力」を正しく計る必要があるが、この計測の根拠を定めることは難しい。融資の取り組みが必要になる際は、複数の機関と連携して進めていくべきである。</p> <p>(4) 寄付文化の創造</p> <p>社協：ボランティアセンターで受ける寄付金総額は年によって全く異なる。2014年度は、高齢化等から市民活動団体を解散するにあたり「最後に、三浦市の福祉のために使って欲しい」と寄付金をいただく機会が重なったため、例年より金額が増えたようだ。また、介護用品や野菜等現物の寄付を、同じ人が何度も持ってきててくれることが多いようだ。許可を得て、寄付者の氏名や写真を広報誌「社協みうら」に掲載している。これには、寄付を奨励する目的もある。成果指標「社協は、寄付の受け入れ体制を整えたか？」については、概ね達成できたと考える。当法人で受けた寄付金の一部は、市民活動助成事業の財源となっている。現在当法人で受ける寄付の使途は、①社協事業、②三浦市老人福祉振興基金、③その他の3つである。「ボランティア・市民活動のために」等使途の選択肢が増えると、より寄付者の希望に沿うができるのではないか。</p> <p>三浦市：①ふるさと納税について。2012年度から始まったふるさと納税制度は流行に伴い予想以上の成果があったといえる。実績は2014年度158,206,000円(8,277件)、2015年度146,492,000円(5,845件)であった。②寄付の受け入れ状況について。2014年度からは「みうらっ子育成寄附金事業」として市民から寄付を募っており、今後の定着を期待している。実績は2014年度760,000円(17件)、2015年度1,030,000円(23件)であった。ボランティア・市民活動団体・民間企業：東日本大震災以降、三浦市ボランティア連絡協議会は被災地への寄付活動をおこなっている。三浦市民生委員児童委員協議会、NPO法人ハーベスト・きくな、初声保育園は、お祭り等のイベント募金(共同募金)活動に協力している。かながわ信用金庫や(株)リビエラリゾートなど、自治体への寄付が定着している民間企業がある。成果指標「寄付の文化がどの程度定着したか？」について。何をもって「寄付の文化を創造できた」とするのかが難しい。寄付の手段は多様化している。例えば、横浜市社協は民間企業と提携し、不要になつた本やゲーム等の買い取り金額を寄付する「ヨコハマ寄付本」という取り組みをおこなっている。また、故人の遺志に基づいて、香典返しの代わりに社協に寄付をする—という取り組みをおこなう社協も少なからずある。社協会費や共同募金も寄付の一種と捉えると、その納入率は毎年下がっている。今後は、時代や地域性に合った寄付の受け入れについて検討したい。また、次期計画の成果指標については、例えば「社協会費の平均納入率を○%上昇させる」等、具体的に数字でわかるような項目を設けたい。</p>	
<p>ボランティア・市民活動に対する公費導入のルールづくり</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ボランティア・市民活動に公費を導入するにあたっては、透明性と公平性を確保するよう に三浦市に求めていく。また、資金の性格と適正を鑑みて、当該活動に最も適した「公費」 が導入されるよう支援する</p> <p>三浦市：各種団体への補助については、「三浦市予算の編成及び執行に関する規則」及び個々の案件ごと補助金交付要綱を制定し実施している。公募型等の助成事業については実施していない。委託に関しては「三浦市契約規則」等の規定に基づき業者選定・契約を実施しており、契約金額ごとに対象が限定されるが、市民活動団体への契約は基本的には可能である。共催に関しては、案件ごとに担当課において判断し実施している。後援に関しては「三浦市後援名義使用及び市長賞提供の承認に関する事務取扱基準」の規定に基づき判断している。</p>	0.0

<p>社協による助成事業の実施</p> <p>【進捗状況】</p> <p>ヒト（I-2-②）で詳細を述べているとおり、市民活動助成事業の見直しをおこなった。地域福祉推進モデル事業については、ボランティアセンターに担当が移ったものの、実施方法は従前のままである。今後は、情報開示による透明性の確保などについて改善していきたい。</p> <p>成果指標「実態に即した助成をおこなえたか？」について。できたと考える。ボランティア活動推進部会員による審査会の実施がそうである。従来よりも、可能な限り申請団体の情報を得て、交付は適当か否かについて考え、決定できるようになった。2つ目の成果指標「そのためのルールづくりはできたか？」について。話しあいを重ねていく中で、審査基準が定着してきている。今後も適切な審査会を続けていくために、基準やルールの明文化が必要になる。</p> <p>成果指標「助成の効果測定をおこなったか？」について。現在、交付した団体の報告書は、その翌年度の申請資料に添付し、審査の参考資料として使っている。しかし、報告を受けている以上、報告が集まった時点で委員へ報告すべきであると感じている。よって、効果測定については上手く取り組めていないと考える。また、申請及び報告の書式を見直し、例えば「助成によって活動がどのように充実する（した）のか？」の記述欄を設けることで、助成金がある場合とない場合の差を認識しやすくなるのではないか？という意見が委員より挙がっている。</p>	6.7
---	-----

ボランティアセンターの機能強化/総合評価 5.3

I ボランティアコーディネーターの資質向上

実施事業名	評価
<p>研修制度の確立</p> <p>【進捗状況】</p> <p>（1）職場内研修の強化</p> <p>①ボランティアコーディネーターの資質向上</p> <p>社協内の研修に積極的に参加した。この中でボランティアに求められるものや、活動の範囲について考える機会が多々あり、日頃の業務に役立っている。例えば、月例事例検討会では、ボランティア等インフォーマルな資源の活用方法を考える事例もあれば、逆に、地域住民やボランティア等有志の方に掛かる過度な負担を減らすために、介護保険サービス等フォーマルな資源を適正に利用するべきという結論に至る事例もある。</p> <p>（2）職場外研修への積極的な参加</p> <p>①県社協が実施するボランティアコーディネーター関連研修への参加②その他外部団体が実施する研修への参加</p> <p>主に、県社協が実施するボランティアや地域支援の研修に出席している。</p>	6.3
<p>フィールドワークの実践</p> <p>【進捗状況】</p> <p>（1）実体験を通じて活動と活動者について理解を深める</p> <p>取材や計画書策定作業等を通じて活動と活動者の理解を深めた。今後も活動と活動者の理解に努めたい。取材は、団体のイベント等特別な機会に伺うことが多く、普段の活動の様子を実際に見ることができていないこともある。地域診断書策定に伴う地域踏査により、新たに活動団体の情報を把握することができた。</p> <p>（2）活動者との関係の構築を図る</p> <p>三浦市ボランティア連絡協議会の事務局を担ったことで、従来よりも顔の見える関係ができた。今後も、活動者の自発性を損なわず、必要なときには相談できるよう、ほどよい関係性を意識していきたい。</p> <p>（3）アンテナを張り巡らせ、地域社会に潜在する「困りごと」を把握する目を養う</p> <p>地域福祉活動計画の策定時には、市内のボランティア・市民活動団体等22か所における団体ヒアリングをおこなった。主に、各団体が解決しようとしている課題を把握することができた。地域踏査では、さらに少子高齢化が進む5~10年後の住民間の支えあいに不安を抱いている人が多いことがわかった。一方団体ヒアリングでは、それぞれの団体が具体的に困っていることを細かく知ることができた。様々な角度から、三浦市の「困りごと」を把握しようとしたといえる。今後も、生活支援コーディネーターを中心に地域踏査を進めることで、地域の実情を把握し、課題の解決方法を住民と一緒に考えていきたい。</p>	9.2

<p>スーパービジョン機能の強化</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ボランティアセンター内におけるスーパービジョン機能の確立</p> <p>ボランティアセンターを所管する地域福祉課は、2017年現在2名のみが所属する部署である。この課内でスーパービジョン機能を確立することは難しい。判断に迷うことがある度に、法人内の上司に相談している。成果指標「少人数である組織が抱えるハンディを克服し、ボランティアセンター内にスーパービジョン機能を構築できたか？」については達成できていないが、法人内で相談していくことで、スーパービジョンの確立をめざしていきたい。</p>	5.0
--	-----

II 連携機能の強化

実施事業名	評価
<p>ボランティアセンターの「つなぐ」役割の強化</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 異団体間の交流を促進することによって、当該活動の活性化と、活動の広がりといった相乗効果を狙う</p> <p>成果指標「異団体間の新たなつながりが生まれ、活動が活性化したか？既にあるつながりがより深まり、活動に広がりができたか？」については、概ね取り組むことができた。今後さらに対象を広げ、三浦市の市民活動を盛り上げていきたい。</p> <p>社協：ボランティア・介護予防インストラクターを労う会を開催した。当法人におけるボランティア活動者の労をねぎらうことと、日頃の活動に関する不満や疑問点の解消のために、活動者間のレクリエーションやグループワークをおこなった。内容は好評だが、参加者が増えていないことが課題である（※2018年度には「交流会」に名称を変更し、介護予防インストラクター、フレイルサポーター等も対象とした。）。三浦市と共同主催で取り組んでいる「市民活動ポイント制度」の年に一度のイベント「市民活動デイ」は、団体間の交流を図る場になっている。</p> <p>ボランティア・市民活動団体：三浦市ボランティア連絡協議会では、被災地支援の取り組みを実施した。2013年は、チャリティボロシャツ販売等を実施し、東日本大震災義援金として10万円を寄付している。2014年には要援護者災害支援市民シンポジウムの入場料の売り上げを、三浦市及び東日本大震災被災地（日本赤十字社）へ10万円ずつ寄付している。2016年には、有志11名による熊本地震義援金の街頭募金活動を実施し、28,901円を寄付している。1つの団体では人数が集まらず実施に至らないことも、協議会加盟団体から少しずつ協力者が出てくれるため実現できている。一方で、高齢化や「役割が大変」といった理由から年に数回ずつ脱退している。個人会員は、少しずつ増えている。</p> <p>(2) 民間企業との連携</p> <p>民間企業から地域のボランティアを紹介してもらい、新たな情報を得ることができた。成果指標「企業とのつながりをつくれたか？主体的に活動する企業に、必要な支援ができたか？」について。当法人と、民間企業のつながりを新たに構築できた。当法人と連携して地域貢献している諸企業は、既に何年にも渡って三浦市内外における貢献活動を実施していることが多く、周知協力や表彰といった側面的支援が中心となつた。協力企業が増えると、当法人や市民活動団体の活動に幅が生まれるため、引き続き取り組んでいきたい。</p> <p>(3) 社会福祉施設との連携</p> <p>福祉関係施設から「イベントの際に、披露していただける団体はないか？」と年に5件前後の相談を受ける。また「社協のホームページを見た」と、直接団体に連絡が入ることもあるようだ。福祉関係施設のイベントは、趣味のサークルが日頃の練習の成果を披露する場の1つとなっている。成果指標「社会福祉施設について理解を深め、その機能を地域社会に有効に開放することができたか？」というところまでは達成できていない。</p> <p>(4) 専門家との連携</p> <p>「ゆうあい三浦塾」は、貧困の連鎖を断ち切る目的で2015年度に開始した。講師ボランティアとして、学校の先生のOBOGや、指導的な仕事をしていた方にご協力いただいている。ボランティア活動保険の加入には、手続きする市区町村社会福祉協議会における情報登録が必須である。そのため、被災地支援に行くために保険加入するボランティアの情報を得ることになる。登録の中には、自身の資格や職業を活かす被災地支援活動をおこなう人もいる。保険加入のために窓口に訪れた活動者には、差し支えのない範</p>	7.3

<p>囲で活動について話を伺うようにしている。そういった会話から、学習支援事業等三浦市内の活動にマッチングした人材もいる。</p> <p>また、地域踏査や広報誌等の取材を通じて、地域に住む人々から「この職業に就いていたので、地域でその力を活かしている」「趣味を活かして、地域住民に教えている」といった個々の情報を伺うことができた。</p> <p>成果指標「プロボノの実態を把握できたか?」については、少し把握することができたと思う。成果指標「どのようなプロボノが求められているかを把握したか?」「既存の活動とプロボノをマッチングできたか?」については、ほとんど達成できていない。</p>	
<p>社協と三浦市市民協働課の連携</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ボランティア・市民活動に対する支援姿勢の統一 (2) 役割についての確認</p> <p>社協 : 成果指標「情報の共有化を図れたか?」について。担当者間で、役割や姿勢等について最低限統一を図ることができたと考える。一方で、三浦市と当法人には、それぞれボランティア登録制度がある。個人情報保護の観点から平時の共有に至っていないが、災害等の非常時に上手く共有できるかは定かではない。2つ目の成果指標「社協は、先駆的・実験的な活動を積極的に支援したか?」については、地域福祉推進モデル事業や後援等を通じて支援したと評価する。</p> <p>三浦市 : 市民活動促進ポイント事業を「ボランティア活動グループの発掘」「ボランティア登録のリニューアル」「活動グループ間の交流」の機会と位置づけ社協と連携し実施した。この事業は「市民活動のプラットフォーム」として今後も連携して取り組んでいきたい。</p>	5.0
<p>中立的機関としての支援</p> <p>【進捗状況】</p> <p>今回、市民活動者と一緒にになってソーシャルアクションを起こすような機会はなかった。</p>	0.0

III 社協ボランティアセンターとしての業務

実施事業名	評価
<p>新しい地域課題に対応するためのルールづくり</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ボランティア・市民活動団体と行政の協働ルールづくりの促進</p> <p>三浦市 : 市民協働条例等の制定はおこなっていない。市民活動支援としては23~24年度に取り組んだ「新しい公共の場づくりモデル事業」の経験をから、市民活動グループが取り組む事業に対し「ノウハウ」「ネットワーク(連絡調整)」「備品(貸出可能なもの)」の連携・提供に努めている。また、これらの連携は「市民活動促進ポイント事業」を軸に、市民活動グループとの関係づくりを進めていきたいと考えている。</p> <p>(2) 地域福祉推進モデル事業の充実</p> <p>地域福祉推進モデル事業は、先駆的な活動をモデル指定し、活動費の一部助成や活動への協力等を通じて支援するものである。毎年おおよそ2か所に絞り、支援している。また、支援は原則3年間までとなっている。成果指標「助成によって、地域課題の改善が見られたか?」について。団体へ助成することで、当法人だけでは解決できない課題に取り組むことができた。2つ目の成果指標「審査の透明性は確保できたか?」について。情報開示による透明性の確保などについて改善していきたい。また、地域福祉推進モデル事業は、市民活動助成事業と比べて金額が大きいので、慎重に審査できる体制を構築すべきである。</p>	7.5

<p>ボランティア活動推進部会の充実</p> <p>【進捗状況】</p> <p>成果指標「市民（第三者）の視点が入ることによって、ボランティアセンターの働きが充実したか？」について。ボランティア活動推進部会では少なくとも年に3回は顔を合わせている。その中で、審議内容以外にも、各委員とボランティアや市民活動に関する情報を交換する貴重な機会になっている。委員については、ボランティアと、市や教育・医療・障害者支援といった関連機関から参画を得ることができた。引き続き、ボランティアセンターのよりよい業務遂行のために協力いただきたい。</p> <p>（1）ボランティアセンター運営委員会の改廃、機能の一元化</p> <p>運営委員会を廃止し、三浦市民生活向上会議の「ボランティア活動推進部会」に機能を一元化することができた。</p> <p>（2）ボランティア活動推進計画の進捗状況の管理</p> <p>2015年度から、本計画の評価をおこなった。</p> <p>（3）ボランティアセンター評価システムの確立</p> <p>年1回程度三浦市民生活向上会議全体会を開催する。その際には、ボランティア活動推進部会の取り組みや三浦市ボランティアセンターを管轄する地域福祉課の活動状況について報告している。</p>	5.0
<p>ボランティア活動保険</p> <p>【進捗状況】</p> <p>成果指標「規約に基づき、正しくボランティア保険に加入させられたか？個々の活動内容にマッチした保険の紹介と加入を促進できたか？」について。ボランティア活動保険等について対応する際、手引きを読んでもわからないことについては、すぐに取扱代理店に問合せその場で対応するようにした。ボランティアセンターとして最低限の役割は果たしたと考える。</p> <p>（1）ボランティア・市民活動保険に関する研究</p> <p>「（ボランティア活動にあたらない）会員間の親睦目的のイベントに保険をかけたい」という相談を受けたため、調べたところ、民間保険会社の保険等で対応できることがわかった。また、実施年度中に一度、県社協のボランティアセンター担当者会議において、ボランティア活動保険に関する説明を受けた。</p> <p>（2）ボランティア活動保険に対する正しい理解と運用、周知を図る</p> <p>ボランティア活動保険は、自治会等の「ボランティア活動以外の目的でつくられたグループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動」は対象外としている。27年度より、三浦市において「三浦市市民活動保障制度」の取り扱いが始まつたことで、自治会活動者等が保障されるようになった。この制度は「三浦市を拠点として無報酬でおこなわれる公益性のある活動」をおこなう者及び個人が対象となっている。ボランティアに定義されないものであっても、地域住民による「公益性のある活動」に補償がなされることは、地域の発展に寄与することだろう。三浦市ボランティアセンターに相談が寄せられた際、有事に備えることができるよりよい保険加入について助言できるよう、引き続き情報収集等に努めたい。また、年度始めには、社協みうらやボラ協情報等の広報紙にボランティア活動・行事保険の加入を促すお知らせを掲載した。</p>	7.5

<p>災害ボランティアセンター</p> <p>【進捗状況】</p> <p>社 協 : 災害時に三浦市の要請を受けて開設する災害ボランティアセンターの運営マニュアルを作成した。「仮想避難所1泊2日体験」は、参加者14名（職員含む）。自身の居住区の避難所に向かうことができず、三浦市総合福祉センターに泊まることを想定して実施した。プログラムの一環として、市防災課長を講師に、災害への備えに関する勉強をした。</p> <p>三浦バイオマスセンター避難所への災害ボランティアの派遣に関する協定について。民主導でボランティアセンターと避難所との間でルールづくりができたことの意義は大きい。</p> <p>災害ボランティアセンターは、当法人の事務局長が本部長となり、以下（災害の規模によるが、）全職員がその運営に携わる可能性がある。そのため、「三浦市ボランティアセンター（通常のボランティアセンター）」以外の職員も研修等に参加している。一方で、法人内に災害や防災を担当する職員が複数いるが、役割分担が明確でなく、情報共有も上手くできていない。</p> <p>本計画には、社協職員間の合意形成と、市の関連部署との連携及び役割の明確化について記載しているが、それらの達成度は高くないと感じている。成果指標「市役所との連携を密にし、備えを万全にするとともに、防災に関する活動を実践できたか？」について。福祉のまちづくり部会等のつながりから、市防災課と連絡を取り、市の図上訓練や講座等に顔を出せるようになった。2018年度から地域のサロンに出張し「防災講座」を順次実施している。</p> <p>今後は、三浦市民等対外的な研修等は「福祉のまちづくり検討部会」が、当法人内の職員間の合意形成や、物の備えについては地域福祉課が中心となることで「災害ボランティアセンター」を整備していきたい。</p> <p>三浦市: 災害時ボランティアに関しては防災課が登録の窓口であり、災害時の対応については、防災訓練等を実施し対応策を順次充実させている。市のボランティア行政全体としては、有事の際に活動できるボランティアをいかに確保するかということが課題であり、市民活動促進ポイント事業での活動者等意識の高い人に対して有事の際に連携できる手段の整備等が求められる。しかし、現状ではメールアドレスの収集等は進んでいない。</p>	5.8
---	-----

情報/総合評価 4.6

I 発信する情報コンテンツの充実（增量・種類の拡大）

実施事業名	評価
<p>ホームページの整備</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 未経験者向けの情報の充実 (2) 活動の追体験ページ（再掲） (3) 社協みうらと連動した情報発信 (4) メールフォームの作成 (5) 他のホームページの紹介 (6) 個々のニーズに沿うよう情報をカスタマイズして提供する ボランティアセンターに関するページで最も問い合わせがあるのは、活動団体の紹介ページなので、充実させていきたい。(4) メールフォーム (5) 他のホームページの紹介 (6) 個々のニーズに沿うようカスタマイズした情報は実現できていないが、(4) と (6) は不要だと考えている。当法人の介護職従事者等人材育成・研修センターのページにはメールフォームを設けているが、申し込みや問い合わせは電話や来所が多い。「個々のニーズ」には、様々な情報を載せることで対応することができる。今後はまず、計画化した基本的な情報を全て掲載できるようにしたい。</p>	4.2
<p>広報誌「社協みうら」の充実</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ボランティア・市民活動のコーナーを設け、活動情報や、助成金情報、講座の開催情報を掲載する 成果指標『『社協みうら』にボランティア・市民活動に関する情報コーナーを整備したか？』について。2013年度より、ボランティア・市民活動のコーナーを整備することができた。成果指標は達成したと考える。</p>	8.3

<p>情報収集</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ボランティアセンターが情報のポータルサイトとなるよう関連情報の一元化をめざす ホームページ、紙媒体の広報紙、センター等における掲示を通じて情報の発信をおこなった。日頃の研修、ニュース、新聞等の広報、関係機関の郵便物やメール、口コミ等から情報収集をおこなった。</p> <p>(2) 「社協みうら」やボランティアセンターのホームページに掲載する情報を得るために、フィールドワークや取材活動を強化する 様々な方法で取材や聞き取りをおこない、地域住民の情報を得ることができた。成果指標「ボランティアコーディネーターが市民から認知されたか?」について。取り組みやボランティアコーディネーターの存在が、三浦市民に広く認知されたか計ることは難しいが、できるだけ神奈川新聞やタウンニュース等の広報媒体で取り上げてもらい、周知に努めた。</p> <p>(3) 市外・県外における先駆的なボランティア・市民活動例等の収集もおこなう 主に、研修等における事例発表や、インターネット、ニュース等から情報を得た。また、被災地や CCRC (Continuing Care Retirement Community/高齢者が健康なうちに入居し、終身で過ごすことが可能な生活共同体) 等視察に行った。得た情報をボランティア・市民活動団体等へ発信する機会としては、三浦市ボランティア連絡協議会の役員会等が挙げられる。ただし、そういった発信は具体的な成果として残るものではないが、法人全体としては、市内外の情報把握に努めることができたと考える。</p>	7.2
<p>三浦市ボランティアセンター掲示板の整備</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 掲示の仕方を工夫し、見やすくする。 掲示物は、日常的に貼り替えをしている。極力 A4 サイズで統一するようしているが、それ以外のものも掲示している。2015・2016 年度に掲示板及び配架物を整理したものの、劇的に見やすくなったわけではない。掲載の希望は多いが、スペースが少なく、大きさによっては掲載できない、あるいはすぐに外さなくてはならないことも多々ある。成果指標「三浦市のボランティアに関する情報が集まるようになったか?」について。三浦市内外の情報が集まっているので、概ね達成している。</p>	7.5

II ボランティア・市民活動団体の情報発信を支援

実施事業名	評価
<p>ボランティア・市民活動団体との関係性の強化</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 関係づくり ①ボランティア・市民活動団体との関係の構築 三浦市ボランティア連絡協議会を始めとして、育児サークル「にっこにこ」やはっぴ一子育て応援団等と連携し、各種事業を共催した。団体が主導し実施できた活動もある。今後も、日頃から対等な関係づくりを心掛け、側面的な支援をおこなっていきたい。 ②取材で得た情報をすぐに確認できるようにし、当該団体のモチベーションを高め、情報発信の意義を実感してもらう ブログのページは特に、即時掲載するよう心掛けた。成果指標「ボランティア・市民活動団体の情報発信への関心が深まったか?」について。大人数とはいえないが、取材した活動者の一部は閲覧していることがわかった。2 つ目の成果指標「情報発信支援に関する要望は増えたか?」について。要望はあまり増えていない。情報発信の面白さや重要性を知ってもらえるよう取り組んでいきたい。</p> <p>(2) 協力依頼 ①三浦市ボランティア連絡協議会の連絡網を活かした情報発信の活用 役員会、研修会、総会等の集まりや「ボラ協情報」等で適宜情報を発信できた。三浦市ボランティア連絡協議会では、会員以外に情報を広めてくれる人もいた。成果指標「三浦市ボランティア連絡協議会登録団体間の関係性が深まり、活動が活性化したか?」について。三浦市ボランティア連絡協議会内の情報交換会や交流をテーマに研修会等を開催し、協議会内のつながりが深まるよう心がけた。</p>	7.2

<p>ボランティア・市民活動団体に情報発信力をつける支援</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 情報発信の基本的な技術の習得</p> <p>①「情報発信」学習会を開催する。その際には、これを得手とするボランティア・市民活動団体に講師を依頼する 情報発信を主題とした学習会を実施していない。ボランティアセンターの職員として「活動者が取り組むと、いい効果があるだろう」という思いが、果たして活動者の思いと合致しているのだろうか、と思いの差に不安を感じることもあり、実施に至らなかった。今後、社会情勢と活動者のニーズから、必要な講座を考えていきたい。</p> <p>②活動で必要となる書類のテンプレートをホームページ上で掲載する 掲載できていない。ホームページ上に、市民活動助成金の申請及び報告の書式を掲載しているが、利用率は低い。今後も相談毎に対応し、必要性の高いものをホームページに掲載したい。</p>	0.0
<p>活動助成金の透明性の確保</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 社協が配分する助成金の使途と成果の情報公開</p> <p>「透明性の確保」についてはカネ（I-3-①）において記述しているので省略する。市民活動助成金の交付については、決定した内容をホームページ内のブログに毎回掲載してきた。また、一部団体の活動は、取材し、情報を掲載することができた。当法人の決算書に、それぞれの助成内容について掲載した。また、その決算書はホームページに掲載している。</p> <p>成果指標「広く市民に理解される助成事業となったか？また、助成による効果についても市民の理解が得られたか？」について。「広く市民に理解される」ことをめざしているが、達成していない。「知りたい」と思い調べができる人についてのみ、情報が得られるようになったと思う。まずはホームページ上に、確実、かつわかりやすい情報を掲載していきたい。</p>	0.8

III 効果測定

実施事業名	評価
<p>「情報」サービスの効果測定</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) ホームページのアクセス数の確認・記録</p> <p>(2) 発信情報に関する問い合わせ件数の記録</p> <p>(3) 有効に情報発信するためのデータ収集・蓄積</p> <p>成果指標「ホームページや社協みうらで情報を得る市民が増えたか？市民の関心に沿った情報発信ができるようになったか？」については、十分には検証できないが、訪問者数等は増加しているので、ある程度達成されていると評価する。 2013年度 YouTube 再生回数:27,871回 2014年度 YouTube 再生回数:39,893回 2015年度 YouTube 再生回数:131,760回</p>	5.8

IV 三浦市ボランティアセンター登録者・団体情報の管理

実施事業名	評価
<p>登録者・団体情報の管理と活用</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(1) 年1回登録情報を更新</p> <p>(2) 当該活動を活性化させるための「お知らせ」の情報発信機能の強化</p> <p>2014年度に、ボランティア活動団体・個人の登録情報の更新を依頼する文書を送付した。転居していた人や、登録を辞めたい人、団体の人数等に変更があった方から応答があった。また、ホームページ上の活動団体情報の更新の依頼も併せておこない、返信があった団体のページを更新した。大きな変更があった場合は向うから情報提供してもらえることが多いので、3年に1度を目安に取り組んでいきたい。ボランティアに関する研修や講座等のお知らせを、必要に応じて年に数回発送した。</p> <p>成果指標「登録者・登録団体に対する諸種のアプローチによって当該活動が活性化したか？」について。目に見えて「活性化」した団体や活動者はなかった。ボランティアセン</p>	5.0

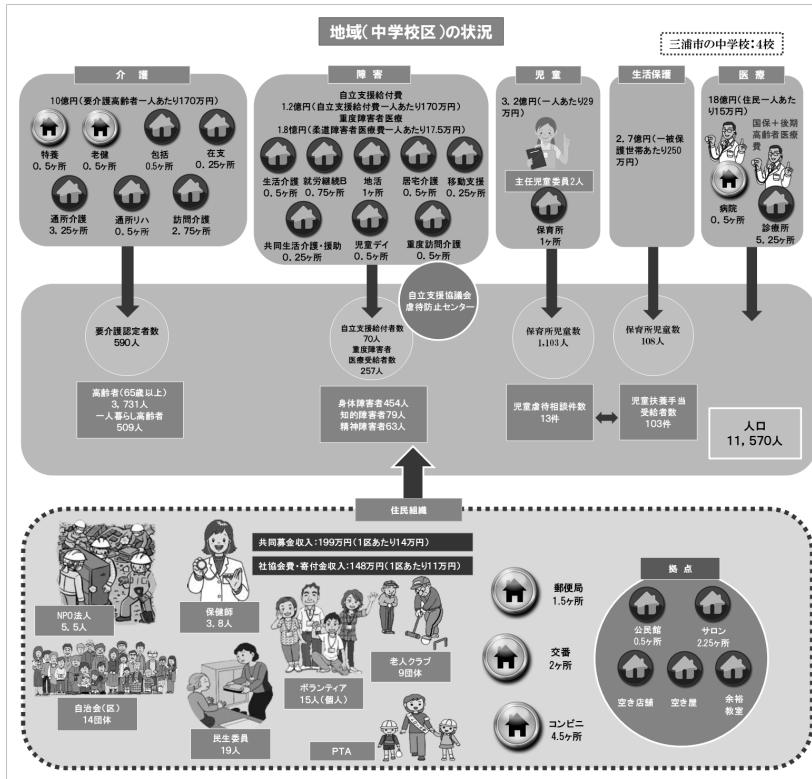
ターが活動者の近況や情報を得られる機会にはなった。

V 地域に潜在しているニーズを、地域の課題として提示していく

実施事業名	評価
ホームページ上の課題提起 【進捗状況】 (1) ホームページ（主にブログ）で課題提起となるような情報を掲載する 当法人として、随時市への提言等を通じて課題提起をおこなっている。また、必要に応じてホームページ上に情報を掲載した。ボランティアセンターから発信する情報は、「課題提起」を意図した情報よりも、活動の参加を促すような情報が多かった。とはいえ、今後も必要に応じて実施したい。成果指標「当該住民が地域課題について考えるきっかけを提供できたか？一方的な情報発信にとどまっているか？」については、ほとんど達成できていない。 (2) SNS の活用による、生活課題に関する情報発信及び双方の情報交換 頻繁な更新が求められることから業務量が増大すること、プライバシーの保護やセキュリティのリスクなどの懸念があり、当法人として SNS の活用はできていない。Facebook のページは設けているが、活用できていない。成果指標「一般市民が気軽に参加できる環境は整ったか？一方的な情報発信にとどまっているか？」については、ほとんど達成できていない。	1.3
市内ボランティア・市民活動団体への課題提起 【進捗状況】 (1) 市内ボランティア・市民活動団体への課題提起、気づきを促す 肢体不自由児の入浴支援について、当法人において実施の準備を進めるとともに、地域住民や関係施設の協力を得るための取り組みをおこなった。三浦市ボランティア連絡協議会による視察や、ボランティア募集をおこなったところ、1名のボランティア希望者が集まった。しかし、協力していただける入浴設備のある施設を募集したものの、その提供にはつながらなかった。現在、当法人単独の事業として実施を続けている。当法人の各種人材の養成講座等や福祉教育においては、テーマにより内容は異なるが、困りごとを抱える人々に対して、地域住民としてどのような支援ができるか等について話した。地域福祉活動計画の策定作業において、活動団体が抱える困りごとについて情報を共有するために、団体ヒアリングや住民懇談会を実施した。地域診断書策定作業を通じて知ったその地域の困りごとをまとめて、地域住民や、区の役員等にフィードバックした。活動者は、そもそも自身の活動領域に関して詳しい情報をもっているので、むしろ課題を教えてもらうことが多かった。しかし、第三者から見ないとわからないことや、活動領域外のこと等については、随時積極的に伝えていきたい。成果指標「個々の生活課題が地域の課題として捉えられ、その解決に向けた活動が生まれたか？」について、三浦市ボランティア連絡協議会においては、不定期ではあるが、実施することができたものもある。2つ目の成果指標「課題の改善状況は？」について、介護予防インストラクター養成を通じて、「高齢者の居場所づくり」の課題に取り組む市民を増やすことができた。	8.3
ソーシャルアクションによる課題提起 【進捗状況】 (1) ボランティアセンター業務を通じて把握した諸種の課題解決に向けたソーシャルアクションの実施 (2) 地域住民を巻き込んだソーシャルアクションの実施 今回ソーシャルアクションを起こす機会はなかった。今後も必要に応じて実施したい。	0.0

7 三浦市における社会資源の状況

項目	前計画策定時	今計画策定時	備考	伸び率
介護	介護保険事業	4,061,540,425 円	2017年度三浦市決算資料	117%
	要介護認定者数	1,849 人	2,231 人	2017年度末
	要支援認定者数	511 人	705 人	2017年度末
	高齢者（65歳以上）	14,925 人	16,650 人	2018年1月1日現在
	一人暮らし高齢者	2,034 人	2,560 人	2015年度国勢調査
	特養	2 ヶ所	4 ヶ所	2019年3月31日現在
	老健	2 ヶ所	2 ヶ所	2019年3月31日現在
	包括	2 ヶ所	2 ヶ所	2019年3月31日現在
	在支	1 ヶ所	0 ヶ所	2019年3月31日現在
	通所介護	13 ヶ所	10 ヶ所	2019年3月31日現在
	通所リハ	2 ヶ所	2 ヶ所	2019年3月31日現在
	訪問介護	11 ヶ所	14 ヶ所	2019年3月31日現在
	障害者自立支援給付費	486,972,059 円	2017年度三浦市決算資料	142%
障害	自立支援給付支給決定者	283 人	271 人	2017年度
	身体障害者	1,817 人	1,776 人	2018年4月1日現在
	知的障害者	315 人	360 人	2018年4月1日現在
	精神障害者	253 人	355 人	2018年4月1日現在
	重度心身障害者医療費	180,668,336 円	139,314,177 円	2017年度三浦市決算資料
	重度心身障害者医療受給者数	1,028 人	873 人	2018年3月31日現在
	生活介護	1 ヶ所	1 ヶ所	2019年2月1日現在
	就労B	3 ヶ所	3 ヶ所	2019年2月1日現在
	地活	4 ヶ所	4 ヶ所	2019年2月1日現在
	居宅介護	4 ヶ所	4 ヶ所	2019年2月1日現在
	移動支援（同行援護）	1 ヶ所	1 ヶ所	2019年2月1日現在
	共同生活	3 ヶ所	3 ヶ所	2019年2月1日現在
	児童デイ	2 ヶ所	2 ヶ所	2019年2月1日現在
児童	重度介護	4 ヶ所	4 ヶ所	2019年2月1日現在
	児童福祉費	1,288,960,000 円	2017年度三浦市決算資料	94%
	児童扶養手当受給者数	413 人	259 人	2017年度三浦市決算資料
	主任児童委員	8 人	6 人	2019年1月1日現在
	市内保育所	4 ヶ所	4 ヶ所	2019年3月31日現在
	保育所児数	346 人	382 人	2017年度月平均
	市内保育所入所延べ人数	4,414 人	3,917 人	2017年度三浦市決算資料
	市外保育所入所延べ人数	382 人	670 人	2017年度三浦市決算資料
医療	児童虐待相談件数	37 件	58 件	児童相談所/2017年度三浦市決算資料
		15 件	34 件	三浦市/2017年度三浦市決算資料
	国民健康保険事業	6,781,161,721 円	2017年度三浦市決算資料	108%
拠点	後期高齢者医療事業	566,394,910 円	2017年度三浦市決算資料	123%
	病院	2 ヶ所	2 ヶ所	2017年3月現在
	診療所	21 ヶ所	21 ヶ所	2017年3月現在
	公民館	2 ヶ所	2 ヶ所	2019年2月現在
施設	サロン（未病サロン等）	9 ヶ所	51 ヶ所	子ども3、高齢者48
	空き家数	70 ヶ所	331 ヶ所	2019年2月5日現在
	生活保護事業	1,090,077,254 円	2017年度三浦市決算資料	112%
生活保護	被保護世帯数	435 世帯	518 世帯	2017年度月平均
	人口	46,238 人	43,042 人	2019年1月1日現在
	世帯数	17,816 世帯	17,490 世帯	2019年1月1日現在
	NPO法人	22 法人	24 法人	2019年2月現在
	自治会	56 区	54 区	2019年2月現在
	保健師	15 人	19 人	2019年3月31日現在
	民生委員	77 人	74 人	2019年2月1日現在
	個人ボランティア	60 人	103 人	2019年2月現在
	老人クラブ	37 組織	29 組織	2017年4月1日現在
	共同募金収入	7,969,563 円	2017年度実績	90%
その他	社協会費	5,559,100 円	2017年度実績	77%
	寄付金収入	365,119 円	2017年度実績	80%
	三浦市全会計歳入	15,500,000 千円	2017年度三浦市決算資料	242%
	三浦市全会計歳出	33,080,000 千円	2017年度三浦市決算資料	113%
	経常収支比率	103.7 %	2017年度三浦市決算資料	99%
	郵便局	6 ヶ所	6 ヶ所	2019年3月31日現在
	コンビニ	18 ヶ所	17 ヶ所	※移動販売含めず
	交番・警察署	8 ヶ所	8 ヶ所	2019年3月31日現在

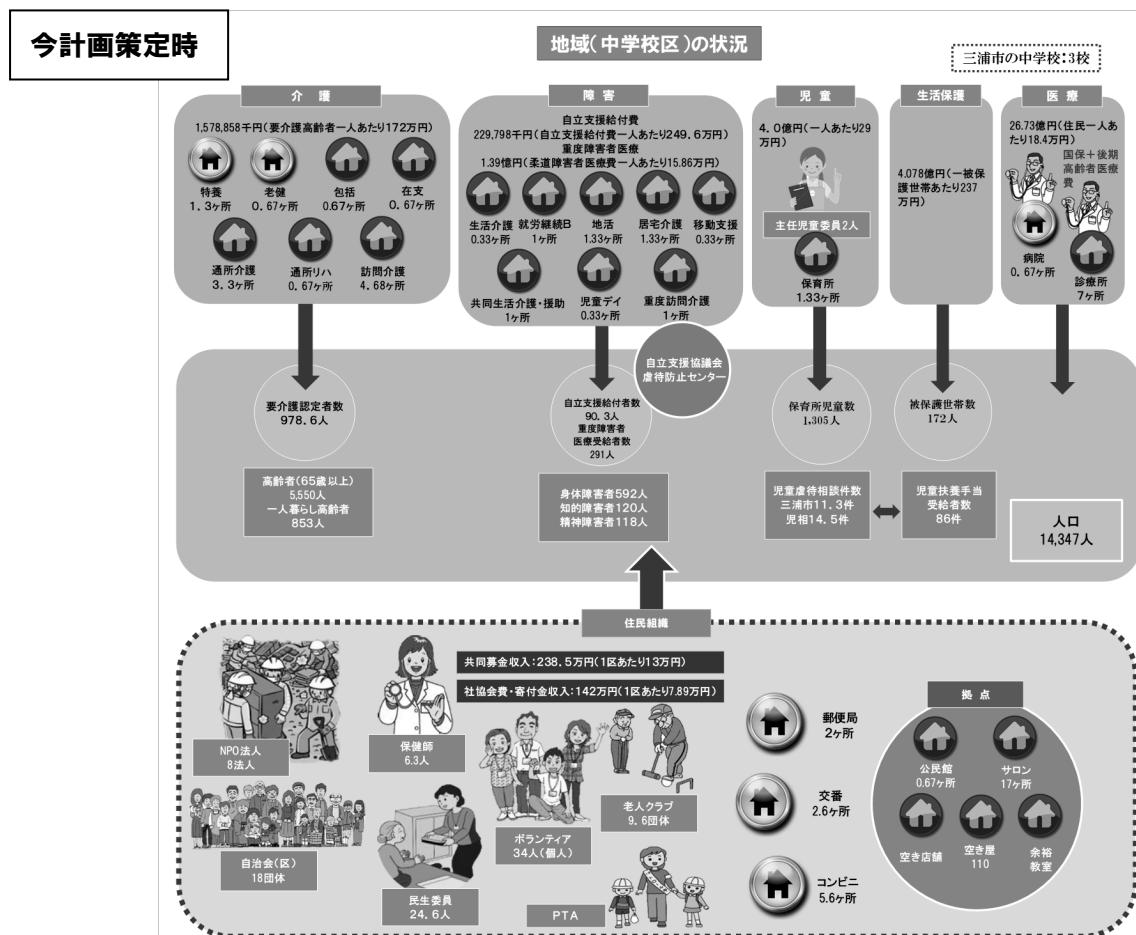


前計画策定時

実際には、地域的偏在が存在することは承知の上で、前頁の社会資源を中学校区(三浦市を3分割)で配分し、その状況を図示してみた。増大する社会保障費に対する懸念は広がるばかりだが、いわゆる「民」の動きも活発化していることがわかる。地域サロンの増大などはその一例だろう。



※2012年度の状況。当時中学校は3校だったが、前計画との比較のために「4校」で計算した。



第2章 計画の基本理念、重点事業と実施計画

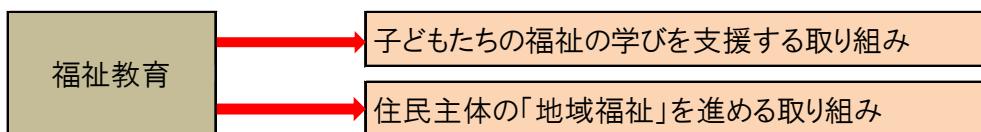
1 計画の基本理念

誰一人として孤立しない社会の実現

2 重点事業

(1) 福祉教育の推進

「福祉教育」とは文字どおり、教育分野と社会福祉分野が連携し、子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の支援まで、幅広い領域の中でおこなわねなければならない。全国社会福祉協議会では、このことを次のように、二つの“流れ”として捉えている。



【子どもたちの福祉の学びを支援する取り組み】

これまで子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みは、さまざまな実践が進められてきました。戦後の代表的な取り組みとして、「国民助け合い運動」(1947年)、徳島県において取り組まれた「子ども民生委員」制度などがあります。

1950(昭和25)年、神奈川県では「社会事業教育実施校制度」を設け、学校を指定して福祉教育の推進を図りました。

1977(昭和52)年、国庫補助事業による「学童・生徒のボランティア活動普及事業」(「ボランティア協力校」制度)が始まりました。社会福祉協議会はこの事業を積極的に推進しています。(全国社会福祉協議会)

【住民主体の「地域福祉」を進める取り組み】

「福祉教育」のもう一つの視点、『地域福祉推進の視点』です。社会福祉協議会は、地域住民や諸団体の参加によって、地域のさまざまな福祉(生活)課題の解決を図り、福祉のまちづくりを進めることを目的とした民間団体です。「福祉教育」は、社会福祉協議会の活動を支える理念として、1960年代後半から理論化され、実践が積み重ねられています。

【社会福祉協議会による取り組み例】

- ・広報活動、相談活動を通じた地域住民への福祉に関する情報提供
- ・「ボランティアスクール」「福祉講座」などの学習機会の提供
- ・住民が福祉について語り合う「住民座談会」の場づくり
- ・都道府県・指定都市社協ボランティアセンター、全社協全国ボランティア・市民活動振興センターの取り組み(全国社会福祉協議会)

当法人でも、福祉教育導入のきっかけづくりとして、市内小中学校に呼びかけ、「福祉用具アイディアコンクール」を毎年開催するなどしてきた。この取り組みは、元教育長でもある当法人の理事の発案で実施してきたものだが、今では全クラスで参加してくる学校もある。学童の福祉教育は一朝一夕で完遂するものではない。こうした不断の努力を積み重ねることが何よりも重要なのではないだろうか。事実、教育の現場から文字どおり「福祉教育」の依頼を受けて、当法人の職員を“講師”として派遣する機会は着実に増えている。民間企業の職場研修も萌芽期を迎えようとしている。引橋区域に完成した大型スーパーマーケット「ベイシア」では、開店に先立って雇用した全職員を対象に「福祉研修」を実施し、その一環で“認知症サポート”の研修をも修了した。企業側の人権意識の向上は、障害者や高齢者を迎えるための機会を意図的に創出している。もちろん当法人も全面的にこれに協力した。

一方で、この「地域福祉活動計画」の改定作業にあたるたびに、“福祉教育”的重要性を思い知らされることもまた、事実である。「地域福祉活動計画」に共通する人権意識の醸成という命題は、すなわち、福祉教育の実践と合致するからである。

そこで、当法人における“福祉教育”的理念を次のように定めたい。

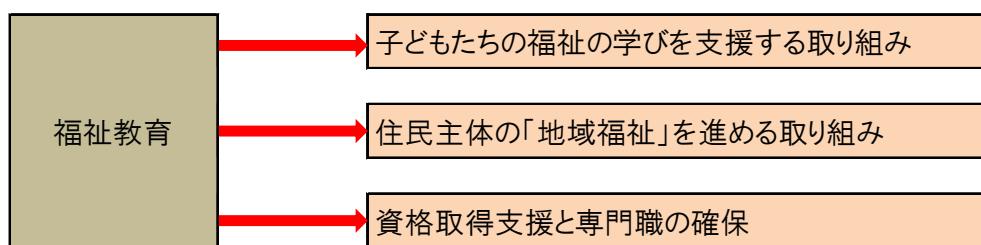
高齢者、障害児・者、そして子どもたち、全ての人々がこの社会の中で、決して排除されたり不利益を被ることがないよう、誇りをもって、心豊かで幸せな生活を送ることができるようになることが、福祉教育のめざす姿である。

その目的は、①全ての人がかけがえのない存在として尊ばれ、生きる喜びを感じることができるよう“共生力”を育むものであり、②人は一人ひとりみんな違うということ、そして、違うがゆえに一人ひとりが尊重されなければならない—という理念の敷衍を第一に実践されなければならない。

以上を踏まえたうえで、次の各項目について、その実現をめざす。本計画は、再三にわたって述べているとおり、住民の行動計画ではあるが、重点事業に関しては、当法人がとりわけ強いリーダーシップをもって、その実現に寄与したいと考えている。

①福祉サービスの担い手の育成と確保

当法人では、全国社会福祉協議会が示す“福祉教育”における2つの流れ（視点）に「専門職の確保」を加えたいと思う。



しかもそれには、育成にまで関与する能動的な姿勢で臨みたい考えだ。当法人の現行事業である「介護職従事者等人材育成・研修センター」の拡充は、その一方策でもある。介護職従事者等人材育成・研修センターは、「電車に乗らなくとも身近な地域で質の高い研修が受けられる」をコンセプトに開設されたものだが、現在は事務局長直轄の事業となっており、介護予防インストラクターの養成などの成果をあげてきた。

そこで、前述の一般企業向け職場内研修の更なる充実も視野に「介護職従事者等人材育成・研修センター」では次のような研修体系を構築するものとする。

資格取得研修	<p>①介護支援専門員（ケアマネジャー）養成研修 ②介護職員初任者研修 ③介護福祉士養成研修</p>
	<p>①介護予防インストラクター養成研修</p> <p>三浦市独自の資格制度として、これまでに120名以上の当該者を輩出してきた介護予防インストラクターは、当法人が独自に養成する福祉人材であるが、その公共性を高めるために、三浦市と協働で養成する格好をとっている（故にその修了証は、三浦市長及び当法人会長の連名で発行されます）。</p>  <p>介護予防インストラクターの皆さん</p>
任意資格取得研修	<p>介護予防インストラクターの養成における大きな特徴は、親和性の高い①フレイルサポート②生活支援担い手③未病サポート④認知症サポートといったそれぞれ独立した資格を、フレキシブルに教育課程に加え融合させていることにある。リハビリ体操の普及を出発点とした人材養成策は、マズローの欲求5段階説よろしく“知の欲求”に呼応するが如くその質を高め、結果的に当該者のモチベーションの向上に帰結させることに成功している。しかし、我々は知っている。それだけでは、人材を養成したとは言い難いことを。人材養成の最終的な姿は、養成した人材が実際に地域社会の求めに応じて活動を開始することにある。これまでのように「養成したら終わり」といった“やりっぱなし”的な人材養成事業に対する反省がその背景にあるというわけだ。だからこそ我々は、当初から介護予防インストラクターの主戦場を（出張）未病サロンとして位置づけてきた経緯がある。学んだことを実践することによって知ることは実際に多いものだ。むしろ座学で学ぶことよりも多く実りあるものかもしれない。人は“知る”から活動するのではなく、活動するからこそ“知る”のである。今後この未病サロンが一つの“かたまり”として自然発生的に協議体となり、さらには、B型事業を担うまでに成長してくれることを期待せずにいる。介護予防インストラクターの養成も所詮“きっかけ”に過ぎないのである。実践的学びから介護予防インストラ</p>

②住民主体の意識の醸成—「支え合いの地域づくり」/生活支援チームの発足

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない当該対象者の存在を重視し、いわゆるフォーマルな援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供を実施する、住民主体の支援策を確立していきたいと考える。

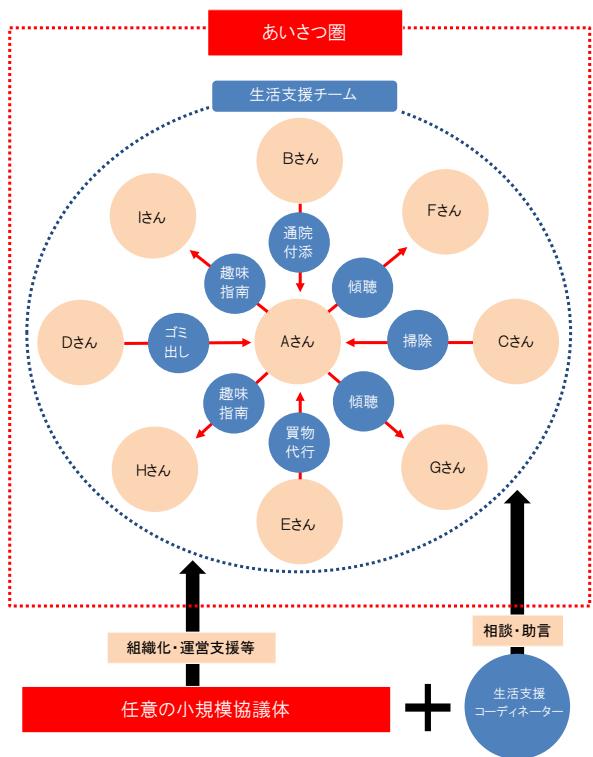
本実施計画事業は、あらゆる要援護者に対する包括的な支援の仕組みづくりを目指し、潜在するニーズを発掘し、それを各種制度につなぐためのキャッチシステムと、いわゆる“つなぎ支援”的性格も持つ住民主体のインフォーマルな活動を任意の小規模協議体が実質的に運営することをめざすもので、地域社会に潜在する要介護高齢者や障害児・者だけではなく、生活困窮者や生活困窮に陥る恐れのある者、または当該対象者を取り巻く環境の不安

定要素を、地域の社会資源や住民の参加を得ながら把握・アウトリーチする仕組みを生活支援という事実行為を通じて構築するものである。右図は、その概念図となる。生活支援チームといつても実際は互助組織に近く、“支援する者と支援される者”といった一方的な関係は存在しない。

地域におけるニーズ発見の「場」や「人間関係づくり」にも寄与する一つの“かたまり”として、この生活支援チームの組織化を支援し、それが、予防型支援を展開や悪化の防止につながることを期待する。

さて、生活支援チームの組織化・支援することにより、当該対象者の身近なところでの問題解決や近隣の助け合い・支え合いの体制を構築する—という行為は一つの事例が地域を変える”という個別支援と地域資源の融合を視野に入れた地域を基盤としたソーシャルワークの実践でもある。

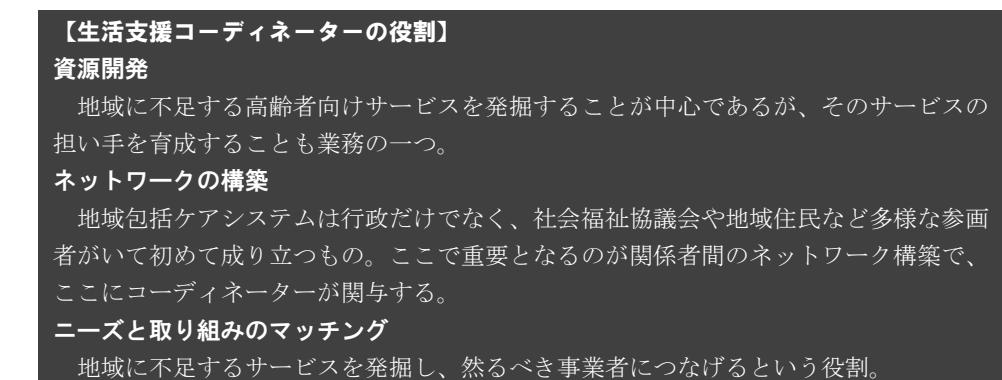
そのためにも生活支援コーディネーターは、①地域に潜在する福祉的ニーズ（生活問題）を巡回しながら“地域の多様な参画者”と協働発掘し、介護保険事業など公的な（在宅福祉）サービスからインフォーマルな住民主体の支援活動につなげていく役割と②高齢者や障害者らが、住み慣れた“我が家”での生活を継続できるよう、当該地域の民生委員児童委員の協力を得ながら「生活支援チーム」の組織化を図る—という役割を担うことになる。また、こうした活動を通じて地域社会に点在する各種「地域サロン」などの居場所や当事者団体からのインフォーマルな情報も公的機関からの情報同様、一元的に管理できるような仕組みを構築したい。次頁の図は、地域包括



ケアシステムの構築に向けて生活支援コーディネーターが担うべき役割となる。

地域包括ケアシステムの推進には地域包括支援センターが、その職責を着実に発揮することが求められるわけだが、生活支援コーディネーターには、高齢者（本計画では、障害児者や生活困窮者など“生きづらさ”を抱える全ての市民を

対象としている）のニーズとボランティアなどの地域資源とマッチングさせることで、生活支援を充実させる役割が求められる。



③企業のCSRと連携強化

企業のCSRといつても、この三浦市に大企業が存在するわけではないので、その主体は当然、中小企業となる。商工会議所法の第6条には「商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」という条文がある。商工会議所の主要施策が、経営改善普及事業などの中小企業支援にあったとしても、それと同様に“社会一般の福祉の増進”を命題とすることを確認しておきたい。

ちなみに、この計画の策定主体である「三浦市民生活向上会議」にも事務方のトップが参画している。この優位性を発揮しないという選択はないのではなかろうか。

市内の商工業界にとっても、いわゆる“地域福祉”を他人事として、看過できる時代は終わった。障害者の法定雇用率の問題や人材不足、企業のイメージ戦略といった具合に“社会一般の福祉”は身近なところに存在する。これだけ高齢化が進むと顧客が高齢者であったり、あるいは認知症だったりすることもあるだろう。そうなってくると企業防衛として「成年後見」など制度に対する知識も求められる。こうした状況を俯瞰すると、中小企業にとっても“企業のCSR”は、喫緊の課題なのである。



こうした中、職員に認知症サポーターの研修を受講させる事業者や新聞の販売店、郵便局、宅配業者などと三浦市が協定を結び当該高齢者の“見守り活動”をおこなうなどといった活動を展開している。地元のヨットハーバー、シーボニアマリーナでは、毎年障害児にプールを無償で開放、海洋アカデミー（マリンスポーツ体験）にも地域の障害児を招待してくださる。NPO法人小網代パール海育隊も夏の時期、障害者にクルージングの素晴らしさを体験させてくれた。少しづつではあるが、企業の社会貢献活動は広がりを見せているのだ。また、女性専用のフィットネ



スクラブ・カーブス三浦海岸駅前は、家庭で余った食材を福祉団体などを通じて経済的に苦しい家庭などに届ける「フードドライブ」に取り組んでいる。この三浦で、その窓口となるのが当法人で、三浦市から受託している生活困窮者

自立支援事業とのタイアップでこれを利用者に配分する事業を始めた。

忘れてはならない。かながわ信用金庫が進める海岸清掃は風物詩ともなっている。まさに、継続は“力”である。

このような世相を背景に企業のCSRを支援する取り組みに関し、当法人としてもその後方支援にあたりたいと考えている。

当法人は、その特性から社会福祉、更生保護関係団体の過半数の参加をもって構成されており、また、地域に密着して活動する非営利団体とも交流がある。当該企業のCSR活動の企画遂行をある意味でスムーズに後援できる立場にあるというわけだ。そこで、企業規模や予算を問わず「誰でも」「気軽に」参加できるCSR活動を積極的に提案していくものとする。また、こうした企業のCSRを積極的に広報していきたい。

(2) 地域包括ケアシステムの構築/高齢、障害児・者、生活困窮者、・子どもなど誰一人として孤立しない社会の実現をめざし、防災減災体制を整備する

①地域踏査による地域診断

当法人では、フィールドワーク（地域踏査）を通じて生活支援コーディネーターを組織的に補完する小地域単位の協議体づくりを進めたいと考えている。形骸化しつつある第1層の協議体をボトムアップ方式で活性化するためのアプローチである。地域診断をおこなうための地域踏査という作業は、今後、地域包括ケアシステムを構築するにおいて重要な基盤づくりになるのではないだろうか。

一般的に地域診断には、地域課題の視覚化に貢献するという意味において、次のようなメリットがあると考えられている。

課題の「見える化」に関する3つのメリット

- 1 対策に関わる人材や組織同士で課題の共有ができるさまざまな組織や専門家、住民に正しく現状を知ってもらい、どうすべきか考えてもらう材料になる。
- 2 対策の優先順位をつけることができる重点対象とする地区や、優先すべき課題を設定することができる。
- 3 対策のマネジメントができる計画を立て、目標を設定し、どの程度達成されているのか評価するためには必要不可欠。

(出典:JAGES (Japan Gerontological Evaluation Study、日本老年学的評価研究)プロジェクト)

いわゆる“足”で把握する情報は当該地域の“強み”だけでなく“弱み”をも公のものとする。一方で、ステレオタイプの批評を嫌う。判で押したような先入観、思い込み、固定観念をいともあっさりと覆してしまうからである。当然のことながら、地域社会の中には、高齢者の問題だけでなく、障害児者の問題、貧困、権利擁護、インフラの整備など、既存の制度や枠組みでは解決できない課題が複雑に絡み合っている。

一方で、地域診断が、当該地域が持つ潜在能力の顕在化という以上に、そのプロセスにおいて地域の組織化に寄与することもわかつってきた。今後このプロセスを第2層の協議体づくりに役立てなければならない。三浦市の第1層協議体が「公助」な

いし「共助」の関係者だけで構成されている現状を踏まえ、第2層の協議体は、主に「自助」と「互助」の領域からこれを選出し、眠っている“助けあい”的力を呼び起こしたいと考えている。そのためには、これまで生活支援コーディネーター中心でおこなってきた地域診断を住民参加のもと実施するための工夫もしていかなければならない。それこそ、決して“押しつけ”ではない地域住民による地域住民のための「地域包括ケアシステム」を構築するためである。それは、前頁で「地域診断のメリット」として掲げた「1」のメリットを、さらに一步前進させようという試みでもある。

その意味では、東岡区でおこなった“地域踏査”は、文字どおり地域住民を巻き込んでおこなわれた。その意義は極めて大きいと考える。その動向から、今まさに目を離すことはできない。地域踏査を契機に第2層以降の協議体の組織化、生活支援チームの編成、B型事業の実現といった具合に、その可能性は大きく広がっているからだ。

一方で、前述のとおり、地域踏査は厳しい現実を我々に突きつける。今後、地域の“再編”が不可避と考えられる地域も散見されるからだ。仮に、地域包括システムを防災に結びつけようというなら、海沿いの地域と高台の地域は、日頃から交流を持ち、大規模災害に備えなければならない。こうした観点からの地域再編も求められる。ゆえに今後とも「地域診断」は、地域包括ケアシステムを構築するにおいて、不可欠な活動となろう。

なお、この取り組みを2017年4月4日から毎週火曜日、4回にわたって神奈川新聞が特集を組んで報道してくださった(上写真)。そのタイトルは「三浦市社会福祉協議会の挑戦」。なるほど、私たちの試みはまさに“挑戦”である。



②地域包括ケアシステムの土台づくりとしての未病改善活動

「未病の改善」とは、いわばもがな現黒岩県政の目玉政策でもあるわけだが、この視点を「地域包括ケアシステム」を構築するための“土台づくり”として包含している

こうという動きはない。本来であれば、より政策的に、かつ、全庁横断的に取り組み、神奈川モデルの構築をめざすべきだと考えるが、しかし、この県政における縦割りの弊害を基礎自治体レベルで打ち破り、有機的に結びつけようというのが、当法人における未病センター（現在市内2か所に設置、1か所申請中）の開設を柱とした取

担当職員や理解ある協力者の尽力もあって、確実に増えている。それを「互助」の立場から支えているのが、前述の「介護予防インストラクター」である。中には、自宅を開放して未病サロンを実施するインストラクターもいる。左下の写真はそのことを伝える新聞記事である。このように、場所を選ばず、要望があれば“どこであっても”開設するのが未病サロンである。ゆえに開設場所は多様化の一途を辿り、公共施

り組みである。また、待ちの姿勢に終始するのではなく、市内各所に出張する未病センター、未病サロンでは、リハビリ体操に加え、体組成の測定やフレイルチェックもおこなっており、それが、当法人が開設する未病センターの大きな特徴ともなっている。そして、その数は、

設や自治会館だけでなく、中には境内や喫茶店で実施するサロンもあり、その多くが定期化している。

しかし、こうした取り組みに、公費が導入されることはない。当法人では、この未病センターを運営するために看護師を1名配置しているわけだが、その人件費を捻出するだけでも一苦労である。それでもなお、使命に従順に活動を展開する当法人の姿勢に対し、広く市民の理解を促したい。



当法人が開設した未病センターの様子を伝える新聞記事

また、“地域をつなぐはつらつフェスタ”でデビューを果たした健康戦隊ミウレンジャーは、当法人のイメージキャラクターとなった。ミウレンジャーは、未病センターを基地に三浦市民の健康を守るご当地ヒーローである。



③地域包括ケアシステムの土台づくりとしての健康経営（CHO構想の推進）

健康経営の成功には、「経営者の熱意と社内における推進体制の両輪が必要」だといわれている。そういう意味において、CHO構想の普及・推進（注1）によって、経営陣の中に健康経営の管理者を置く仕組みを確立しようとする神奈川県の取り組みは先進的だといえよう。

健康経営に関心が高まっている背景には、労働人口の減少とそれに伴う人材不足、従業員の高齢化がある。また、健康増進に積極的な企業を社会的に評価する仕組みや法制度の整備も順調だ（注）。健康経営に取り組む企業に対して貸出金利を下げる、金融機関のインセンティブ付与もその一例である。

注1＝神奈川県では、超高齢社会の到来という急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会をめざすヘルスケア・ニューフロンティア政策に取り組んでいる。その一環として、企業や団体が、従業員やその家族の健康づくりに責任を持つ、健康管理最高責任者（CHO）を設置し、健康経営に取り組むCHO構想を推進している。

注2＝「健康経営を浸透させるうえで日本は欧米より有利。皆保険制度で医療費や健診結果がデータ化され、それらを活用できる点が強みとなる。皆保険制度下で全体最適をめざすなら、母体組織（企業など）と保険者が協働するコラボヘルスの推進が重要だといえる。さらに、健康経営を推進する戦略として、経済産業省が東京証券取引所と共同で行う健康経営銘柄の選定や、健康経営優良法人の認定制度がある。こうした制度により、従業員の健康管理を経営的視点で捉える企業が増え、社会的評価を得られる環境も整いつつある。」（東京大学政策ビジョン研究センター・健康経営研究ユニット・尾形裕也特任教授）

当法人では、このCHO構想に遅く賛同し、その普及・推進に取り組むとともに「CHO構想推進事業所」にも登録した。健康経営に対する取り組みが普及することによって、地域包括ケアシステムの土台となる“自助”に対する関心が高まり、その強化に寄与するものと確信するからである。

その一方策として、この三浦市の大自らと未病の改善、CHO構想の普及などを目途に小網代の森を散策する「未病ウォーク」も開催している。散策のガイドには、NPO法人小網代野外活動調整会議に協力を仰いだ。まさに民と民によるコ



野外型出張未病サロン「未病ウォーク」。小網代の森や城ヶ島など三浦の名所を巡る。

ラボヘルスである。これまで関係性の希薄だった領域の主体が“健康増進”をキーワードに結びついた優良な事例となるのではないだろうか。自らの健康増進活動によって“我がまちの魅力”を再発見する試みにもなっている。

担当者は、こんなことも考えている。三浦市市民交流センターに、未病センター機能を附帯させてはどうかと。当法人の安心館が、同センターと隣接す

る立地を活かし、相互利用を促すというのだ。今般交流センター内に整備された「小網代の森インフォメーションスペース」と提携し、安心館の未病センターで血圧や体組成測定などの健康チェックを受けた後に、N P O 法人小網代野外活動調整会議のガイドで小網代の森を散策する。小網代の森を一望できる安心館の屋上を活用してもいい。巨額の資金を動かさなくとも、「未病バレー BIOTONIA (株式会社ブルックスホールディングス)」内に設置された「me-byo エクスプラザ」に近似した機能の附帯と事業を展開できるのではないか。こうした試みは、小網代の森と「(仮称) 市民交流拠点整備事業」のポテンシャルを高めることにもつながる。



当法人は、CHO構想推進事業所にも登録している。

④未病の改善をベースとした地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進

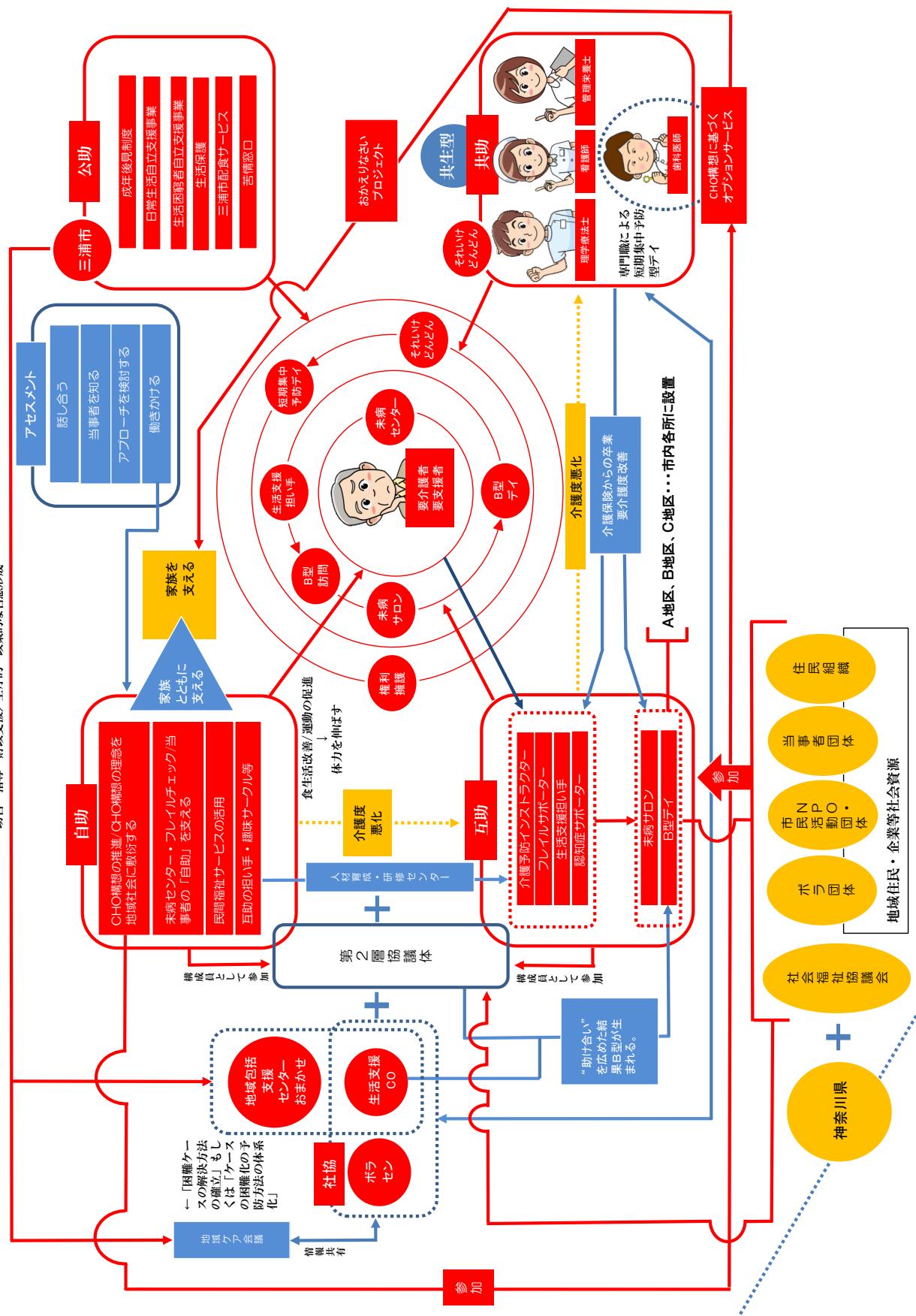
未病の改善をベースとした地域包括ケアシステムの構築に向けて、当法人が社会福祉協議会の使命に依拠して取り組む事業を 61 頁のフロー図に基づいて解説する。

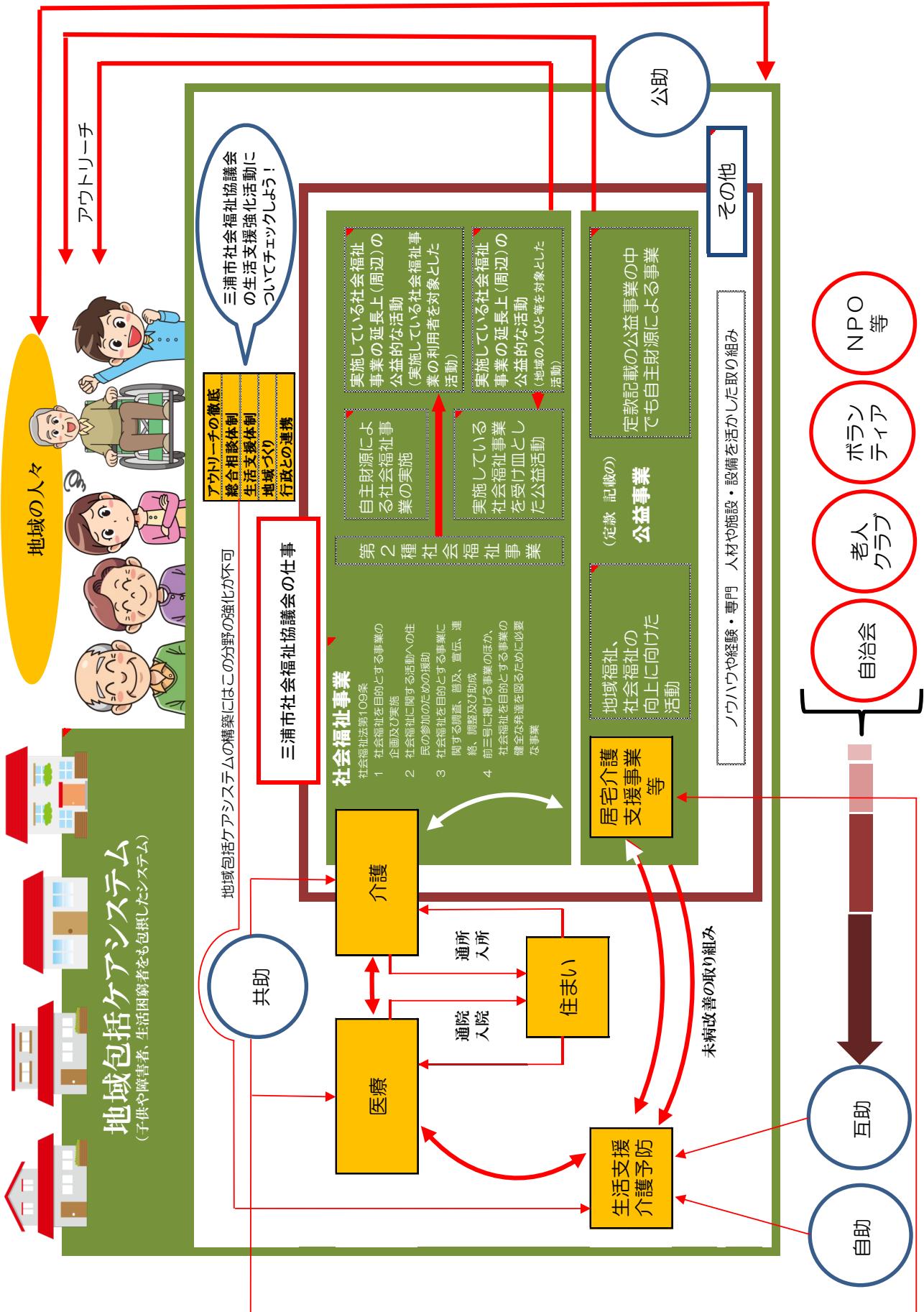
- i 要介護者（要支援者）を中心に当該者に一番近い円から自助、互助、共助、公助という順で社会資源を配置した。それは、インフォーマルなサービスからよりオフィシャルなサービスへと移行していく様を表している。円内の丸には、それぞれのカテゴリで当法人が実施しているサービスや活動を記してある。これから働きかけ如何によっては、①短期集中予防デイサービスをスクリーニングの機会とし、それいけ！デイサービスセンターなどどん！デイサービスセンターに移行したり、②生活支援担い手が、訪問 B の担い手に、はたまた、③市内各地で開催している未病サロンが B 型のデイサービスに移行する可能性を示している。
- ii 自助、互助、共助へと続くサービスの移行は、当該要介護者の介護度の悪化を意味する。また、自助、互助、共助で括られる□内のサービスは、現在当法人が実施している活動ないし、事業を明記したものである。
- iii 一方で、同じ共助でも「それいけ！デイサービス」や「どんどん！デイサービス」は、これを押しとどめようとする働きになる。共助で実施するこれらのサービスが、共生型サービスの指定を受けることで、対象を高齢者だけでなく障害者や児

童にまで拡大できることも、法制度改革の大きな特徴の一つとなる（2018年4月の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの強化に向け高齢者や障害者、障害児が共に利用できる共生型サービスが新設された。）。当法人では、「地域包括ケアシステム」の対象を当該地域において“生きづらさを抱える”全ての市民と位置づけていることからも、こうした制度改変は追い風となることであろう。なぜならば、当法人では、住民の求めに応じて、介護保険事業だけでなく、障害者や児童に対する支援も積極的におこなってきたからである。手始めに、共生サービスセンター暖館で実施されるHUGくみ（児童発達支援事業/放課後等デイサービス）とそれいけ！デイサービスセンターは、2018年4月から「共生型サービス事業」の展開を図っていく。

- iv 地域包括ケアシステムを構築するにおいて、三浦市の役割はとても重要である。環境整備はもとより、地域ケア会議や協議体を適正に運営し、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを組織的に補完しなければならないからである。
- v “はたらく”協議体を組織するためには、共助ばかりでなく、自助や互助から構成員を求めなければならない。協議体の役割がいわゆる「助け合い」を広めることにあるからである。
- vi 当法人ではCHO構想の実践とその理念を地域社会に敷衍する役割も担っているので、当該要介護者の健康増進にも関与することになる。
- vii そして、こうした一連の動きに、嚥下調整食を含む“食”的問題を関連づけたいと考える。介護予防インストラクターの機能にフレイルサポートの機能を附帯させる理由はそこにある。そしてそれを下支えするのが、就労支援センター「どんまい」である。「どんまい」がこれに関与することによって、障害者が“食の問題を抱える当該者”を支え、支援される側から支援する側に回ることができるからだ。
- viii なお、当法人では、未病改善の取り組みを地域包括ケアシステムでいうところの「自助の強化」として捉えている。そのため、2020年度は未病センターを三崎地区、南下浦地区、初声地区の3か所に増設する予定（県の現地調査済）。この3つの未病センターを基幹型の未病センターとして据え置き、これまで同様市内各所で実施している出張未病センター（未病サロン）の充実強化を図ると共に、将来的には当該地域住民による自主運営の機運を高めていきたいと考えである。
- ix 当法人では、未病改善の取り組みを「地域包括ケアシステム」を構築するための土台作りだと考えている。それは社会福祉協議会の使命でもあり、これによって三浦市の福祉政策を下支えしていきたい考えである。それは地域包括ケアシステムと「未病の改善」の取り組みを融合させる試みでもある。

未病の改善をベースとした地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進(概念図)





⑤地域包括ケアシステムの構築という視点から俯瞰した三浦市社会福祉協議会の役割

とはいって、地域包括システムとは、当法人の事業ないし活動だけで構築できるものではない。ゆえに、それを成し得るのが難しいわけだが、目標の共有という一点に関して言えば、その可能性は否定できるものではないだろう。事実、三浦市と当法人では、協議体や生活支援コーディネーターに関する考え方や期待度には、明らかに温度差があるし、当法人と啓生会では、同じ社会福祉法人であっても、“地域包括支援センター”の運営方針は必ずしも一つといえない。とはいって、同じ目的を共有していたとしても、そのアプローチが異なるなどということはよくある話であって、この点に関しては、嗜好の問題ともなるので議論の対象とはなりにくいのが実情だ。しかしながら、大きな“絵”を描いたときに、その図柄が全く異なるというのでは話にならないだろう。したがって、当法人には、前項④の取り組みに併せて、31頁でも触れたとおり、①アウトリーチの徹底②総合相談体制③生活支援体制④地域づくり⑤行政との連携の5項目において、その役割を發揮し、少なくとも目標の強化を確固たるものとして、明確化する必要があると考える。

前頁のフロー図は、地域包括ケアシステムと当法人の役割の総体的な関係性を示した概念図である。

（3）地域包括ケアシステムと防災

死者が200人を超える、平成最悪の水害となった西日本豪雨。大規模な浸水のために51人が犠牲になった岡山県倉敷市真備町では、亡くなった当該者の9割が高齢者だったという。行政が避難勧告（指示）を発令するだけでは高齢者を救うことはできない—という厳しい現実を突きつけられた格好だ。一方で、最も犠牲者の多かった広島県では、4年前の土砂災害を教訓に、様々な備えを進めていた地域にあってさえも被害が起きていたことが明らかになっている。なぜこれほど多くの犠牲者が出了のか、生死の分水嶺は何だったのか。

実は、被害の多くは、危険が想定された場所で起きていた。なぜ人々は自らの命を守らなかつたのだろう。わかってきたのは、情報が、必ずしも避難という行為には“つながらない”という現実である。

「自分だけは」「ここだけは」という意識が働くからなのか。しかし、自治体にしても消防にしても、避難を勧告することはあっても、脅威が間近に迫っている“いま、そのとき”に1人1人を助けに行くことなどできはしない。忘れてならないのは「自分の命は自分で守る」という意識なのかもしれない。なんでも「お役所」まかせにするのではなく、ふだんから住んでいる地域の災害リスクに关心を持ち、地域が顔の見える関係を築き、災害のおそれがある場合には積極的に情報を集め、早め

早めに避難行動を起こす。こういったある意味で“当たり前”的な行動が自身の命を守るのである。

それでは、同様に災害弱者と呼ばれる障害者はどうだろう。「障害者の死亡率は、住民全体の死亡率の2倍」。これは、NHKが東日本大震災で10人以上が亡くなつた東北3県の沿岸部自治体を調査して、明らかにした数字である。自力では避難することが難しい人たちが逃げ遅れたということなのだろう。衝撃的ではあるが、我々はこの数字といま真摯に向き合わなければならない。

これまでの常識が通用しない異常気象の時代、一方で、今後も南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模な災害が起きる可能性が示唆される中、国は2013年に災害基本法を改正。各自治体に、高齢者や障害者などの“避難行動要支援者”を把握するための名簿作成を義務づけた。さらにその名簿をもとに、一人一人について、具体的に支援者を決め、避難を支援するための“個別避難計画”をつくることを推奨している。

三浦市でも、①1級又は2級の身体障害者手帳を所持している者②A判定の療育手帳を所持している者③1級の精神障害者保健福祉手帳を所持している者④要介護度3以上の認定を受けている者⑤その他の支援を必要としている者で市長が認める者に関し「避難行動要支援者名簿」を用意し、同意を得られたものに限り名簿を地域の民生委員や区（自治会）長に配布、日常的な“見守り”活動に役立てたいとしている。しかしながら、個別避難計画の策定には至っておらず、その実効性には一抹の不安を抱える格好となつた。2018年2月に、同志社大学の立木茂雄研究室がNHKと共同で、全国47都道府県に調査したところ、個別避難計画の策定率は、全国で11.2%にとどまっていることもわかった。

また、三浦市では、頻発大規模災害を受けて、避難行動に関する啓発チラシを用意するなどして、防災意識の醸成に努めている。ただし、その効果は限定的であると言わざるを得ない。

危険に逸早く気づき、周りに声をかけて、避難行動につなげられる人がいるかどうか—ということこそが重要であり、今もって有効な避難行動の手段だからである。

ともあれ、比較的地域の防災体制が充実している地域でも、実際に避難行動をとることは難しい—という現実から目を背けることはできない。一方で、正常性バイアス（何らかの異常事態が起きた時に「これは正常の範囲内だ」と思い込んで、心を平静に保とうとする働きのこと。）を振り払うのは困難であり、避難しない人が多い



という現実も真摯に受けとめなければならない。災害から大切な命を守るために防災意識を高く持ち、防災力を向上させるよう、自治体、住民の協働作業による不断の努力が求められることは言うまでもない。

① 福祉のプロの力を活用

平時と災害時のサポートを分けて考えず、福祉のプロの力をもっと活用する。こうした考え方から、福祉のプロを巻き込んで個別避難計画をつくるという自治体の取り組みが始まっている。大分県別府市は南海トラフの巨大地震で、津波の発生が心配される地域である。「個別避難計画」の策定が求められる中、同市は防災推進専門員を雇用した。防災推進専門員は、当事者と、支援ができる人を結びつけるコミュニティソーシャルワーカーの役割を担う。そうした業務を担う中で括目したのが福祉の「専門職」であった。高齢者のケアプランをつくるケアマネジャーと、障害者のサービス利用計画をつくる相談支援員に災害時の避難行動計画を策定させようというのだ。当の防災推進専門員曰く「ケアマネジャーと相談支援員は、明らかに当該当事者の情報を持っている。改めて調査をしなくとも、安全な避難行動のために何が必要かを代弁できる。」

別府市の取り組みのポイントは2つ。まず一つは、当事者と地域をつなぐコミュニティソーシャルワーカーの存在。そしてもう一つは、普段から当事者の状況を知る専門職の活用である。

この関係性を注意深く見ると、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの関係性と重なる。財政力の弱い三浦市にあって、防災推進専門員の配置が難しいというなら、この生活支援コーディネーターを増員することによって、この役割を代替するというはどうだろう。地域包括ケアシステムの延長線上に地域防災を見据えるのだ。

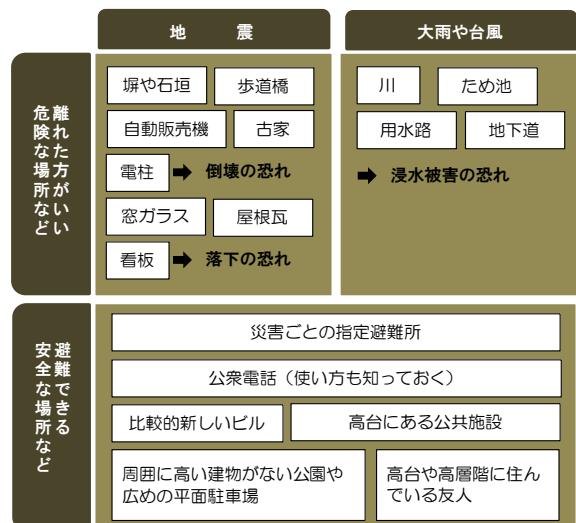
住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、ケアプランには介護保険や行政のサービス（フォーマルサービス）だけではなく、家族・友人・地域などの支援（インフォーマルサービス）も取り入れる必要がある。これまでに何度も指摘されてきた事案である。しかしながら、ケアプランの作成において、インフォーマル・サポートがあまり反映されていない実態や、だからこそ、地域包括ケアシステムの構築には、セルフケア、フォーマルケア、インフォーマルケアなどによる包括的な支援の必要性が言及されるに至った現状に鑑みると、それがそう容易いことではないことを承知しながらも、ここはケアマネジャーと相談支援員に「個別避難計画」の策定を任せるべきなのではないだろうか。

もちろん、ケアマネジャーと相談支援員からは「日常の業務だけでも負担が大きい。そこまでは手が回らない。」という不満の声は聞こえてくる。だからこそ、彼らの「善意に頼らない仕組み」が必要だ。そこで、ケアマネジャーと相談支援員が個別避難計

画を作成すると、通常のケアプランの作成に加えて、個別避難計画を作成に関わる役務の対価が上乗せされる仕組みを提案したい。同様に、2層以降の「協議体」の設置も見据えて、生活支援コーディネーターの増員を要望していきたいと考える。

② 親子で高める防災力

「まずは、住んでいる地域の危険を知ろう」をテーマに三浦市が作成したハザードマップを基に地震や水害など災害ごとの被害想定や避難所を確認し、各家庭が“我が家”的防災マップと防災マニュアルを整備するよう奨励するもの。“親と離れていても”子どもたちが自ら判断し、行動できるようにすることが目的である。併せて、子どもたちには、地震で塀や瓦屋根が崩れていったり、大雨で浸水した家屋の記録映像などを見せながら、自分のまちはどうか、どう逃げたらいいのか—といったことも一緒に考えられるよう促したい。通学路の写真を撮って想像させてもよいだろう。そのうえで、自宅周辺の地図を手に親子で実際に“我が家”的危険な場所をチェックしたり、避難所への安全な順路を地図に落としていくのだ。当該地図に書き込まれた様々な発見は、そのまま「○○○家」の防災マップとなる。そして、家族で共有した一つひとつ約束事を箇条書きにしたもののが、「○○○家」の防災マニュアルとなる。



そこで提案したいのが、既に各地で実施されている①防災キャンプや②防災ピクニックの実施である。「アウトドア経験のある子どもは、被災のストレスが低減される傾向にある」という。寝袋で寝る。暗闇の中でトイレを使う。足場の悪い道を歩く。年齢に応じて挑戦できることを増やし、それを家族で体験することによって親子の絆も深まる。まさに一石二鳥ではないか。①及び②の事業には、いわゆる“遊び”的要素を多分に取り入れることによって、楽しみながら防災意識を高めていきたいと考える。

③障害者を守る避難所の整備

大災害が発生した際、身体障害者や要介護高齢者らが避難生活を送りやすいように手すりやスロープ冷暖房などが整備された「福祉避難所」の指定が全国の市区町村で進んでいるという。三浦市でも特別養護老人ホームなどが高齢者のための福祉避

難所となっている。障害者に関しては、当法人の暖館と三浦創生舎がその責を担うことになっているが、受け入れ人数には限りがあり、停電時に在宅酸素や人工呼吸器など電源が必要な当該者への対応は現状では困難を極めるに違いない。

内閣府は「避難所の確保と質の向上に関する検討会」において、運営指針の改定案をまとめ、市町村が平時から災害弱者を把握し、支援団体と連携することの重要性を強調するが、その道のりは険しい。

実際その運用は自治体ごとにまちまちだ。内閣府も「地域の実情に応じて、自治体が判断すればいい」としている。例えば、隣市の横須賀市などは、71ヶ所も福祉避難所を指定しているが、全て一般の福祉避難所でもある小中学校に併設している。

一般の避難者は体育館、要介護者は教室といったゾーニングを

想定している。専門職の配置や家族同伴の有無など解決しておかなければならぬ課題は山積みである。一方で「福祉避難所を整備するより、一般の避難所

に要介護者用のスペースを確保する方がいい」という声もある。

そこで、当法人、市内特養4か所、三浦創生舎、鎌倉保健福祉事務所三崎センターを主たる

メンバーとして「連絡会」を立ち上げ、定期的に意見交換をしたり、必要とされる設備の確認、各々の役割分担などについて確認しておきたい。

三浦市内の福祉避難所

三崎地区

名称	対象
はまゆう荘(特養)/たんぽ(地域密着型小規模特別養護老人ホーム)	高齢者
三浦市社会福祉協議会暖館	高齢者/障害者/乳幼児
油壺幼稚園	乳幼児
椿の御所幼稚園	乳幼児

南下浦地区

名称	対象
三浦市社会福祉協議会安心館	災害ボランティアセンター
三浦創生舎	障害者
三浦幼稚園	乳幼児
上宮田小羊保育園	乳幼児
遊楽の丘(特養)	高齢者(未指定)

初声地区

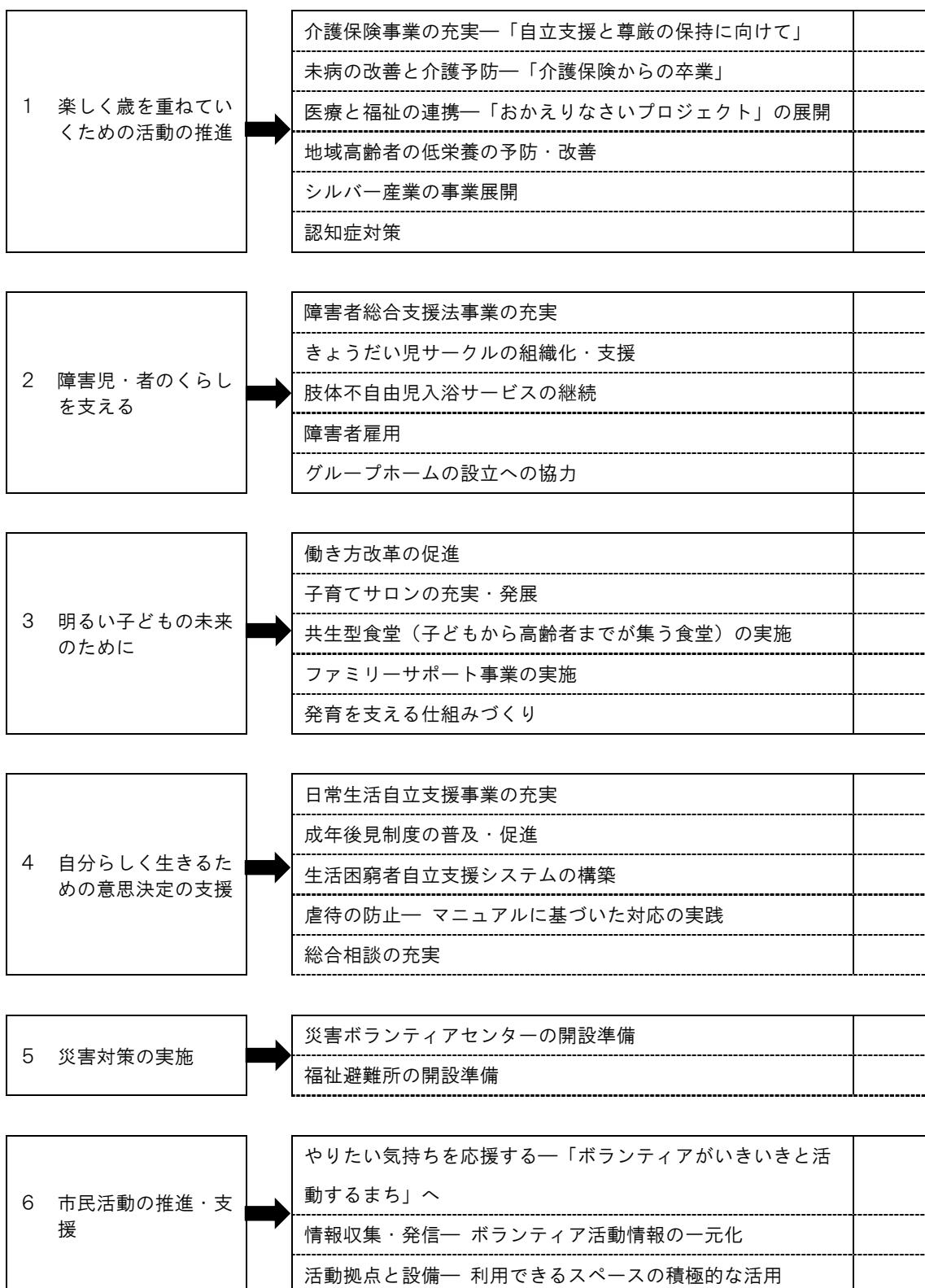
名称	対象
美山ホーム(特養)	高齢者
ケアホーム三浦(特養)	高齢者(未指定)

④障害者自らが変える防災

テーマは「高齢になっても障害になってもやれることがある」。市民と共に、地域社会の中で豊かな市民生活を送るために、高齢者や障害者は、持てる機能を活かしながら、地域社会の一員として、単に福祉を受ける立場だけでなく、福祉を創るという積極的な取り組みの中からその存在意義を發揮する必要があるのではないだろうか。そこで、例えば③の障害者を守る避難所の整備のために立ち上げる「連絡会」などに積極的に関与し、障害者自身が“声”をあげ、行動を起こすための支援についても構築する必要がある。

3 計画の体系図

事業計画は、本誌 15 頁記載の住民ヒアリングで顕在化した課題を元に策定した。



4 実施計画

基本計画	1 楽しく歳を重ねていくための活動の推進	実施計画	介護保険事業の充実—自立支援と尊厳の保持に向けて
------	----------------------	------	--------------------------

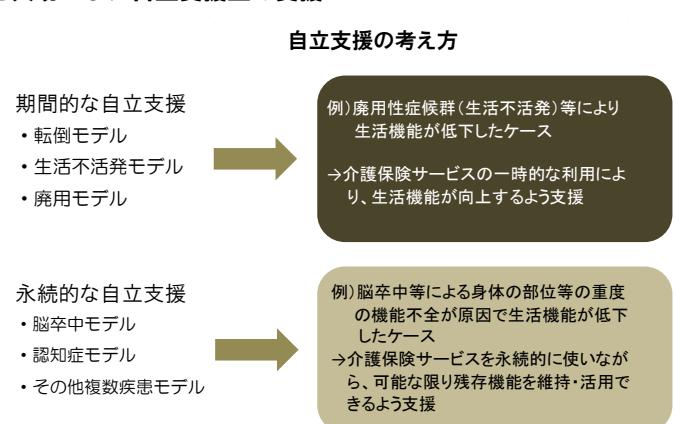
いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市・隣接地域
誰が、誰と協力して（担い手）			誰のために（支援の受け手）
三浦市/三浦市社会福祉協議会/社会福祉法人/介護保険事業者			要支援・要介護高齢者

何をする（実施内容）

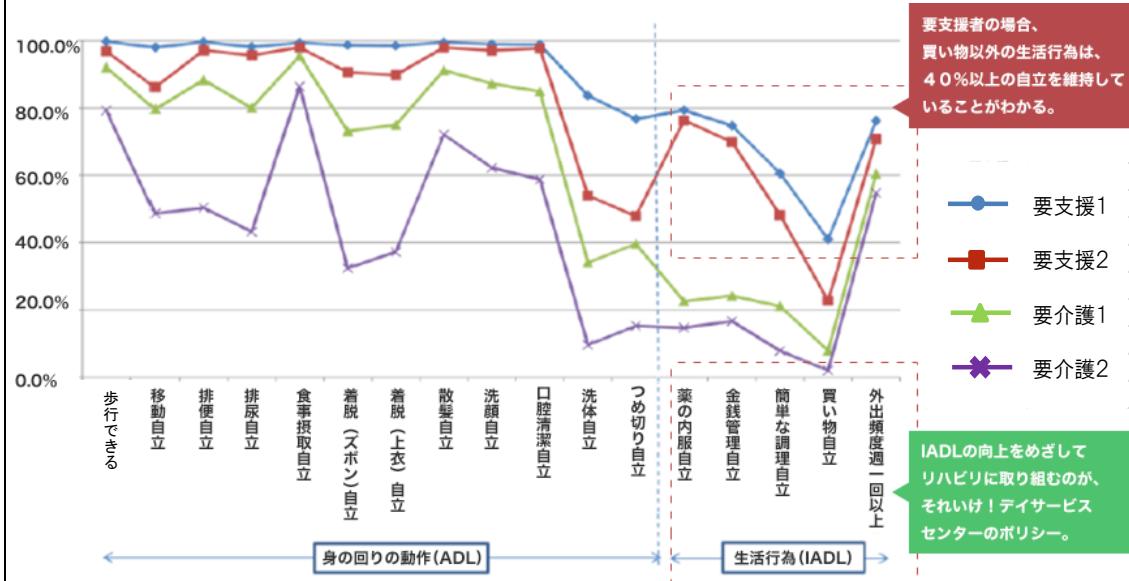
●「したい」「できるようになりたい」を大切にした自立支援型の支援

例えば和光市では、自立支援の類型に2つの典型的なパターンを用意して、これに臨んでいる。一つが、期間的な自立支援で、もう一方が永続的な自立支援である。転倒や廃用といった生活のリズムや環境に起因する身体機能の低下には短期での“介護保険からの卒業”を念頭にサービスを提供し、いわゆる要介護者ないし要支援者の自立を促そうという試みである。

当法人のどんどん！デイサービスセンターの考える自立支援であったり介護予防は、単にリハビリをおこなうことが目的ではなく、たとえば「近所のスーパーまで買い物に行けなくなった」といった具体的な生活上の困りごとを解消することにある。リハビリと生活を関連づけた支援が大きな特徴としている。



(出典)和光市による研修会資料



どんどん！デイサービスセンターでは、状態改善の達成をめざす期限（原則3ヶ月程度／最長6ヶ月）を明確に設定した上で、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供している。これ

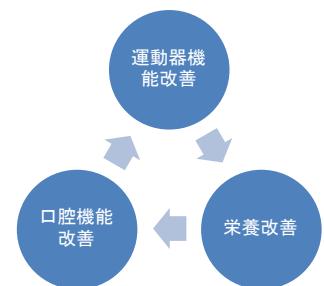
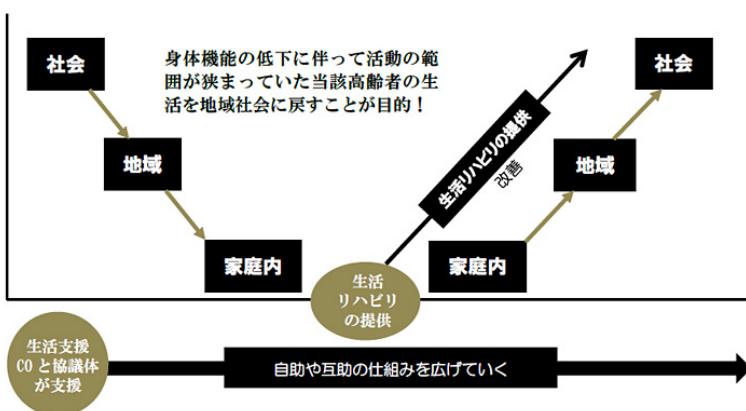
は、改正介護保険法による新総合事業（注1）の理念を踏襲するもので、現在、三浦市から受託している通所型サービスCの“雛形”ともなっている。

注1＝「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」とは、2015年4月に施行された新しいサービスである。この事業の趣旨として、厚生労働省は「総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。」としている。従来（または現行）の介護予防サービスは、国の介護保険制度によって基準や単価が全国一律であった。しかし、新しい総合事業では各市町村が基準や単価を設定して運営することになる。各自治体が主体となることで自由度が高くなり、地域の実情に応じたサービスを創意工夫によって提供できるようになるというわけだ。総合事業の導入後は、「要支援1・2」の方が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」のサービスが、総合事業に移行することになる（※ 訪問看護・福祉用具貸与等は、引き続き介護予防給付によるサービスが提供される）。一方で、全国的に見てもその“普及率”は低く、既に失敗政策だとする声も聞こえ始めている。

デイサービスには、入浴などの介護サービスを提供したり、あるいはレクリエーションを提供するなど、様々な役割がある。介護者のレスパイトにも寄与していることだろう。そんな中、最も多いのが、永続的な自立支援を目指したモデルとなる。介護保険からの卒業を目標とするどんどん！デイサービスセンターの取り組みは、期間的な自立支援モデルに分類され、完全に少数派である。重点事業の項でも述べたが、どんどん！デイサービスセンターには、未病センター機能が併設され、卒業後は、地域の未病サロンに通うシステムが整っているので、いわゆる“出戻り組”は極めて少ない。期間と目標を決めてリハビリーションを集中的におこない、底上げやテコ入れをするような感覚で、歩く力や生活能力を、もう一度取り戻すためのリハビリを提供することを命題としている。そして地域の中で、あるいは自宅で本来の生活を続けられるよう支援することを旨としている。ゆえになかなか収益はあがらない。

「退院したばかりで、まだ体力がない」「身の回りの事はできるようにしたい」「買物やゴミ出し等、外出する自信が持てない」「最近、つまずき易くなった」「一緒に体を動かせる仲間や場所がほしい」「また趣味や仕事に復帰したい」「健康に気をつけて体を動かしたいけど、その方法や注意点を教えてほしい」「肩が痛くて腕が挙げられない」「細かい指先の動きができなくなってきた」「記憶力や集中力が衰えないようなリハビリもしていきたい」といった当該者の“願い”を大切にした自立支援型の支援を実践するのが、どんどん！デイサービスセンターの設立趣意であり、「高齢者本人の参加意欲を基本に、地域生活の中で活動性を継続的に高める取り組み」を進め、当該高齢者を要支援・要介護状態から“卒業”させることを最終的な目標としている。そこでは、①運動器機能改善 ②口腔機能改善 ③栄養改善に関するリハビリが有機的に提供され、中心となるスタッフも管理者の理学療法士を中心に保健師、看護師、管理栄養士などの専門職ばかりである。週に1回は、歯科医師もこれに加わり改善状況を確認にあたっている（介護保険外の完全オプションサービスである）。いうなれば、どんどん！デイサービスセンターの提供するサービスは“専門職サービス”といえよう。

一方で、利用者を卒業させるということは、利用者を失うということと同義であり、デイサービスが飽和状態にある三浦市にあって、こうした事業形態を選択する事業者は皆無といってよい。もちろん、



リハビリに特化した事業者がないわけではない。ただその多くの事業者が、ステークホルダーを株主としていることから、地域福祉の推進を目途とする「社会福祉法人」とでは、自ずと企業理念は異なる。前述のとおり収益性という観点からは、非効率的な行為となるので、利益を追求する株式会社がこれに倣う可能性は極めて低いといっていいだろう。それでもなお、当法人のこうした試みに賛同し、実践する介護保険事業者が生まれることを期待し、その継続と効果を内外にアピールする。

お金は誰が用意するのか？（財源）

公費

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

日本の介護保険制度は、要介護度が重くなるほど介護報酬が高く、逆に要介護度が軽くなれば介護報酬が低くなる仕組みとなっている。そのため、介護事業者が質の良いサービスを提供して利用者の介護状態が改善すると介護報酬が減ってしまうという矛盾が生じている。これでは介護事業者の努力が正しく評価されず、持続可能な介護保険制度の施行は困難である。したがって、「頑張ったところが報われる仕掛け」を制度に組み込むことが求められるわけだが、現実のアウトカム評価制度は、重度の要介護高齢者を念頭に置いていることから、その複雑なシステムと相まって現実的な運用は広がっていない—というのが現状だ。

要介護度が改善すると報酬単価は下がるが、現実的に利用者の自立度を高めている事業者には、経営上、悪影響が及んでいるのか—という問いに、厚労省は、「利用者の平均要介護度の変化」と「利用者1人当たり年間収支差の変化」の関係などを分析し、「利用者の要介護度が改善すると事業所の経営が悪化するといえない」と考察。その理由を「人件費も減るからではないか」とコメントしている。

果たしてそうだろうか。これだけ人材不足が露見している世相にあって、介護度の改善によって抑えられた人件費は、そのまま、人材の放出につながることが懸念される。これが社会における現実である。したがって、利用者の要介護度と利用者1人あたりの年間収支差、及びそれ

事業名	東京都品川区	神奈川県川崎市	岡山県岡山市
要介護度改善ケア推奨事業	「かわさき健康福寿プロジェクト」モデル事業	デイサービス改善インセンティブ事業	
理念 目的	介護サービス提供による要介護度、ADL、ADL又はQOLの維持・改善の取組結果に応じた報奨、表彰、公表等の仕組を構築し、もって、事業所の評価を高め、介護サービスの質が評価される新たな仕組みの導入を目指す。	介護サービスの質の評価を実施し、積極的に利用者の状態像の維持改善に努める事業所にインセンティブを付与することで、質の高い事業所を増やし、市内事業所のサービスの質のポータルアップを図る。	
開始時期	平成25年度	平成26年度（モデル事業開始時期）	平成26年度
対象者数 (H27年度実績)	98名(新規61名、継続37名)	137事業所72名	60/153事業所(ストラクチャー指標で選抜)
評価項目	要介護度	【アウトカム指標(チーム単位)】 要介護度 ADL(独自調査方法)	【ストラクチャー指標】 ①外部研修への参加状況 ②岡山市主催の研修会の参加回数 ③認知症高齢者の受け入れ人数 ④機能訓練指導員の常勤換算人数 ⑤介護職員のうち介護福祉士の常勤換算人数 【アウトカム指標】日常生活機能評価
報酬額	要介護度が一段階改善した時2万円	要介護度やADLの改善があった時5万円 市長による表彰、認証シールの交付 HPや検討会における公表	上位10団体(10万円) 参加事業者の情報公開 指標達成事業所の公開と表彰

それの変化の間に相関は認められなかったことをもって、人件費が抑制されたと見るのは早計ではないかと考えるわけである。

介護保険の主体は「利用者、要介護者およびその家族」である。極論を言えば、自治体は「運営主体」に過ぎず、事務と金銭の管理をしているに過ぎない。介護保険は、単年度採算の短期保険である。市町村に3年1期の介護保険計画の改定を求めるのもそのためだろう。

介護度改善に関するインセンティブに関しては、三浦市独自の制度を組むことができないまでも、せめてこの介護保険計画の策定に関与する者たちが議論を深め、課題を共有する必要がある。

ここでは、介護サービスの質の評価に関する地方自治体における取り組みの例を紹介するにとどめる。上の表は厚労省が示したものである。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

どんどん！デイサービスセンターの卒業者の数の推移と、要介護度の改善状況から確かめる。

基本計画	1 楽しく歳を重ねていくための活動の推進	実施計画	未病の改善と介護予防—「介護保険からの卒業」
------	----------------------	------	------------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/三浦市社会福祉協議会/社会福祉法人/介護保険事業者		高齢者			
何をする（実施内容）					
<p>そもそも、なぜ国は、要支援1、2などを自治体の責任で実施する「新総合事業」に移行させたのだろうか。全国一律の介護サービスより、多様で柔軟な生活援助を地域の力でつくり上げていくことが求められているから一などと説明する向きもあるが、本音は、かさむ介護保険費用を抑制し、要支援1、2など介護度の低い者を介護保険制度から分離して、そのケアを地方自治体の責としたかったからではないか。</p> <p>問題は大きく2つあると思っている。まずは多様なサービスを支える担い手の確保。住民主体といえば聞こえはいいが、実際に手をあげる人は限られる。2015年の改正介護保険法以降、要支援1、2の報酬は下げられた。例えば基準を緩和したサービスではさらに報酬は安くなる。システムとしてきちんと動かせるほどの人を集めるのが極めて困難であることは自明の理である。</p> <p>実際、65歳以上の元気な高齢者の活躍も期待できない。確かに、ある程度経済的に余裕がある一部の人材は力になってくれるかもしれない。しかし、これは今の年金の水準とも深く関わっていることだが、多くの時間を社会貢献に割ける高齢者はそう多くないと考える。それなりに元気な人は今、自分や家族の生活のためにしっかりと働くことを選ぶからだ。月4、5万円の足しを得ようと、アルバイトに出ている人も多い。「元気なうちは、できるだけ稼いでおこう。」という意識を持つのは当然のことである。</p> <p>考えてみれば、今のケアマネジャーに新総合事業のマネジメントが本当にできるであろうか。新総合事業では、2次予防事業の対象者から要支援2まで幅広い状態像の高齢者を扱うので、しっかりとアセ</p>					

①訪問型サービス ※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移動前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のよう訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下による日常生活の支障がある症狀・行動を伴う者 ・退院直後で状態変化しやすく、専門的サービスの利用が困難な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

②通所型サービス ※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○多様なサービスの利用が難しいケース ○集中して生活機能の向上のトレーニングを行なう場合等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

スメントをおこなう能力が求められる。それが今のケアマネジャーに広く備わっているか。これが2点目の問題点である。残念ながらそう断言するのは難しい。今の要支援1、2にでさえかなり怪しい状況である（もちろんそれも報酬単価に起因する制度的な課題を内包しているわけだが…。）。これにより軽度の高齢者も加わり、自立を促す視点がさらに要求される総合事業のケアプランづくりは、より高いスキルが必要になる。

再確認になるが、「新総合事業」は、①現行相当サービス（介護指定事業所によるホームヘルプ、デイサービス）／②緩和基準サービスA（担い手が無資格者でも可能な生活支援サービスで、従来の予防給付報酬単価の60～90%で実施）／③住民主体のサービスB（ボランティアによるゴミ出しや買い物援助などの多様なサービス）／④予防サービスC（専門職による短期集中サービス）の4種類があり、それぞれのサービス内容は各自治体の責任で検討し実施するので、②はあるが③はないなど、それぞれの自治体によって多様で、格差が生まれる仕組みになっている。三浦市でもC型は当法人に委託しているが、肝心のA型とB型は存在しない。いうなれば、今この時点で地域間格差が生まれているわけである。しかし、そうなると「介護の社会化」をめざした法の理念とも乖離することになる。法の下の平等にある介護保険制度が変質しようとしているのかもしれない。

そこで、当法人としては、早期にB型事業の実現を試みたいと考えている。候補となる地域は、既に地域踏査による「地域診断」を終えたコミュニティとなろう。

お金は誰が用意するのか？（財源）

介護保険は、地方自治の試金石であるといわれてきた。しかし、保険制度施行後、地方自治体は、高齢者福祉の担い手から撤退し（措置権の行使を極力抑止し）、介護市場の「監視役・評価役」を担うことに注力してきた。中央集権的な介護保険の管理・運用のもとで、地方自治、住民自治の権能を発揮してこなかったのである。その結果、穿ったものいいになってしまふが、高齢者介護・福祉に関わる実践的な施策能力を喪失させてきたのではないだろうか。

現に、現場からこれを見ていると、新「総合事業」をどのように実施したらよいかわからず、多くの自治体は、右往左往しているように映る。介護の現場が苦労の末に蓄積してきた知恵や深刻な課題に思いを馳せることなく、国から総合事業実施を丸投げされて起こっている地方自治体の混乱を、住民自治の立場で監視する必要があるのかもしれない。

こうした前提に立たないと「財源の問題」にまで議論は及ばないだろう。

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

2014年の改定を転機に介護保険制度は、捉えようによって、人々が求めた安心して老後を過ごすための「介護の社会化」という理念を崩壊させるのではないかという危惧がある。介護保険制度には、家族に、嫁に、娘に押しつけてきた介護の責任を社会化して、社会的な連帯のもとに誰もが安心して老後を迎えることができる社会を実現しようという見果てぬ夢があった。この介護保険制度の本質を歪めるようなことがあってはならない。一方で、今般の法改正を「自己責任論に帰結する『自立』の強制だ！」とする論調にも安易な同意はできない。介護保険制度が、高齢者の自立支援を謳ってきたのは、介護保険給付から「卒業」させるためではないとする主張だ。確かに、自立支援とは、そもそも高齢者の尊厳を支えることであり、高齢になっても、あるいは病気になっても、その人の生き方をその人自身が決定できるように支えることであり、平たく言えば、「その人らしい生活を支える」ことを実現していくことであった。しかし、考えてほしい。介護保険からの“卒業”できることに越したことはないではないか。我々が、その人生をかけて追い求めてきた「自由」を手に入れることと同義なのだから。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

行政の効率論ばかりが先行した「自立」の強制や自己責任論のみに特化した総合事業を設計し、管理・運営しようというのであれば、ある意味で方向性を失うことになる。本当に「その人らしい生活の支援」に結びつけること、改めて住民自治の復権を意識していくことが求められる。

基本計画	1 楽しく歳を重ねていくための活動の推進	実施計画	医療と福祉の連携—「おかえりなさいプロジェクト」の展開
------	----------------------	------	-----------------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市・隣接地域		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市社会福祉協議会/病院/福祉事業者		要支援・要介護高齢者・障害者			
何をする（実施内容）					
<p>脳卒中等「脳血管疾患」、骨折・関節疾患等「運動器疾患」、肺炎・呼吸不全等「呼吸器疾患」、心不全・心筋梗塞等「心大血管疾患」などの疾患により、入院生活を余儀なくされた当該者の、退院後の療養生活を安心・安全なものとするため、当該者が入院している間から、理学療法士・地域包括支援センターのスタッフ、一級建築士らがチームを組んで在宅療養環境を整えるパッケージサービス“おかえりなさい”プロジェクトを展開する。</p> <p>プロジェクトのメンバーが、当該者の自宅を訪問し、必要な福祉用具の提案・選定や住宅改修等の環境整備、退院後の食生活の指導に至るまでをセットにして支援するというのが、“おかえりなさい”プロジェクトである。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費・三浦市社会福祉協議会					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>“おかえりなさい”プロジェクトは、まさに制度間の隙間を埋めるサービスである。在宅生活を望みながらも家庭・住居環境によって、それを断念する当該者を出さないためにも、各分野のスペシャリストが、当該者の「ただいま」という気持ちと、家族・介護者の「おかえりなさい」という気持ちを無理のない最良な形で“つなぐ”ことを旨とする。そのためには、当該者の精神的ケアはもとより、家族らが良い介護者であり続けるための支援が求められる。本プロジェクトは、当事者・家族の両面にアプローチすることを特徴とし、そこには地域住民をはじめとしたインフォーマルな支援が組み込まれなければならない。</p>					
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）					
<p>リハビリテーションにおける、回復期と維持期をつなぐ“おかえりなさい”プロジェクトの実践によって、医療・福祉・保健・介護ボランティア・市民活動など様々な職種の専門職や家族等が協働して、リハビリテーションの視点から日常生活上の支援をおこなうことができたかが成果指標となる。</p>					

基本計画	1 楽しく歳を重ねていくための活動の推進	実施計画	地域高齢者の低栄養の予防・改善
------	----------------------	------	-----------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/三浦市社会福祉協議会/フレイルサポーター		高齢者			
何をする（実施内容）					
<p>高齢者の食生活の特徴は、単身であったり、単婚世帯になると、同じものばかりを食べたり、買い物や調理が億劫になったりして、食事そのものへの関心が薄れ、食生活が単調になり、食事の回数が減るといった傾向にある。また、単身・単婚世帯は、社会的孤立から外出する頻度が減り、運動不足による食欲低下と食事量の減少などの悪循環を招くことが知られている。それだけではない。加齢に伴う生理的、社会的、経済的問題は高齢者の栄養状態に悪影響を及ぼす。こうした高齢者の食生活の特徴から、低栄養状態に陥ってしまうわけだ。</p> <p>高齢者の代表的な低栄養の要因は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会的要因 <ul style="list-style-type: none"> ●独居 ●介護力不足・ネグレクト ●孤独感 ●貧困 精神的心理的要因 <ul style="list-style-type: none"> ●認知機能障害 ●うつ ●誤嚥・窒息の恐怖 加齢の関与 <ul style="list-style-type: none"> ●嗅覚、味覚障害 ●食欲低下 疾病要因 <ul style="list-style-type: none"> ●臓器不全 ●炎症・悪性腫瘍 ●疼痛 ●義歯など口腔内の問題 ●薬物副作用 ●咀嚼・嚥下障害 ●日常生活動作障害 ●消化管の問題（下痢・便秘） その他 <ul style="list-style-type: none"> ●不適切な食形態の問題 ●栄養に関する誤認識 ●医療者の誤った指導 <p>そこで、フレイルチェックの敷衍に努める。</p> <p>フレイルチェックとは、IOG（東京大学高齢社会総合研究機構）が2012年から千葉県柏市で実施している調査（柏スタディ）をもとにつくられた、市民同士でフレイル（※）の危険度をチェックし合い、集いの場で学び合うフレイル予防プログラムのこと。運営は、一定の研修を受けた「フレイルサポーター」と呼ばれるその地域に暮らすシニアで、市民による市民のためのフレイル予防という趣旨に賛同した者による。</p> <p>※虚弱の意味であるFrailty（フレイルティ）からつくられた言葉で、身体の衰え（フレイル）だけではなく、こころ（心理）のフレイルや社会的なフレイルなど、多面的な視点を含む。加齢とともに心身の機能は衰えていくが、適切な介入をすれば機能を戻すことは可能となる。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費・三浦市社会福祉協議会					

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

IOG・飯島勝矢教授が考案した「フレイルチェック」を実施する自治体が増えつつある。

当初は柏市で試験的におこなわれていたが、現在では神奈川県茅ヶ崎市、厚木市のほかに、和歌山県（紀の川市やかつらぎ町）、福岡県（飯塚市、上毛町、嘉麻市）、福井県（あわら市、坂井市）、首都圏では西東京市、杉並区など、多くの自治体で実施されるようになった。

2017年度中には本市でも当法人主導で実施。事務局長自らが「フレイルトレーナー」の資格を取得し、「フレイルサポート」の養成に努めている。

健康寿命を延ばし、住み慣れた街に、フレイル予防は欠かせない。このプログラムがさらに多くの市民に認知され、これが導入・継続され、活力ある地域コミュニティがより広がることを期待する。



出典：東京大学高齢社会総合研究機構



三浦市におけるフレイルチェックの様子

で活き活きと最後まで暮らすため

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

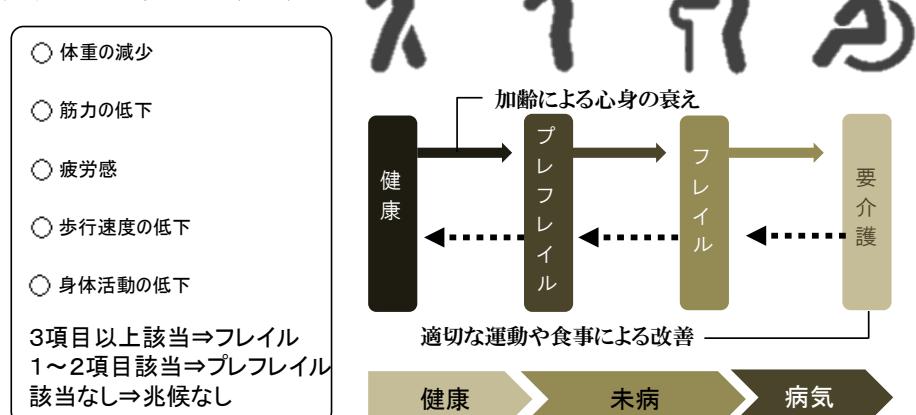
加齢によって筋力などが衰えるフレイル状態にある高齢者の追跡調査で、介護が必要になった際にかかる費用がフレイルでない人に比べて10.2倍に達するとの分析結果を国立長寿医療研究センターの研究班がまとめた。5年以内に要介護となる危険度は、フレイルの状態にない当該者の

3.5倍で、短期間のうちに状態が悪化し、

手厚い介護が必要になると
いう。

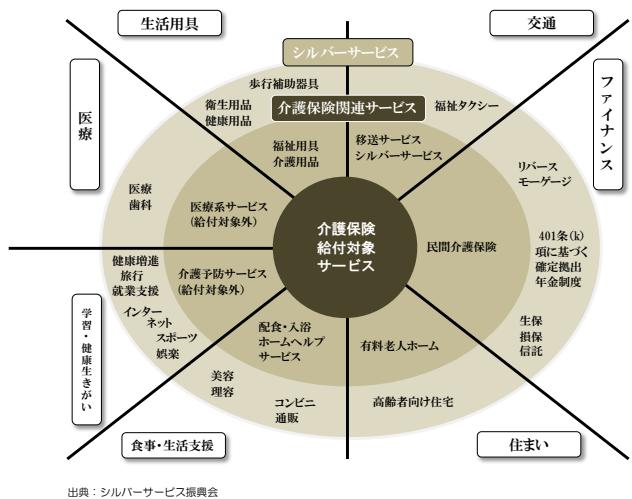
フレイル対策に取り組むことで、介護費用の抑制に成功している自治体がある。大阪府大東市が、2015年から筋力維持を目的とした「大東元気でまっせ体操」を実施。この体操の広がりによって、フレイルや介護予防につながったと胸を張る。何の対策も講じなかった場合との比較で2018年度までの3年間に7億円の削減効果があったというから驚きだ。神奈川県でも大和市では、2013年度から低栄養予防のための訪問指導を実施。2018年度には管理栄養士で構成する「地域栄養ケア推進担当」を設置し、当該年度6,760万円の介護給付費の抑制に成功している。

そこで、数名のサンプルを抽出し、追跡調査を実施することで、当法人のフレイル予防を取り組みの効果を実証的に検証していきたいと考えている。その場として、B型事業の実施にも取り組みたい考えである。



基本計画	1 楽しく歳を重ねていくための活動の推進	実施計画	シルバー産業の事業展開
------	----------------------	------	-------------

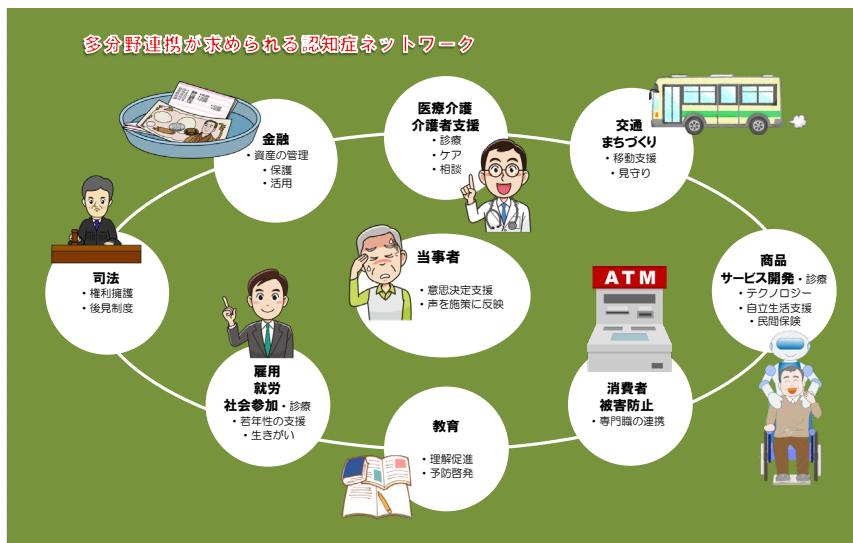
いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市・神奈川県		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
神奈川県/三浦市/三浦市社会福祉協議会		高齢者			
何をする（実施内容）					
<p>今後、高齢者パワーを最大限発揮させるためには、高齢者が活躍しやすい環境づくりが重要である。具体的には、高齢者に優しい機器やサービスの開発を支援し、身体機能が低下してからも、その人が求める生活の質が保たれ、安心で快適、かつ、豊かな暮らしを送れるようにしなければならない。高齢者がコミュニケーションや情報の面で弱者となることを防止するためには、携帯電話やパソコンといった機器の活用方法の習得を支援する取り組みも求められる。また、高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品開発の促進により、高齢者の消費を活性化し、高齢化に対応した産業や雇用の拡大を支援する。</p>					
<p>また①民間シルバーサービスの健全育成を推進し、シルバーサービスなど民間事業者により提供される福祉サービスについては、行政指導だけでなく、真摯な民間事業者自身による自主規制を求めるとともに、公的な政策融資等を一層充実することによりその健全な育成に努める。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費・三浦市社会福祉協議会					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>三浦市の老人人口比率を鑑みると地域経済再生のキーワードに“シルバー産業”が掲げられることは必至である。シルバー産業を通じての雇用の拡大は大きな魅力となるだろう。高齢者（高齢期）の安心で豊かな生活の実現には、まだまだ社会が手を差し伸べるべきことが数多く存在している。満たされないニーズが多いということは、逆にいえば、市場開拓のチャンスが数多く存在していることの証左でもある。だからこそ、市場を形成するにあたっては、そのチャンスを活かすためにも、改めて高齢者の実態を見つめ直し、潜在化・顕在化しているニーズに対し“できること”また“できないニーズ”について、利害関係者が連携を含めて対応の可能性を探ることが望まれる。</p>					
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）					
<p>今後ますます増大、多様化するであろうシルバー世代の消費需要に対応していくため、市場拡大に向け、一層の拡充を図るとともに、その利用者が高齢者（場合によっては障害を有することも）であることに鑑み、利用者保護に十分考慮しつつ、健全育成策を積極的に展開できたかが成果指標となる。しかし、最も期待したい効果は“雇用の拡大”である。</p>					



基本計画	1 楽しく歳を重ねていくための活動の推進	実施計画	認知症対策
------	----------------------	------	-------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）	
三浦市/地域包括支援センター/三浦市社会福祉協議会/民生委員/認知症サポートーー/介護保険事業者		高齢者	
何をする（実施内容）			

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。政府も、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症当事者や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを根本的な骨組みとした「認知症施策推進大綱」を関係閣僚会議において、2019年6月18日にとりまとめた。



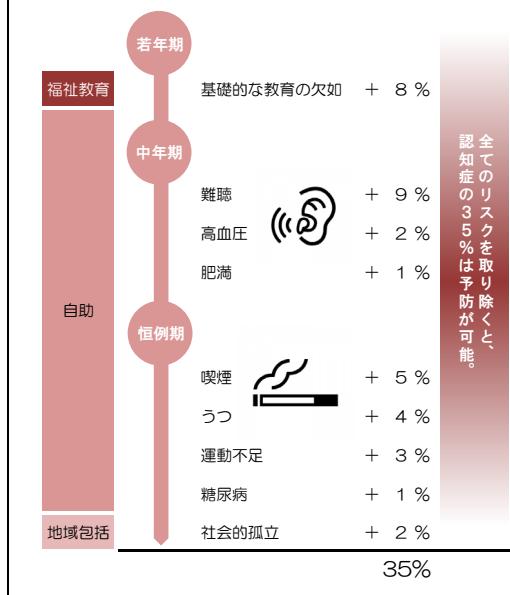
ズバリ本計画でも、認知症の「社会化」を主要課題の一つに掲げたいと考えている。

社会が形成されていく過程において、個々人が、地域社会の構成員となるために必要なコモンセンスとして、認知症に対する理解を共有するという意味合いにおいてだ。したがって、それは学童から

成人に至るまで、全ての三浦市民を対象とする必要があり、こうした機会は継続・反復的におこなわれなければならない。

問題はこれをいかにしてシステム化するか（仕組みとして恒常性をもたせるか）にかかっている。ここでもやはり「福祉教育」とリンクすることになる。

英国の医学誌「ランセット (The Lancet)」は、認知症に関する世界複数の研究を解析し、これを予防できる9つのリストを発表した。予防といつても「病気にはからない」という意味ではなく「発症を先送りできる可能性」のことをいうわけだが、若年期に認知症に関する基礎的な教養を身に着け、中年期に肥満、高血圧、難聴対策を施し、高齢期に喫煙、運動不足、社会的孤立を抑制することでトータル35%の予防が可能だという。これを額面通り受け止めるなら、未病サロンへの継続的な参加で、運動不足と社会的孤立が解

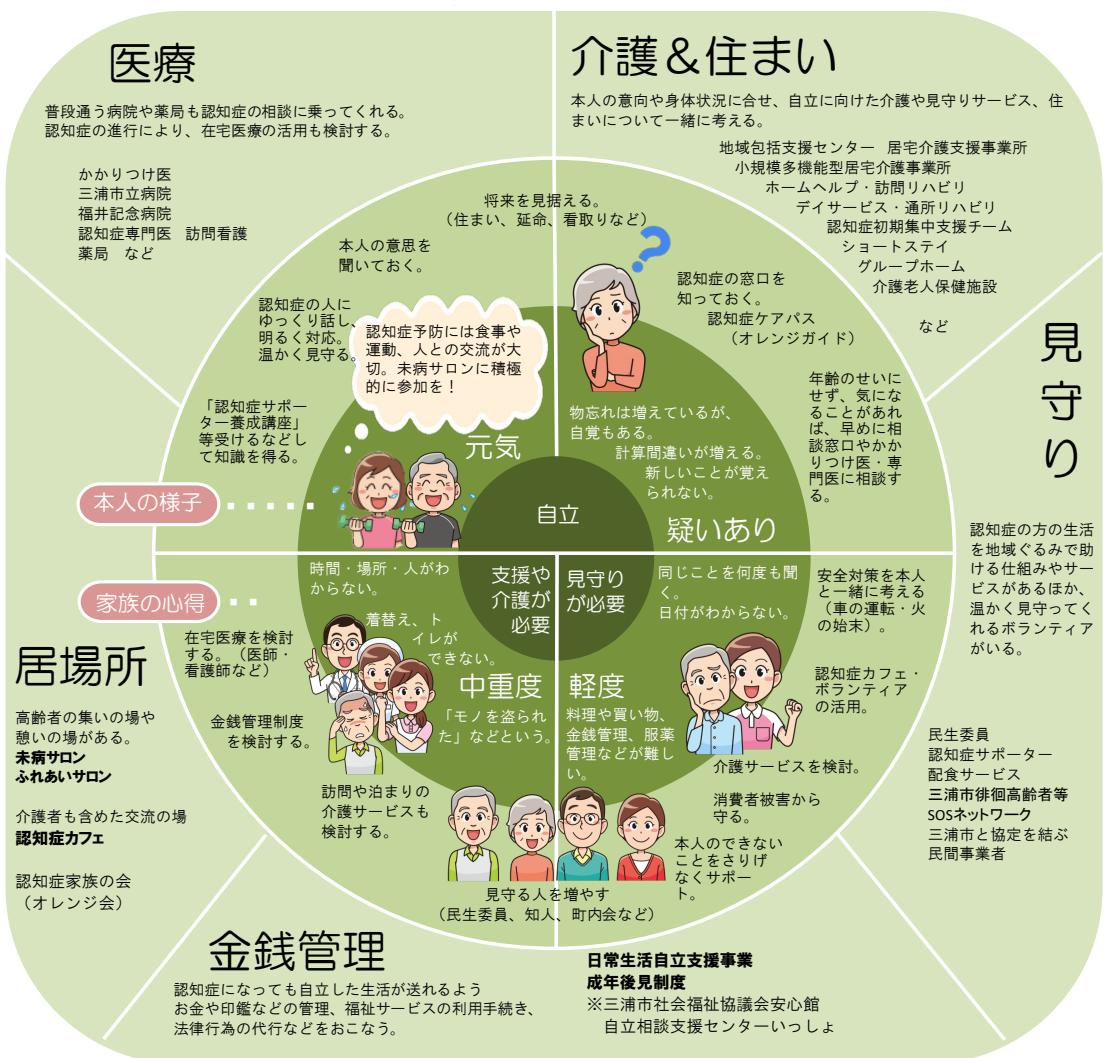


消され、5%の予防が可能となる計算だ。仮に未病サロンにおいて、食生活にさらに踏み込んだ対応ができるようなれば、高血圧、肥満、糖尿病の改善といった領域にまで踏み込むことになるので、さらにそのパーセンテージは上がる。しかしそれも、前述のとおり、当該者の自覚によるところが大きいことから、基礎的な教育の分野に立ち返ることになる。自助の強化が強く求められる。

お金は誰が用意するのか？（財源）

公費・三浦市社会福祉協議会

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）



上図は、地域包括ケアシステムの観点から認知症患者を取り巻く環境を図示したものだが、ここで示したサービスや活動の充実、理念の普及によって理想とされる「地域像」に少しでも近づいていかなければならぬ。もちろん個々の活動や制度は有機的、かつ、横断的に連動している必要がある。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

一方で、忘れてはならないのが、当事者の「思い」である。予防という概念が独り歩きするあまりに、「備え」が疎かになってはならない。備えあれば憂いなし。認知症の発症を防ぐことはできなくとも、認知症になっても大丈夫だと胸を張れるような環境さえ整えられれば安心ではないか。三浦市には、そういう“まち”になっていてほしい。

基本計画	2 障害児・者のくらしを支える	実施計画	障害者総合支援法事業の充実
------	-----------------	------	---------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市・隣接地域
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）	
三浦市/相談支援事業所/福祉事業者/学校		障害児・者	
何をする（実施内容）			

障害者総合支援法は、障害者への支援を定めた法律で、正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。従来施行されていた障害者自立支援法の内容や問題点を考慮し、障害者自立支援法を改正することで2013年4月に施行された。

障害者総合支援法は、さまざまな福祉サービスを、障害や難病のある人個々のニーズに応じて組み合わせ、利用できる仕組みを定めるもので、当該者に必要なサービス量を「障害支援区分」をもって認定し、この障害支援区分に応じたサービスを利用できるようにしたものである。

なお、障害者総合支援法は3年をめどに障害福祉サービスのあり方を見直すこととされており、2016年には法律の一部を改正する法案が国会で成立し、最初の改正法が2018年4月より施行されている。

障害者総合支援法の第一条の二で述べられているこの法律の基本理念は、障害者基本法を踏まえ、次のとおり明確化された。

- ・障害の有無にかかわらず、全ての国民が基本的人権を持つ個人として尊厳を尊重され、共に生きる社会を実現すること
- ・そのために、障害のある人が地域社会で日常生活や社会生活を営むための支援を受けることができること
- ・妨げとなる物事や制度、観念などあらゆるものとの除去に努めること

また、障害者総合支援法では、第四条において次のとおり「障害者」として定義している。

- ・身体障害者（身体障害者福祉法第四条で規定）のうち18歳以上の人
- ・知的障害者（知的障害者福祉法でいう）のうち18歳以上の人
- ・精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定）のうち18歳以上の人（発達障害のある人を含む）
- ・難病（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患で政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度）のある18歳以上の人

※「難病のある18歳以上の人」とは、治療方法が確立していない疾患やその他の特殊な疾患があり、障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人のうち、18歳以上の者をいう。これまで難病のある者の存在は制度の谷間に置かれ、必要な支援を受けることができない状況にあった。障害者総合支援法が難病のある者も対象に含めしたことにより、難病のある人で法律が定める条件を満たす人は身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要なサービスを利用できるようになった。障害者総合支援法が対象とする難病には、2018年4月現在359疾患が指定されている。

障害者福祉に関する制度は、2003年、行政がサービス適否や内容を処分として決定してきた「措置制度」から、障害のある人本人の意思に基づいてサービスの利用ができるようした「支援費制度」へ変更したことを大きな転換点としている。

支援費制度への変更によりサービス利用者数の増加や財源の問題、障害種別間のサービス格差なども指摘されるようになったため、新たに障害者自立支援法（2005年）を制定。①障害種別ごとに異なるサ

サービス体系を一元化②「障害支援区分」（旧障害程度区分）の導入③・サービス料に応じた利用者負担（応益負担）制度を導入したが、今度は、障害の程度が重くなるほど利用者負担が重くなるという制度設計上の不備から、2010年には同法を改正する形で、利用者の負担能力に応じた利用料の支払い方法（応能負担）が採用され、「『自立』に向けて支援を行う」イメージのあった同法から、障害のある人がその人らしく地域で生活するために支援を行う理念を定めた障害者総合支援法が制定されるに至った。

障害者総合支援法による福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業の2つに分類される。自立支援給付とは、障害のある人が在宅や通所、入所の形で福祉サービスを利用した際に、行政が費用の一部を負担するもので、利用者へ個別に給付される。

自立支援給付

1 障害福祉サービス

いわゆる介護サービスで、介護給付と訓練等給付に大きく分かれる。

■介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）：障害により介護が必要な人の居宅に出向いて提供されるサービス。入浴や食事などの介助である身体介護や家事援助など。
- ・重度訪問介護：体が不自由で常に介護を必要とする人の居宅や入院先で、身体介護や家事援助などを提供する。
- ・同行援護：視覚障害により移動が難しい人に、外出時の動向や代筆、代読などをおこなう。
- ・行動援護：知的障害や精神障害があり行動の際に介護を必要とする人に、行動に伴う危険を回避するための援護をおこなう。
- ・療養援護：医療機関に入院中の人に、医療的ケアや日常生活の介護を提供する。
- ・生活介護：常に介護を必要とする人が支援施設へ通所し、日常生活上の支援を受けるほか、創造的活動や生産活動をおこなう。
- ・短期入所（ショートステイ）：普段介護をおこなっている人が一時的に介護できない状況になったとき、介護を必要とする人に対し一時的に施設において介護や支援をおこなう。
- ・重度障害者等包括支援：重度の障害があり多くの種類の支援が必要な人に対し、包括的なサービスを提供する。
- ・施設入所支援：施設に入所している人に対し、夜間の支援を提供するサービス。入浴や排せつ、食事などの介助などをおこなう。

■訓練等給付

日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を提供するサービスで、以下の種類がある。

- ・自立訓練：地域で生活するために必要な体の機能や生活能力の維持・向上を目的としておこなわれる訓練。身体障害のある人に対してリハビリテーションなどをおこなう「機能訓練」と、知的障害や精神障害のある人に対して食事や家事などの訓練をおこなう「生活訓練」がある。
- ・就労移行支援：一般企業での就労をめざす人に対し、働くために必要な知識や能力を身につけるための職業訓練や就職活動のサポートに加え、就職後に長く働くように職場定着のための支援を提供するサービス。
- ・就労継続支援：一般企業での就労は難しいものの、支援があれば働くことができる人に、働く場と、知識や能力向上のための訓練を提供するサービス。雇用契約を結んで働くA型（雇用型）と、契約を結ばずに働くB型（非雇用型）の2種類がある。
- ・自立生活援助：支援施設や医療機関を出て一人暮らしをする人の自宅を定期訪問して支援するサービス。
- ・共同生活援助：世話を人の支援を受けながら生活する住居である「グループホーム」で暮らす人に対し支援を提供するサービス。
- ・就労定着支援：就労移行支援を受けて就職した人が就労により直面する生活上の困りごとに対する支援をおこなうサービス。

2 自立支援医療

障害の状態を軽減するための医療を受けたとき、医療費の自己負担額を軽減する制度。身体障害のある人が対象の「更生医療」、障害のある子どもが対象の「育成医療」、精神障害のある人が対象の「精神通院医療」の3種類がある。

3 補装具

体に障害のある人が装着することで体の機能を補完する「補装具」の購入や修理にかかる費用の自己負担額を軽減する制度。

4 相談支援

「計画相談支援」「地域相談支援」「基本相談支援」の3種類がある。

- ・計画相談支援：障害者総合支援法が定めるサービスの利用申請時に提出が必要なサービス等利用計画案や、サービス等利用計画の作成をおこなう「サービス利用支援」と、サービス支給開始後に利用状況のモニタリングをおこなう「継続サービス利用支援」の2種類がある。市町村から指定された指定特定相談支援事業者がおこなう。
- ・地域相談支援：医療機関や施設を出て地域で暮らし始める人を支援する「地域移行支援」と、地域での一人暮らしを始めた人を常時支援するための連絡体制を作る「地域定着支援」の2種類がある。都道府県・指定都市・中核市から指定を受けた「指定一般支援事業者」がおこなう。

地域生活支援事業

各地域の状況に応じて実施される事業や、個別の給付には該当しない事業をまとめて「地域生活支援事業」と呼ぶ。障害のある人が住み慣れた地域で生活できるように、住民に身近な存在である市区町村が中心となっておこなう支援である。種別は以下のとおりであるが、内容の詳細は各市区町村や都道府県に委ねられている。

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業：（「訓練等給付」の相談支援とは異なる。障害のある人が賃貸住宅などへ入居を希望する際に支援を行う「住宅入居等支援事業」など）
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具の給付または貸与事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業
- ・任意事業（福祉ホームの運営など）

2018年に施行された障害者総合支援法の改正点

2018年4月に施行された改正障害者総合支援法では、障害のある人が住み慣れた地域で生活するため必要な支援を強化する目的で、次の3つの柱を中心に改正が行われた。

・障害のある人が望む地域生活の支援

「自立支援給付」の「訓練等給付」では、この改正で「自立生活援助」と「就労定着支援」が新設されている。また、従来は居宅のみであった重度訪問介護の訪問先に医療機関が追加されたため、入院時もサービスが適用されるようになった。また、障害福祉サービスを受けてきた人が65歳になると、原則として介護保険サービスに移行するため、65歳を境に自己負担額の増加やサービス内容の変更などが起こることがあったが、改正では、障害があり低所得の人が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に発生する利用者負担の増額分が、利用者に返還される仕組みが導入された。

・障害のある子どものニーズの多様化への対応

重度の障害のある子どもの居宅における支援である「居宅訪問型児童発達支援」が新設され、「保育所等訪問支援」では乳児院と児童養護施設に通う子どもも対象に加わった。

・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

自立支援給付の訓練等給付のひとつ「補装具」は従来、購入のみが対象だったが、成長により交換が必要となる子どもを想定し、貸与の費用も対象に加えられた。

※福祉サービスを提供する事業所の情報を公表する制度も新設。

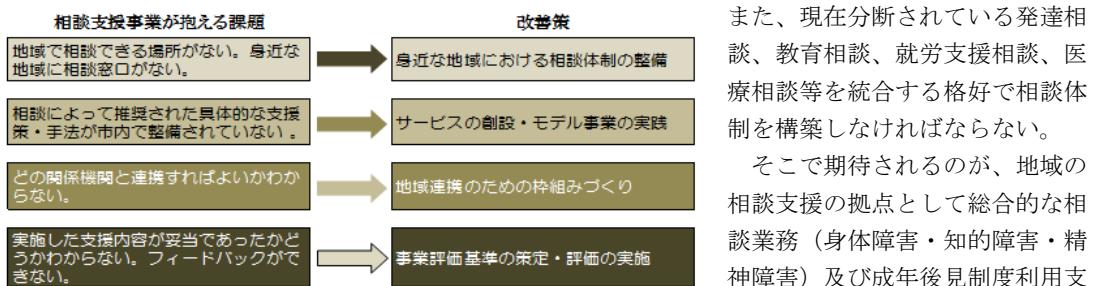
以上、簡単に障害者総合福祉法の変遷と概要を解説してみた。

障害者総合支援法は、障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために必要となる福祉サービスを定めた法律である。障害者自らが、個々のニーズに応じて利用するサービスを組み合わせて選び、契約して利用する仕組みになっている。多様な状況に対応するために多くの種類のサービスが用意されている反面、仕組みが複雑でわかりにくいという指摘もある。

そこで強く求められるのが「相談機能」である。

現在、障害者総合福祉法に定められた相談支援事業所は、市内に3ヶ所存在する。当該事業所のスキルを高め、その支援の有効性を確保するためには①障害者自立支援協議会と②障害者相談支援連絡調整会議を形骸化させることなく機能させなければならない。

なお、相談支援の実践にあたっては、障害に関するあらゆる生活のしづらさや困難に幅広く対応し、その後の展開にも責任を持つことが求められる。ゆえに、ワンストップ相談体制の構築は必須となる。



もとより、相談支援事業は、単にサービスを手配するだけでなく、障害や疾病などの理由により、生活のしづらさ、困難を抱えている当該者に、幅広く対応していかなければならない。そして、障害者本人が抱える諸課題に対応するためにも、包括的・継続的にコーディネート機能を発揮し、そのニーズがどこにあるのかを明確化するとともに、当該個別ニーズの解消を目指とした地域社会に対する働きかけを強めていかなければならない。地域社会の“受け入れ態勢”なくして①地域移行支援も②地域定着支援もままならないだろう。

一方で、「地域生活支援拠点」整備事業なども求められている。

お金は誰が用意するのか？（財源）

公費

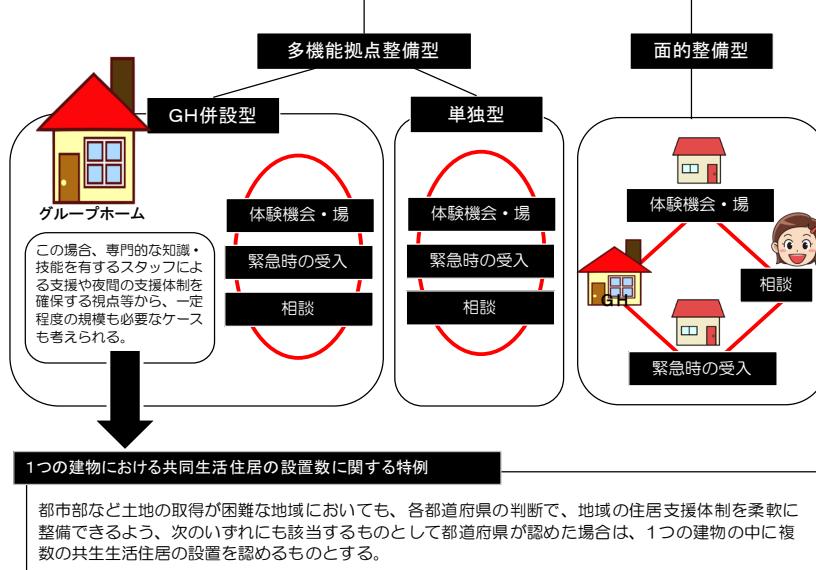
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

この三浦市においても、基幹相談支援センターの設置に併せて「地域生活支援拠点」が整備されることを一つの目標にしたい。

「地域生活支援拠点」とは、有り体にいえば、グループホームや障害者施設に①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場といった機能を付加したもので、「等」の意味するところは、①専門的人材

の確保・養成②地域の体制づくりといった機能を指す。左図が示すように、国は「多機能拠点整備型」と、複数の機関が分担してその役割を担う「面的整備型」の2種をイメージしているようである。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



- ①地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整をおこなうコーディネート事業をおこなうこと
- ②①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）をおこなう場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること

状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討」することとされているので、委員からの強い整備要望を受けて、本計画においては、「地域生活支援拠点」の整備を一つの目標に掲げたい。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

相談支援事業の充実にあたっては、地域で継続的、かつ、場合によっては、訪問や同行支援といった多様な相談体制が求められることから、当該事業者も財政基盤の整備は急務となる。言わばもがな相談支援事業は、全国共通の公的支援である。この“公”的立場から積極的にアウトリーチしていくためには、必要な人材を確保できるだけの財政的裏づけが不可欠となるからだ。まずは、政策的にこれに関連する“人材”を適正に確保できたかが成果指標となろう。また、本人や家族の意向を包括的な支援に結びつけていくために、以下のような改革が求められる。①窓口相談から訪問相談へのシフト②事業所・施設ケアから地域ケアへのシフト③家族・専門職・行政中心で決めてきた支援から、本人の希望で始まる生活支援へとシフト④ライフサイクルに沿った継続的相談体制の整備⑤包括的チーム支援体制の確立⑥インフォーマルな支援の活用などがそれで、こうした体制をいかにして確立したかが問われる。

この類型の中で、最も優位性を示すのは、多機能拠点整備型ということになるであろうが、いわゆる「グループホーム併設型」に関しては、その前提となるグループホームがこの三浦市には、現段階では、1か所しか存在しないことから、当該グループホームにこれを併設できるかは不透明な状況である。

ともあれ、当該施設の整備に関しては「各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の

基本計画	2 障害児・者のくらしを支える	実施計画	きょうだい児サークルの組織化・支援
------	-----------------	------	-------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市・隣接地域				
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）					
三浦市社会福祉協議会/市民活動団体/当事者		障害児・者の家族					
何をする（実施内容）							
<p>トリプルPを実践する“はっぴー子育て応援団”的支援を得ながら「きょうだい児サークル」を組織化する。きょうだい児によるピアカウンセリングの実施や、障害者の「きょうだい」であるがゆえに経験できなかった、失われた時間を追体験できるような“楽しい”企画を意図的に創出する。なお、当該サークルは、いわゆる“大人”になったきょうだい児にも開かれたものにしたい。きょうだい児のセルフヘルプグループ「きょうだい支援の会」には、きょうだい児の例会に参加した20~50代のきょうだい児の感想が掲載されている。「40年以上、同じ境遇の『きょうだい児』と出会うこともなく過ごしてきた。今回は例会に参加して本当に良かった。年齢を重ねた今も、私には支えが必要だ。一方で、私も何かのお役に立てるのではないかと思う。(50代)」。このように、様々な年代のきょうだい児がこれに参加することによって、ライフステージに応じた様々な困りごとを解決すべく、必要な情報を分かち合うことができるのではないかだろうか。</p> <p>まずは、参加の“きっかけ”づくりとして「きょうだい児のイベント」を開催したい。また、SNS等携帯電話やスマートフォンでのコミュニケーションに慣れている中高生を主な対象に、気兼ねなく自分の思いや疑問を相談できる専用ホームページの整備を検討する。</p>							
お金は誰が用意するのか？（財源）							
三浦市社会福祉協議会							
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）							
<p>セルフヘルプグループについて「ヒューマンサービスの構築に向けて（阿部志郎・前川喜平編著）」の中で臼井正樹氏はセルフヘルプグループの存在意義の1つを「渦」の向きで説明している。その説明を下表のとおり整理した。渦が内向きか、外向きかによって、支援者や地域住民に求められる役割は異なる。渦が内向きの場合は、むしろ静観することが求められるし、逆に外に向いている場合は、それに賛意を示し、地域社会で受け入れる体制を整えることが求められる。</p> <table border="1"> <tr> <td>内向きの渦</td> <td>外向きの渦</td> </tr> <tr> <td>メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。</td> <td>社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対し一定の働きかけを行っていく。</td> </tr> </table>				内向きの渦	外向きの渦	メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。	社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対し一定の働きかけを行っていく。
内向きの渦	外向きの渦						
メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。	社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対し一定の働きかけを行っていく。						
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）							
<p>『きょうだい～障害のある家族との道のり（白鳥めぐみ他著）』によると「子どもの“きょうだい”たちは自分たちだけで集まることはなかなかできません。自分のほかに同じ境遇の“きょうだい”がいることさえわからないこともあります。ですから、子どもの『きょうだい会』は大人が場を設定することが必要です。」とある。多くの経験を積んだ大人の“きょうだい児”が、自らの使命感に基づいてサークルを組織し、主体性をもってこれを運営できたかが問われる。</p>							

基本計画	2 障害児・者のくらしを支える	実施計画	肢体不自由児入浴サービスの継続
------	-----------------	------	-----------------

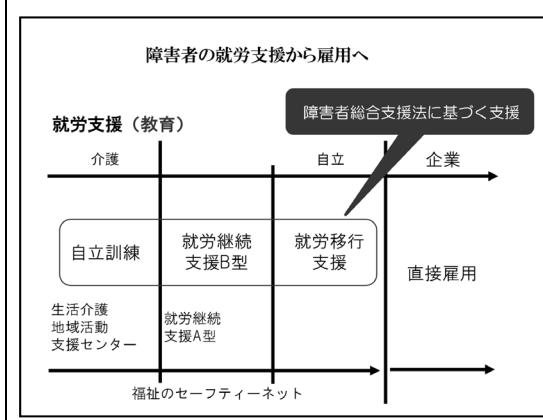
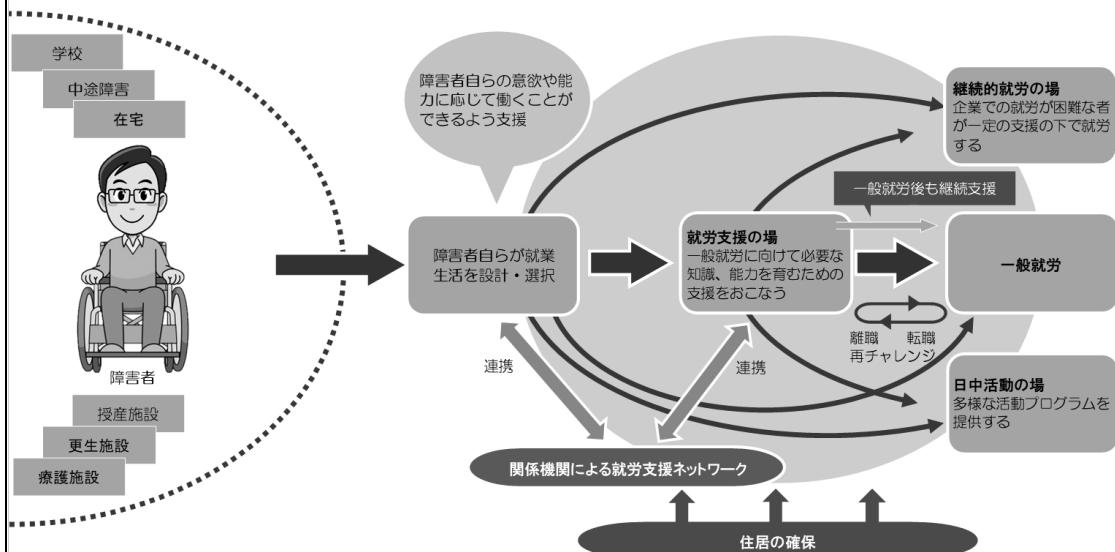
いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市																				
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）																					
三浦市社会福祉協議会/福祉事業者		障害児・者と家族																					
何をする（実施内容）																							
<p>障害児（15歳に満たない当該者）の入浴については、本人の身体状況や成長により、自宅で保護者（あるいはホームヘルパー）による安全な入浴が難しくなっている。対象児童が、安全に入浴の機会を得られるよう、制度化されていない「肢体不自由児入浴サービス事業」を三浦市独自の制度として創設する。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対応策</th> <th>財源</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 重度身体障害者訪問入浴サービス</td> <td>浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。</td> <td>規制緩和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>② ホームヘルプサービス</td> <td>看護師とホームヘルパーがチームを組む（2名1組の同行訪問）ことによって、トランスマスターに安全性を持たせる。</td> <td>施設間相互の連携</td> <td>報酬</td> </tr> <tr> <td>③ 訪問看護</td> <td></td> <td></td> <td>報酬</td> </tr> <tr> <td>④ 肢体不自由児施設入浴サービス</td> <td>既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を実行する。</td> <td>新規</td> <td>市 or 民間財源</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	対応策	財源		① 重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市	② ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（2名1組の同行訪問）ことによって、トランスマスターに安全性を持たせる。	施設間相互の連携	報酬	③ 訪問看護			報酬	④ 肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を実行する。	新規	市 or 民間財源
事業名	対応策	財源																					
① 重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市																				
② ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（2名1組の同行訪問）ことによって、トランスマスターに安全性を持たせる。	施設間相互の連携	報酬																				
③ 訪問看護			報酬																				
④ 肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を実行する。	新規	市 or 民間財源																				
<p>この表は、その一案。①は年齢制限を撤廃する規制緩和策。②③は、2種のサービスをセットで供給する手法だが、狭隘した居宅浴室でのサービスの実行ということで、転倒などのリスクやスタッフの負担は拭えない。④は、現下当法人が試行している手法となる。</p>																							
お金は誰が用意するのか？（財源）																							
三浦市社会福祉協議会・利用者自己負担																							
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）																							
<p>④の手法による入浴サービスは、特殊浴槽を使用してのサービスの実行ということになるので、本来業務の合間に縫ってこれを実施することになる。当然職員は時間外勤務を迫られ、時には休館日を活用することになる。一施設がこれを一手に担うには、過重な負担といえよう。しかし、市内には“特殊浴槽”を有する施設が複数箇所存在する。各地域に点在するこれら施設が、当該地域に居住する「肢体不自由児」を少人数でも分担してもらえば、その負担は分散され、コスト面でも優位性を發揮するに違いない。そればかりか、当該施設にとっては、地域開放事業となり法人のイメージアップにもつながる（写真は当法人での実施例）。</p>																							
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）																							
<p>障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、これを行政施策化できたか、否かが一つの成果指標となろう。一方で、逼迫した三浦市の財政状況を鑑みると、いわゆる“横出し”のサービスを創設することが容易でないことは十分に参酌できる。ここは、民間の事業者が一歩ずつ踏み出して“施設の地域開放・地域貢献事業”としてこれに臨むことが求められる。</p>																							

基本計画	2 障害児・者のくらしを支える	実施計画	障害者雇用
------	-----------------	------	-------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市・隣接地域
誰が、誰と協力して（担い手）	誰のために（支援の受け手）		
三浦市/三浦市社会福祉協議会/ハローワーク/就労援助センター	障害者		

何をする（実施内容）

障害者雇用における一つのソリューションは、「CSRのためのコスト」という考え方を廃し、ステークホルダーの満足感や、労働意欲・組織への帰属意識の向上など、企業風土の「変化」として捉えることにあるのかもしれない。それは「障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現をめざし、障害のある人の雇用対策を総合的に推進する」とする国の考えを真正面から受け止めることにもつながる。つまり、この政策も「社会づくり」なのである。個々の障害者の就労を支援するという行為の向こう側に見据える「社会」が明確に存在するというわけだ。



目標は、あくまでも雇用による「一般就労」ということにならうが、そこには一つの陥穰があると考えている。一般就労においては、経営者の指揮監督のもと、定められた勤務時間に出社し、命じられた業務をこなすことが求められる。当然のことだ。要求される仕事量がこなせなかつた場合は、給料を減額されたり、叱責されたりすることもあるだろう。主体はあくまでも経営者側にあるのだから。一般就労後のフォローもそこそこに「一般就労」させた件数を誇り、他の事業を見下すような職員や事業所を我々は知っている。こうした職員のもとでおこなわれた一般就労はほぼ確

実に失敗していることも。法の整備だけでは、眞の意味で「一般就労」を達成することはできないのだ。前頁の図は、「一般就労」に向けた流れを図示したものだが、その過程においては様々な訓練が施されなければならない。要は、障害者就労支援法に基づく支援が法の理念に基づいて的確におこなわれなければ、「一般就労」も絵に描いた餅に過ぎないということである。

そこで我々は、就労支援に関するメカニズムを91頁の図のようにフローにした。

なお、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスは以下のとおりである。

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援をおこなう。</p> <p>(標準利用期間：2年)</p> <p>※必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援をおこなう。</p> <p>(利用期間：制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をおこなう。</p> <p>(利用期間：制限なし)</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援をおこなう。</p> <p>(利用期間：3年)</p>
対象者	<p>①企業等への就労を希望する者</p> <p>※2018年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>①移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動をおこなったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者※2018年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>①就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で一般企業に雇用されが困難となった者</p> <p>②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握がおこなわれている者</p>	<p>①就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であつて、一般就労後6月を経過した者</p>

お金は誰が用意するのか？（財源）

公費

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

これまで縷々述べてきたとおり、当法人では、「地域包括ケア」の理念に基づいて本計画を策定してきた。繰り返しになるが、地域包括ケアとは、「子どもから高齢者、健康な人も疾患のある人も、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら生活していくことを支える」ことをいう。当然、国が進める障害や難病のある人の雇用政策も、「障害や難病のある人が職業を通じて、尊厳を持って、自立した生活を住み慣れた地域で送ることができる」ようにすることを目的としている。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

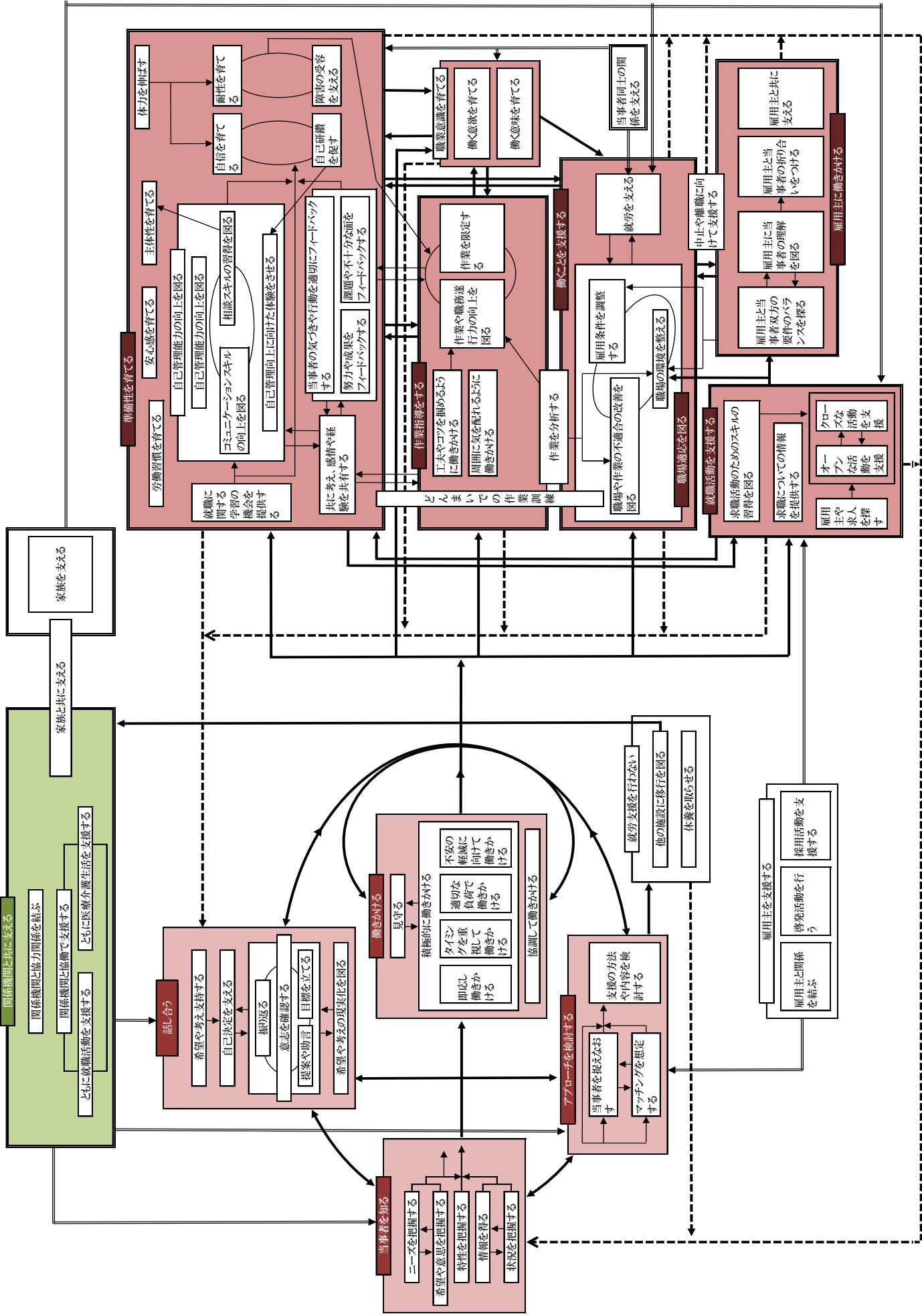
以前は、障害福祉サービスの利用決定を行政が処分する「措置（そち）制度」が採用されていたことは周知の事実である。一方障害者総合支援法は、利用者自らがサービスを選び、契約して利用する「契約制度」を採用している。就労支援制度も、障害や難病のある人が自らその進路を選択し、その

実現のために利用できる支援の種類を知り、「自分の進路を自分で決める」という姿勢で利用することを前提としていることを我々は再認識する必要があるだろう。意思決定のための支援やこれを実現するためのスキルが強く求められるということである。

障害者総合支援法は身体・知的・精神に障害のある人（発達障害を含む）と難病のある人を対象としており、行政と関連機関が連携して、障害の度合いに応じた福祉サービスを提供する仕組みを定めている。この福祉サービスの種類は介護や医療、就労支援や地域生活支援の分野に渡り、障害や難病のある人が仕事をしながら生活していく上で障壁となり得る困りごとを包括的にカバーする仕組みになっているわけだが、5年先を見据えたとき、果たしてそんなまちになっているだろうか？

我々に残された時間は思いのほか短い。

就労支援に関するメカニズム



基本計画	2 障害児・者のくらしを支える	実施計画	グループホーム設立への協力
------	-----------------	------	---------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/福祉事業者/三浦市社会福祉協議会		障害者・家族			
何をする（実施内容）					
<p>障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域社会において、住まいの「場」を確保する観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」と「共同生活援助（グループホーム）」が一元化された。また、グループホームの新たな支援形態として、外部サービスの利用によるサービス提供もこれに加わった。これら全て、地域移行支援事業の対象範囲が拡大されたことを受けての措置だ。</p> <p>三浦市においても“地域社会”に主眼をおいた施策を展開する上で、この未整備のままとなっている「グループホーム」の設置について、不退転の決意をもって臨まなければならないところであるが、2020年度に向けて三浦創生舎が事業展開を図るという朗報が飛び込んできた。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費・福祉事業者					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>新たなグループホームのイメージ</p> <p>【三浦市】</p> <p>報酬支払</p> <p>【本体住居】</p> <p>【世話人】</p> <p>連携</p> <p>介護サービスの提供</p> <p>【ホームヘルパー】</p> <p>委託契約</p> <p>【居宅介護事業所】</p> <p>まかせて!</p> <p>【運営者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画の作成 日常生活上の支援 介護サービスの手配 <p>委託料支払</p> <p>●介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみをおこない、外部の居宅介護支援事業所に委託</p> <p>●介護スタッフ(生活支援員)については配置不用</p> <p>障害者の自立 (基本的人権を享有する個人としての尊厳) 支援という基本に立ち戻りながら、あるべきケアの“かたち”を探求する研究は世界中で取り組まれてきた。いざれも辿りついたのは、障害が引き起こす問題行動の表層に目を奪われることなく、当該個人と一人の人間として向き合い、その人らしさとは何かを紐解くことの大切さであった。</p>					

そのためには、できる限り生活環境の変化を避け、馴染みのヒト・モノ・地域社会などの関係性を維持していく工夫が求められる。ゆえにこれを受け入れる地域社会の役割はますます重要となる。当事者団体など市民活動サイドのアクションにも期待したい。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

障害者の高齢化・重度化を背景に、介護が必要な障害者のグループホームに対する需要は、ますます増加することが見込まれる。その実現は、地域における住まいの選択肢を拡大する意味からも意義深い。まずは、市内にグループホームを一か所でも整備することが肝要である。「障害者同士の支えあいを支援する“セルフヘルプ”」や「就労支援」などの取り組みは、既に全国各地で実践されている。当該障害者の就労支援、ボランティア活動、地域活動、学習活動、保健活動、相互支援活動、家事や無償労働など、多様な活動場面を生み出すことこそが、地域社会とつながる最良の“策”となる。加えて、“支援を受ける”という一方的な生活様態から、消費したり、物を作ったり、地域社会を支える側に回ったり、人と関係したりすることが社会との接点をより豊かなものにするに違いない。

基本計画	3 明るい子どもの未来のために	実施計画	働き方改革の促進
------	-----------------	------	----------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/民間企業/三浦市社会福祉協議会		子どもと家族			
何をする（実施内容）					
<p>政府が掲げる働き方改革の本質は、まさに「生産性の向上」にあるわけだが、一方で、それを実現するためには「子育ての負担のシェア、キャリアに対する不安の解消」という大命題を解決せねばならない。子育ての負担が女性に偏っている現状を打破し、男性が進んで育児に参加できる環境が求められているわけだが、しかし、育児の負担軽減には夫の家事・育児参画が欠かせないところ、我が国における男性の育児休業取得率は依然として低水準に甘んじている。職場が育休を取得しづらい雰囲気だったり、育休制度そのものがない—といったことが主な原因とされるが、休業取得による所得減など経済的リスクもその要因であろう。</p> <p>これを受けて政府は、男性の育児参加を促進する仕組みとして、「日本版『パパ・クオータ制（父親に一定の育児休暇を取得するよう割り当てる制度）』」の導入を提案するが、公費負担率の引き上げに加え、雇用保険料の引き上げといった財源の確保策にどれだけの賛同が得られるかは不透明である。とはいえ、社会全体で財源を分かち合う以外に他の方法を見出せないのも事実で、父親の一定期間の休業取得を条件として、育休期間の延長や給付金の支給割合の引き上げをおこなうなど、男性の育休取得を促進する仕組みを早期に確立すべきだとする考えに異論はない。</p> <p>他方、女性のキャリア形成に対する支援の拡充も欠かせない。出産や育児に伴う休業が、「キャリア形成にとってマイナスになるのではないか」といった不安を解消するための施策は急務だ。</p> <p>育児休業明けの女性が、テレワークなど柔軟な働き方を選択できる環境整備や残業や夜勤においてベビーシッターを利用した際に支援をおこなう企業・団体への助成の拡充など雇用主サイドに対する支援だけではいかにも不十分だが、企業風土の改善という意味合いにおいては、一定の効果があるかもしれない。</p> <p>翻って、この三浦市に、これを実現することができる企業・団体がどれだけ存在するのかということにならうが、地域経済の低迷は明らかに当該企業や団体の体力を奪っている。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
民間企業・公費					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>大切なのは、女性だけに育児を押しつけない子育て環境の整備と支援である。</p> <p>我が三浦市では、子育て世代に対する相談体制として、2018年6月に「みうら子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から出産や子育て期にわたり、切れ目なく相談支援に応じている。2019年12月には、地域での子育て支援する相互援助活動「みうらファミリーサポートセンター」事業も開始する予定だ。</p> <p>また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」に直面する人も増えている。こうしたケースには、子育て世代包括支援センターと地域包括支援センターが連携して対応するなどといったことも必要となってくるだろう。複雑・多様化する複合課題に対応できる相談体制の整備も求められる。</p>					

一方で、地域社会における理解も欠かせない。家族で、隣近所で、自治会で、職場で「子育て」に対する意識を改め、育児・介護休業の普及・啓発を進めていくことが、長く働く職場環境につながるのではないだろうか。

今三浦市では「子育て世代包括支援センター」を標榜し、人口減少対策の一環として、子育て世代向けの賃貸住宅整備計画を進めている。老朽化が著しい南下浦市民センターの建替えを兼ね、同地に複合施設を建設しようという計画だ。現在の施設は2021年度に解体、2023年1月の使用開始をめざす。



達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

最近の厳しい経済情勢から考えると我が三浦市では、いや、三浦半島域においても「若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるような社会」の達成は困難を極めると言わざるを得ない。当法人においては、既に整備を完了している育児休業制度の確立など労働環境整備に留まらず、その取得促進、育児期の離職者の減少及び育児期にある男女の長時間労働の是正など「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に“オール三浦”として、いかにして取り組めたかが問われることであろう。

基本計画	3 明るい子どもの未来のために	実施計画	子育てサロンの充実・発展
------	-----------------	------	--------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/三浦市社会福祉協議会/民間企業/民生委員 児童委員/市民活動団体		子どもと家族			
何をする（実施内容）					
<p>既存の“子育て支援”サロン（民生委員による「ほっと＊はーと」や三浦市保健福祉部子ども課による「みまぐっこ」等）や幼稚園・保育園の余裕スペースの開放を継続し、各サロン間の横断的連携体制を確立する。</p> <p>実施主体に関しては、環境整備を“公”的責務とし、その運営は“民”に委ねられることが望ましい。</p> <p>また、高齢者サロンなど他領域の市民活動、民間企業等との協働により事業内容の充実と多様化を図りたい。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
三浦市・市民活動団体・利用者自己負担					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>“子どもは地域社会の宝”とする理念のもとに、社会全体でこれを育む環境を構築する必要がある。</p> <p>“地域の大人で支える子どもの居場所”の整備はもとより、子育て世代に対する負担の軽減にもつなげたい。また、その主体的な担い手とならないまでも、「近隣住民の温かい見守り」が望まれている。</p>					
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）					
<p>“民”によって地域の実情に応じた柔軟なサロン活動が展開され、“子どもは地域社会の宝”だとする理念が社会全体に浸透している状態を是とする。</p>					

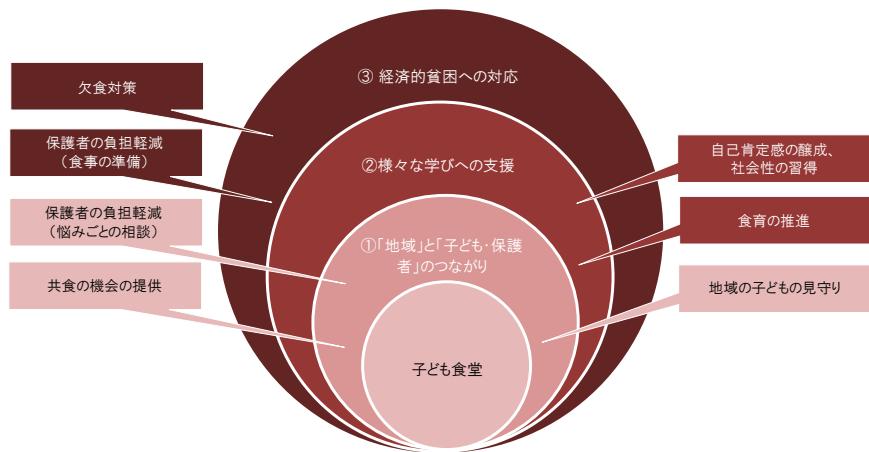
基本計画	3 明るい子どもの未来のために	実施計画	共生型食堂（子どもから高齢者までが集う食堂）の実施
------	-----------------	------	---------------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市社会福祉協議会/市民活動団体/福祉関係団体/民間企業		子どもと家族・高齢者・障害児・者・生活困窮者・地域住民			
何をする（実施内容）					
<p>地域の未来を担う子どもたちは、地域社会にとって一番の宝である。</p> <p>そんな子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。子どもの貧困の実態は、見えにくく捉えづらいと言われている。子どもの貧困対策を推進し、支援を必要とする子どもたちに支援を確実に届けるためには、教育、福祉の分野をはじめ、地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に応じた効果的な施策が講じる必要がある。</p> <p>こうした中、2019年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村の計画策定が努力義務化され、市町村をはじめとする地方自治体の果たす役割はますます大きくなってきた。そこで「地域子供の未来応援交付金」を活用した「共生型食堂」の開設を提案したい。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
三浦市社会福祉協議会・民間企業・利用者自己負担					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>厚生労働省の通知（2018年6月28日付）によれば、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動のあり方は、①困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、②地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、③「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたっている。</p> <p>「神奈川県こども食堂ネットワーク（2019）」によると、県内のこども食堂は、現在253か所。こ1年間で1.5倍に増えているという。一方、三浦市においては一か所もないというのが実情である。では、三浦市において、どのようなこども形態の食堂が求められているのだろうか。そこはやはり、誰もが自由に参加し、交流できるオープンな「共生（型）食堂」なのではないかと考えられる。ここは敢えて、高齢者のフレイル対策とも関連づけ、中でも「孤食を防ぐ」という目的において、世代にかかわらず共有できる心豊かな「食堂」がほしいところだ。</p> <p>また、「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援とその恒久化といった課題（自治体と連携した「子ども食堂」の取り組みを子どもの未来応援交付金の対象にするなど）の克服が求められる。</p> <p>同様に、子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築が求められる。</p> <p>全国に広がりを見せる子ども食堂であるが、「食事に困った子ども以外の利用」にも柔軟に対応してきた経緯があることを忘れてはならない。そうすることによって一見見分けのつかない貧困層を探り当ててきたのである。「子どもたちが継続して利用することを通して見極めるほかない」といた現場の声に我々は、真摯に耳を傾けなければならない。換言するなら、柔軟な体制で子ども食堂を運営するからこそ、潜在化する貧困世帯の子どもたちを救えるのである。</p>					

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

単に子ども食堂の設置個所が増えれば良いということではない。他の自治体と設置数の比較をするということではなく、その内容である孤食の改善や生活困窮者への支援等を評価することが大切である。

また、この計画を支える支援者の広がりについてもしっかりと把握していくことが、地域福祉の新たな担い手を増やしていくことにつながっていくきっかけにもなるだろう。



子ども食堂は、

- 食の提供をおこなう取り組み
 - 地域住民・団体の自主的、主体的な取り組み
 - 地域の大人たちや年代の異なる子どもたちが交流できる場であり、子どもの貧困対策として必要な3つの施策（※）として有効
- ※①「地域」と「子ども・保護者」のつながり、②様々な学びへの支援、③経済的貧困への対応

基本計画	3 明るい子どもの未来のために	実施計画	ファミリーサポート事業の実施
------	-----------------	------	----------------

いつ（期間）	2019～2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/三浦市民/民間企業		三浦市民（子どもとその家族）			
何をする（実施内容）					
<p>厚生労働省ホームページによると、ファミリーサポート（センター）事業とは、「乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助をおこなうことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をおこなうもの」である（右図も同ホームページより）。実施主体である市区町村は、「援助を受けたい人」と「援助したい人（有償ボランティア）」の登録を受け付け、仲介をおこなう。</p>					
<p>自治体により活動内容に若干の違いはあるようだが、保育施設への送り迎え、冠婚葬祭等の急用時の預かり等の活動が提供される。</p> <p>本事業は、各市区町村内住民の登録者を対象としている。仮に、三浦市の事業として立ち上がるとしても、その実動には地域住民の協力が必要不可欠である。担い手として、子育て経験のあるセミリタイア世代等の積極的な参加が望まれる。</p> <p>本事業に関する情報を職員に向け発信する等、民間企業の協力も、本事業の成立に有意である。これには、雇用者・被雇用者共にメリットがある。安心して子どもを預けられる環境が整うことは、職員が仕事に集中できることや、働く時間が増えることにつながる。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<ul style="list-style-type: none"> 「ファミリーサポート事業」が始まっている。 子どもを預けたいときに預けられるようになっている。これは、ファミリーサポート事業だけでなく、保育園、里親制度等他の事業を組み合わせることで達成をめざす。 					
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）					
利用実績と、ニーズに応えられているか等満足度の調査が必要である。ただし、実施主体は市役所である。					

基本計画	3 明るい子どもの未来のために	実施計画	発育を支える仕組みづくり
------	-----------------	------	--------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/鎌倉保健福祉事務所三崎センター/市民活動団体/三浦市社会福祉協議会		子どもと家族			
何をする（実施内容）					
<p>既存の①「すくすくルーム」②乳幼児健康診査③保健師・助産師等による赤ちゃん訪問④母親父親教室④もぐもぐごっくん⑤こあらんど⑥育児サークルといったフォーマル、インフォーマルな事業・活動を柔軟に組み合わせて、当該児童の障害の早期診断・早期療育に取り組む。</p> <p>また、親の負担や不安の解消を目指すに①三浦市心身障害児生活訓練会②HUGくみ③はっぴー子育て応援団による“トリプルP”の技法を用いた療育支援を充実させる。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>親の「障害を隠そうとする気持ち」「障害ではないと思いたい気持ち」を助長させる一つの要因として、親族や地域住民の“偏見”があげられる。こうした偏見を払拭し、一人でも多く理解者を増やすことにより、親族の障害受容を促す一助とし、早期に当該児童が適切な療育を受けられるようにしたい。また、核家族化、地域のつながりが希薄化する中で、子育てをする親の孤立が懸念されている現状に鑑み、子育てに関する悩みを相談する相手を見つけたり、地域で子育て仲間をつくる機会を意図的に創出したり、地域全体で子育てを支える体制づくりをめざす。</p>					
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）					
<p>“子育て”を支える地域のネットワークの強化など子育て環境の整備に努め、地域における子どもと家庭への支援機能を充実させることにより、妊娠期から身近なところでトータルな援助や支援がおこなわれ、安心して出産に臨めた母親の割合が増加したか。また、早期の障害発見と適切な療育を推進することができたか否かが成果指標となる。</p>					

基本計画	4 自分らしく生きるための意思決定の支援	実施計画	日常生活自立支援事業の充実
------	----------------------	------	---------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市								
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）									
三浦市社会福祉協議会/神奈川県		障害者・高齢者									
何をする（実施内容）											
<p>日常生活自立支援事業（当法人が実施主体）の充実・強化が求められる背景には、①老人福祉法の改正により、市町村が成年後見に関わる必要な措置を講ずることとされたこと。また、②障害者自立支援法（当時）の一部改正により、成年後見制度利用支援事業が市町村必須事業に格上げされたことなどがあげられる（2012年4月1日施行）。介護保険法や障害者総合支援法がめざす成年後見制度の補完機能や利用促進に向けて、日常生活自立支援事業に対する期待や役割の重要性が高まったというわけだ。また、地域生活に移行した知的障害者や精神障害者の福祉サービスの利用や金銭管理を支援することにより、外部からの様々な権利侵害を未然に防ぎ、円滑な社会生活が送れるよう支援することも求められている。そこで、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者への権利侵害を防止し、地域社会での尊厳ある自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」の実施体制の整備に向け、神奈川県による財政的支援の強化を求める。また、三浦市に対してもこれまでどおり補助の継続を求める。</p>											
お金は誰が用意するのか？（財源）											
公費											
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）											
<p>本事業の充実など「権利擁護」に関する取り組みはもとより、人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」、単に支援を受けるだけではなく、何らかの役割をもって参加するための「社会的居場所づくり」といった活動・事業が有機的に連動することによって、要援護者が「自己実現」できる地域社会づくりが現実味を帯びてくるのではないだろうか。</p>											
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）											
<p>実施体制の整備はもとより、事業の周知を図ることにより、支援を要する当該者と本事業を適正に結びつけることができたかが一つの成果指標となる。とりわけ地域包括支援センターの役割は重要で、利用者の把握に始まり、本事業から成年後見制度への移行支援などその役割は多岐にわたる。</p>											
<p>日常生活自立支援事業でできること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常的な生活援助の範囲内の支援</td> <td>○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど</td> </tr> </tbody> </table> <p>成年後見制度でできること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般</td> <td>○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日常生活自立支援事業と成年後見制度、この2つの制度、似た面を有するものの「日常生活自立支援事業」が、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができる。ケースによっては2つの制度を併用する場合もある。</p>				内容	具体例	日常的な生活援助の範囲内の支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど	内容	具体例	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など
内容	具体例										
日常的な生活援助の範囲内の支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど										
内容	具体例										
財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など										
いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市								
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）									
三浦市社会福祉協議会/神奈川県		障害者・高齢者									
何をする（実施内容）											
<p>日常生活自立支援事業（当法人が実施主体）の充実・強化が求められる背景には、①老人福祉法の改正により、市町村が成年後見に関わる必要な措置を講ずることとされたこと。また、②障害者自立支援法（当時）の一部改正により、成年後見制度利用支援事業が市町村必須事業に格上げされたことなどがあげられる（2012年4月1日施行）。介護保険法や障害者総合支援法がめざす成年後見制度の補完機能や利用促進に向けて、日常生活自立支援事業に対する期待や役割の重要性が高まったというわけだ。また、地域生活に移行した知的障害者や精神障害者の福祉サービスの利用や金銭管理を支援することにより、外部からの様々な権利侵害を未然に防ぎ、円滑な社会生活が送れるよう支援することも求められている。そこで、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者への権利侵害を防止し、地域社会での尊厳ある自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」の実施体制の整備に向け、神奈川県による財政的支援の強化を求める。また、三浦市に対してもこれまでどおり補助の継続を求める。</p>											
お金は誰が用意するのか？（財源）											
公費											
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）											
<p>本事業の充実など「権利擁護」に関する取り組みはもとより、人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」、単に支援を受けるだけではなく、何らかの役割をもって参加するための「社会的居場所づくり」といった活動・事業が有機的に連動することによって、要援護者が「自己実現」できる地域社会づくりが現実味を帯びてくるのではないだろうか。</p>											
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）											
<p>実施体制の整備はもとより、事業の周知を図ることにより、支援を要する当該者と本事業を適正に結びつけることができたかが一つの成果指標となる。とりわけ地域包括支援センターの役割は重要で、利用者の把握に始まり、本事業から成年後見制度への移行支援などその役割は多岐にわたる。</p>											
<p>日常生活自立支援事業でできること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常的な生活援助の範囲内の支援</td> <td>○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど</td> </tr> </tbody> </table> <p>成年後見制度でできること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般</td> <td>○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日常生活自立支援事業と成年後見制度、この2つの制度、似た面を有するものの「日常生活自立支援事業」が、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができる。ケースによっては2つの制度を併用する場合もある。</p>				内容	具体例	日常的な生活援助の範囲内の支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど	内容	具体例	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など
内容	具体例										
日常的な生活援助の範囲内の支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど										
内容	具体例										
財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など										

基本計画	4 自分らしく生きるための意思決定の支援	実施計画	成年後見制度の普及・促進
------	----------------------	------	--------------

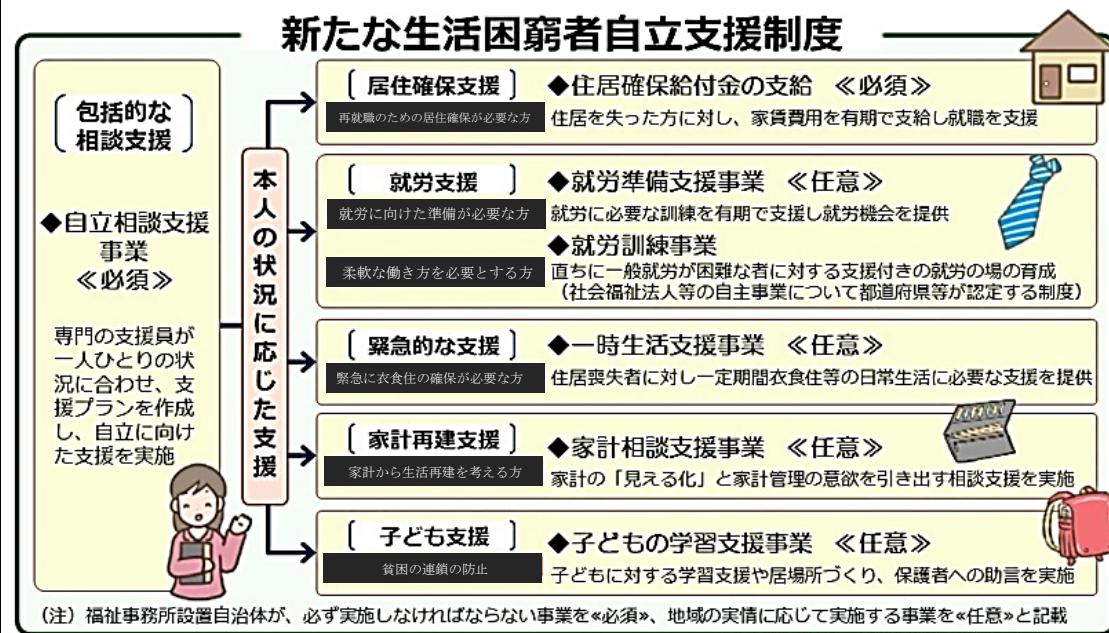
いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/三浦市社会福祉協議会/福祉関係団体		障害者・高齢者			
何をする（実施内容）					
<p>認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な当該者の権利を擁護する制度として民法に規定されている成年後見制度に関する理解を広げるため、専門職（弁護士、司法書士）の協力を得ながら、三浦市における制度の普及啓発・情報提供事業をおこなう。</p> <p>具体的には①成年後見関係団体受任調整連絡会議の設置や地域包括支援センター主導による②無料相談会（制度の利用方法、後見人業務の実務などの個別相談に応じるもの）③成年後見講演会（制度の解説を中心に弁護士など法の専門家による講演会を開催）などを開催する。また、親族の後見に関わっている当該者を対象に、日頃の「疑問」や「困りごと」と同じ悩みを持つ者同士で共有し、学びあう「場」として、④親族後見人交流会も企画する。</p> <p>なお、市民後見人養成事業に関しても検討に入る。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
公費					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>一般市民による成年後見人を市民後見人という。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になつた当該者に親族がいない場合、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為をおこなうことになる。いわゆる社会貢献型後見人である。地域</p>					
<p>利用できる制度</p> <p>日常生活自立支援事業</p> <p>成年後見制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定後見 補助 保佐 後見 <p>任意後見</p>	<p>本人の判断能力の状況</p> <p>判断能力あり</p> <p>日常生活を送るのに不安がある</p> <p>日常生活自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症などで判断能力に多少の衰えがありながらも、日常的な生活支援によって、住み慣れた地域社会での生活を継続できる場合は、この事業を利用する。 <p>任意後見契約</p>	<p>不十分</p> <p>重要な財産行為は概ねできるが、危惧がある。</p> <p>日常的な買物程度はできるが、重要な財産行為は不可。</p> <p>著しく不十分</p> <p>日常的な買物もできない。</p> <p>日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●併用利用するケースとしては、遠方に住む親族等が成年後見人等に選任されている場合で、生活に必要な金銭の出し入れなど、本人の利便性のため日常生活自立支援事業による支援が必要不可欠な場合などが考えられる。 <p>成年後見制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が著しく低下していたり、不動産の売却や福祉施設の入所契約など、日常的な生活援助を超えた事項を支援する必要がある場合にこの制度を利用する。 <p>任意後見開始（任意後見監督人選任）</p>			
<p>住民の成年後見制度に関する理解と関与が求められる。</p> <p>日常生活自立支援事業による制度補完や併用の仕組みづくりも検討を要する。</p>					

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）も後見等の業務を担えるよう、市町村（特別区含む）で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取り組みが求められている。また、ここに掲げた事業を実現、充実させるには、その前提として、三浦市が①市町村長申立て②成年後見制度利用支援事業の利用を促進を図るとともに、三浦市らしい“市民後見”的あり方を模索しなければならない。

基本計画	4 自分らしく生きるための意思決定の支援	実施計画	生活困窮者自立支援システムの構築
------	----------------------	------	------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）	
三浦市/三浦市社会福祉協議会		生活困窮者	
何をする（実施内容）			



2013年10月の第185回国会（臨時国会）において、生活保護法の一部改正法案とともに、「生活困窮者自立支援法案」が成立した。

その後、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずるために一部が改正され、現在に至っている。

生活困窮者の支援に向けては、重要な4つの基本的な視点があると考えられている。①自立と尊厳②つながりの再構築③子ども・若者の未来④信頼と支えあい—がそれで、これを①包括的・個別的②早期的・継続的③分権的・創造的な3つの支援方策によって実現しよう—というのが、法に課せられた使命である。

我々は、この法の理念の実現に最も重要なファクターを「総合相談力」と位置づけている。当法人では、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業や法人後見の受任、ボランティア・市民活動の推進、就労継続支援事業の実践、地域包括支援センター等介護保険事業の受託、そして、障害児者の相談支援事業の実施など多様な相談窓口を持っているわけだが、この複数の相談機能を再統合し、包括的に生活困窮者を支援することが肝要との見解を得た。一方で、地域社会に潜在する生活問題をその地域社会の中で解決しよう—という試みは、つまり、日常生活圏域において、総合相談システムを地域社会の特性を

活かしながら構築することと同義である。それはまさに、社会福祉協議会に課せられた使命であり、こゝから我々が、この総合相談力の獲得に傾注する理由もそこにある。生活困窮者自立支援事業の取り組みは、地域福祉を推進するためのツールであり、生活困窮者の支援のみをゴールとするものではない。生活困窮者自立支援事業の取り組みを通して地域福祉のさらなる推進をめざすことにある。

改正内容のポイント

- 「生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ」（第二条第一項関係）
 - 生活困窮者の多くは、自信や自己有用感や自尊感情を失っており、傷つきやすくなっていることを考慮した支援をおこなう。従来から運用で示してきた制度のめざす目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」を明示したもの。
- 「生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期におこなわなければならない」（第二条第一項関係）
 - 生活困窮者の多くは、失業、知識や技能の不足等による就職活動・定着の困難性、病気、メンタルヘルス、社会的孤立等様々な課題を複合的に抱えていることから、そうした課題を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援をおこなう。従来から運用で示してきた支援の形である「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」を明確にしたもの。
- 「地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない」（第二条第二項関係）
 - ・多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対する包括的な支援をおこなっていくためには、様々な分野との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要。
 - ・このため、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、地域における様々な分野の社会資源の連携の促進・活性化など関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、支援体制の整備をおこなうもの。（生活困窮者自立支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりという制度目標、「分権的、創造的な支援」という形を明確にしたもの。）
- 「その他必要な支援体制の整備」（第二条第二項関係）について
 - ・2018年に改正された社会福祉法による、地域共生社会の実現に向けた、市町村による包括的な支援体制づくりを念頭に置いたもの。具体的には…
 - ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協同して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
 - …といった体制づくりを想定。

お金は誰が用意するのか？（財源）

公費

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

生活困窮者自立支援法は、これまで制度の狭間にあった、生活保護相当の状況にない生活困窮者に対する支援について定めた法律である。従来の福祉サービスが、高齢者、児童、障害者など特定の当該者に対し、サービスの可否を定めて提供されてきたのに対し、対象者を選ばないことを特徴とする。経済的困窮に至るには、社会情勢など様々な要因が複雑に絡み合っていることがわかつてきからだ。従来のセーフティネットだけでは、生活困窮に至る状況を食い止めることができないというわけだ。そこで、第2のセーフティネットとして施行されたのが生活困窮者自立支援制度である。この制度は、経済・労働的自立支援を中心としながらも、前述のとおり、制度の狭間に埋もれてきた人々、支援が届かなかつた人々をも対象としている。さらには住民活動などのインフォーマルサービスから公的扶助などのフォーマルサービスまで重層的なネットワークやワンストップサービスなどの総合的かつ包括的な相談窓口などの設置を可能性とし、地域福祉的という視座からこれを捉えると、これまでにないシステムの構築を展望することさえ許される。こうした制度の革新性を活かして、制度としてこの三浦市に定着させられたかが問われることであろう。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

今般の法改正の趣旨は、生活困窮者自立支援制度のめざすべき理念については、従来の「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」といった観点から生活困窮者に対する包括的な支援を実施することにあることは言うまでもない。一方で、生活困窮者に対する自立の支援は、実施主体である自治体やその委託を受けた事業者では完結するものではなく、生活困窮者の生活と関わりのある事業をおこなう関係機関、民間団体、地域住民といった様々な支援者との連携及びこれらの者からの協力によって実施されるものであることを忘れてはならない。このような多数かつ他分野にわたる関係者間において、これまでの運用の中で示してきた理念の明確化を図ることで、生活困窮者の自立支援に係る基本理念を共有し、共通認識とすることでより一層の効果的な支援をめざすことになる。

基本計画	4 自分らしく生きるための意思決定の支援	実施計画	虐待の防止—マニュアルに基づいた対応の実践
------	----------------------	------	-----------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）	
三浦市/地域包括支援センター/三浦市社会福祉協議会		高齢者・障害児・者・子ども	
何をする（実施内容）			

時折、毎日新聞論説委員・野沢和弘氏の著書「Sプランニング ブックレットシリーズ3／なぜ人は虐待するのか—障害のある人の尊厳を守るために—」にある「いつも、ささいなことから始まるのです。抑制心がなくなったときから、いわゆる『連續性の錯覚』に陥るようになります。ささいなことが、ささいではなくなり、しだいに権利侵害の悪質さは増していく、虐待へと発展していく、それに対して心が痛まなくなるのです。ささいな行為からひどい虐待までが連續しているから、本人はいつまでもささいなことだと錯覚してしまう。それを、『連續性の錯覚』と呼びます。」という一節を思い出す。

虐待の問題は、いつでもすぐに横たわっている。

普段は普通の顔をした人が、ある日突然虐待の加害者になってしまうということを、そして、自分自身が権利侵害者になる可能性がそう簡単に否定できないことを我々は忘れてはならない。

下表は、虐待に関する相談・通報、事実認定件数の推移であるが、神奈川県全体では増加傾向にあるのに対し、三浦市では虐待として認定された件数そのものがほぼ皆無である。しかしながら、当法人が運営する地域包括支援センターの職員によると「虐待と思しきケースは増えている」との感触を得ており、実態と報告は乖離していると言わざるを得ない状況にあることがわかつてきた。

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
三浦市	相談・通報件数	2	8	3	8	3
	虐待事実が認められた件数	2	1	0	1	0
神奈川県	相談・通報件数	63	98	117	100	147
	虐待事実が認められた件数	19	29	41	29	52

それでは、どうしてこのような状況に陥ってしまうのであろう。

我々は、虐待を認定する“仕組み”に陥りがあると思っている。

確かに、三浦市にも虐待の認定に関するフローはある。しかしながら、要綱、要領、施行細則等でそれがシステム化されているかというと、どうも怪しい。同様に「やむを得ない事由による措置」についても法規化されていないようである。やむを得ない事由による措置とは、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予測された場合に、市町村が老人福祉法に基づき措置権を発動するもので、虐待に対する対応として必要不可欠な制度である。

そこで、次の2点を提案したい。

- 1 虐待認定の仕組みづくり
- 2 虐待を受けている高齢者などを保護する仕組みづくり

なお、やむを得ない事由の想定であるが、高齢者の生命又は身体の安全を優先し、柔軟に解釈することが求められる。例えば、米国などでは、セルフネグレクトも虐待の範疇とされており、昨今の人権意

識の高まりによって、いわゆる“お役所的”な対応では、いざ、これが大きな問題に発展したとき、世間の厳しい批判に晒される危険性も十分にあり得る。

お金は誰が用意するのか？（財源）

公費

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

まずは、虐待に関する認定の仕組みづくりを急がねばならない。

高齢者虐待防止対応マニュアルによると、虐待の事実認定は、市町村が開催するコアメンバー会議でおこなわれることになっている。三浦市もこれに倣っているようだ。

我々は、現行の流動的なコアメンバーを固定化し、一つの組織として公正中立な行政の第三者機関に位置づけるべきだと考えている。位置づけが曖昧なコアメンバー会議が虐待の事実認定をおこなうから、行政の担当職員は尻込みしてしまうのである。それだけ「虐待の事実認定」は重責なのだ。その際、コアメンバーは市長からの委嘱を受けた者とし、コアメンバー会議の判断を原則として市長は尊重しなければならない。コアメンバーが何か誤った判断を下せば、市長は任命責任を問われることになるので、適任者を慎重に選ぶことになる。当然、これは「仕組み」なので、要綱、要領、施行細則等の整備はもとより、場合によっては条例化することで議会の判断を仰いでもいい。

同様に、職員の裁量でのみおこなわれている「やむを得ない事由による措置」についても法規化すべきである。

そうすることによって、虐待の定義も明確化され、また、時代の要請に応じてこの定義も適正なものに更新されていくに違いない。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

虐待事例の背後には、介護の負担や経済的な問題、家族関係など様々な問題が潜んでいる。しかし、その解決を図ろうという行政窓口は、高齢者、障害者、児童といった具合にその属性ごとにまちまちである。家族全体を対象に支援する必要がありながらも、これを行政の組織に当てはめた場合、どうしても縦割りの制約から、総合的に問題を整理するということが難しくなる、一つの家族が抱える課題を援助者側の都合で分割して対応するのではなく、多面的・制度横断的な虐待防止対策を実施することが求められている。そこで、虐待に関する行政窓口を一本化し、①虐待対応に関する情報や知識を伝え活用する方法（ナレッジマネジメント）の研究や②市民参加によるワークショップの開催③人材育成・研修などを実施する。今般おこなった計画策定に関わる“住民懇談会”でも、多くの地域で、高齢者や障害者を自分たちの力で支えたり、「見守りや支えあいの活動」に多くの市民の参加を得るために「きっかけ」や新たな仕組みが必要一といった意見が出された。課題を見つけた市民が、その課題に対して「どのように解決しようか」と考え、「悲惨な孤立死や虐待を一例も発生させない地域づくり」のためにアクションを起こすことが重要となる。

三浦市では毎年、地域包括支援センターが中心となって、虐待防止に関する勉強会などを開催しているわけだが、毎回、40名近い市民、民生委員、介護保険事業者が出席していることからも、その関心の高さが伺われる。虐待の問題を「社会化」する土壤はあるはずだ。



虐待防止ガイドブック
は、虐待防止啓発の手引き
を制作・現在、同
事務局で配布している。
近年、高齢者や障害者
子どもが身近な虐待者家
族などから虐待を受ける
いえが全国的に増加傾向に
ある手引きは相談窓口に
ある関係機関の案内や虐
れの相談窓口に
ある
施設職員など50人を超える
施設職員など、実例をも
とに発生原因や
防止策を話
し合った。

必要に応じて「虐待防止ガイドブック」の改訂などに取り組むなどして啓発活動をおこなう。

基本計画	4 自分らしく生きるための意思決定の支援	実施計画	総合相談の充実
------	----------------------	------	---------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市社会福祉協議会/相談支援事業所		地域住民			
何をする（実施内容）					
<p>神奈川県社会福祉協議会の提案によると、「社会福祉協議会における総合相談」とは、窓口に直接的に寄せられる相談に対して個別に対応するだけではなく…</p> <p>①地区社協等の住民活動、および専門職等とのネットワークからの地域の生活問題の把握</p> <p>②フォーマル・インフォーマルネットワークを生かした問題解決の取り組み</p> <p>③問題解決と予防のための地域づくり</p> <p>…など、問題の把握から解決と予防の仕組みづくりまで含めたものであり、これを社会福祉協議会特有の機能、特性を生かして展開していくことにあるという。</p> <p>なるほど、社会福祉協議会に課せられた使命に鑑みれば、そのとおりであろう。</p> <p>それでは、総合相談における意思決定の支援とはどうあるべきなのだろうか。</p> <p>例えば、障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。(第23条)」として規定しているわけだが、この点を我々は、どう理解し、実践すればいいのだろう。一方で、現行の成年後見制度は意思決定支援より代行決定を重視しているとの論もある。ゆえに「障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方」が検討されることになる^(注)。</p> <p>また、障害者総合支援法が、支援事業所の責務、相談支援事業所の責務に「障害者の意思決定の支援に配慮」という一文を追加したことや、併せて、知的障害者福祉法、児童福祉法にも意思決定支援への配慮（児童については子どもと保護者の意思尊重）を追加されたことも忘れてはならない。</p> <p>一般的に意思決定には①決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり②決定に必要な情報の入手・理解（統合）・保持・比較・活用をすることが③決定した意思を表出する—といったプロセスが想定されるわけだが、それぞれの局面において、適切な支援がおこなわれなければならない。さらに全国手をつなぐ育成課などは、これを①本人意思決定と②共同意思決定に分類する。本人が意思を決めることそのものに対する支援と本人の意思を可能な限り類推して共同で決めていく支援がそれだ。</p> <p>当法人では、この意思決定の支援を総合的かつワンストップで実践したいと考えている。</p>					

注二民事法との関連 【成年後見制度】

- 現行の成年後見制度は、権利擁護という視点から本人の身上監護に重点を置いた運用が望まれるが、その際重要なことは、改正された障害者基本法にも示された意思決定の支援として機能することであり、本人の意思を無視した代理権行使は避けなければならない。また、本人との利害相反の立場にない人の選任が望まれる。
- 同制度については、その在り方を検討する一方、広く意思決定支援の仕組みを検討することが必要である。
- 同制度において、被成年後見人であることが選挙権等のはく奪をもたらす欠格事由とされているなど、様々な欠格条項と関連しており、関係法の改正が検討されるべきである。

（2013年6月5日 全国知的障害者関係施設長等会議 第二分科会 資料）

お金は誰が用意するのか？（財源）			
三浦市社会福祉協議会・公費			
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）			
現在、当法人では、下表のような相談事業をワンストップで実施している。			
NO.	事業名	相談員	備考
1	事務局 (1) 法律相談・万（よろず）相談	弁護士	当法人の顧問弁護士らによる万相談。
	(2) 生活福祉資金貸付	社会福祉士	「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。
	(3) 法人後見事業	社会福祉士	当法人が、成年後見人、保佐人もしくは補助人となり、判断能力が不十分な人の保護・支援をおこなうもの。
	(4) 日常生活自立支援事業	社会福祉主事	高齢や障害により日常生活の判断能力に不安がある当該対象者を対象に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの支援をおこなうもの。
	(5) アドバイザリースタッフ配置	各分野の専門家	発達障害や成年後見制度に精通した専門家をアドバイザリースタッフとして配置し、処遇困難事例に直面した本会の職員が、いつでも気軽に相談できるようスーパービジョン機能を構築している。
2	ボランティアセンター	社会福祉士	ボランティア・市民活動に関する相談に応じている。
3	地域包括支援センター	社会福祉士 看護師 主任ケアマネジャー	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に実施。
4	障害児者相談支援事業	社会福祉士	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業を実施している。
5	住宅改造相談	一級建築士・理学療法士	トランスポーションの向上を目指して住宅改造相談に応じている。
6	就労継続支援 B型事業	社会福祉主事	就労継続支援 B型事業所の運営に併せて就労訓練相談に応じている。

確かに体制そのものは整っているが、大阪市立大学の故岩間伸之氏による「総合相談」における「総合」の意味から考えると、果たして、その責務を全うしているといえるのか不安になる。

一方で、こうしたアプローチはいかにも“社協らしい”とも思っている。

個別の生活問題を地域で支え、早期解決、予防に取り組めるような地域社会を構築するために“社協らしい”総合相談体制を確率する必要がある。そのためにもこれに従事する相談員の力量を高めるための取り組みも重要となろう。相談援助技術の向上には、より多くのケースに対応し経験値を高めことが求められるわけだが、一人が対応できるケースは自ずと限界があるので、当法人が月に1度おこなっているケース会議の質を今以上に高めなければならない。外部のアドバイザリースタッフも有効に活用することも求められよう。

繰り返しになるが、この総合相談における総合性を発揮しながら個別の相談支援においては、同時にそれが意思決定の支援であり、リハビリテーションやエンパワメントの一環でもあるのだということを肝に銘じ相談支援事業の充実を図っておきたい。

地域で展開する「総合相談」における「総合」の意味(岩間伸之氏)

- ①高齢者、障害者等の対象者別のニーズではなく、地域生活上の多様なニーズ、「生活のしづらさ」への対応
- ②ニーズ発見から見守りまで、予防的支援から継続的支援までを含めた総合的な支援
- ③本人のライフステージに沿った長期展望のもとでの支援
- ④多様な担い手たち(専門職だけではなく地域住民やボランティア等も含め)の参画によるネットワークや連携・協働での総合的な働きかけ
- ⑤本人だけでなく、本人を取り巻く環境を一体的に視野に入れて変化を促す支援

出典:「地域福祉援助をつかむ」(有斐閣)

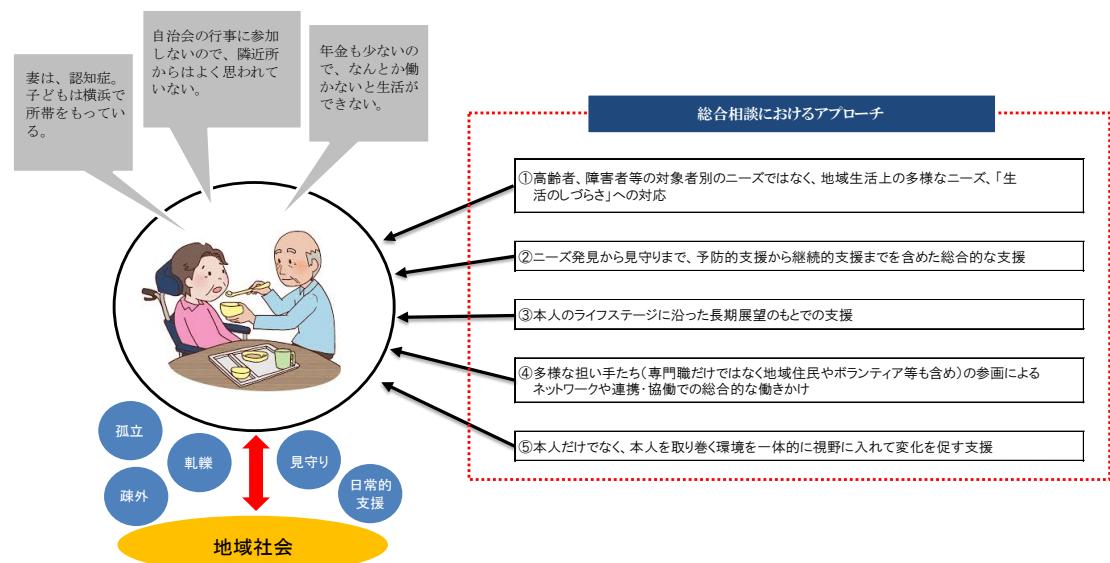
達成度をどのように確かめるか? (計画の評価)

本事業は、当法人にとって最も重要な活動の一つである。

そこでより具体的にその達成度を定義したい。

以下は、その一例である。

- 意思決定支援が必要な者を「意思を持つ一人の人間」として受け止めているか?
- 意思決定支援が必要な者が安心して意思決定できるような、垂直的ではない、寄り添い型の支援が展開できているか?
- 情報の提供、統合(保持・活用)、意志の表出に至る一連の流れを個々の特性に応じてエンパワメントできているか?
- 子どもの頃から年齢に応じた「選ぶ」経験ができる教育環境になっているか?
- 家族だけで問題を抱えず、限界が来る前に声をかけられる学校や相談支援、保護者間のつながりなど(支援の輪)ができているか?
- 家庭内が安心して自分の気持ちを出すことができる雰囲気になっているか?



基本計画	5 災害対策の実施	実施計画	災害ボランティアセンターの開設準備
------	-----------	------	-------------------

いつ（期間）	2019-2024 特に災害発生時	どこで（実施圏域）	三浦市社会福祉協議会内 三浦市・神奈川県
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）	
三浦市社会福祉協議会/住民有志/民間企業/三浦市		三浦市の被災者	
何をする（実施内容）			

当法人は、災害時等に「災害ボランティアセンター」を設置運営する旨の協定を三浦市と結んでいる。本協定書や三浦市地域防災計画に則り、いざというときに災害ボランティアセンターを開設・運営できるよう、下記に重点を置きつつ準備を進める。

I. 災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂

三浦市社会福祉協議会は、2021年度末までに、近隣市町村社協のマニュアル等を参考に、運営マニュアルを改訂する。

特に、①法人内の職員配置について検討する必要がある。各事業の営業に加え、福祉避難所の役割も担う今、どのように役割を分担するか決定し、マニュアルに記載する。また、②災害時の情報発信手段を検討する。ホームページやSNSの活用と、それらを更新するための回線及び端末の確保。③不足している物品等があればそれをどこから借りるか?など「調達」について計画する。

II. 日頃の備え

I のマニュアルに則り、2023年度末まで実施する。必要に応じて、確定事項等をマニュアルに記載する。

1. 立ち上げ・運営訓練

I のマニュアルに沿って訓練を実施し、訓練の結果からマニュアルを適宜修正する。必要に応じて、三浦市等関係機関の実施する訓練に参加し、当法人の訓練に関係機関の参加を呼び掛ける。

2. 三浦市防災課との連携

(1) 情報共有のルールについて

当法人が運営する「三浦市ボランティアセンター」では、個人及び団体のボランティア登録をおこない、登録者を対象に、ニーズとのマッチングや研修・イベントの情報提供等を実施している。当法人は、この初回登録に用いる書類や聞き取り事項を見直し、「災害時市内で活動をしたい」意思の有無や、提供できる技術・資源を確認できるようにする。

一方、三浦市防災課は「三浦市災害時ボランティア」を公募している。三浦市ないし長野県須坂市（姉妹都市）に甚大な災害が発生した場合に、市の要請を受けて活動に従事するボランティアを登録しておく制度である。

個人情報保護の壁もあるため、最低限、非常時にはこれらの情報を、市と当法人でどのように共有し、使用するか、ルールを決めておく。次の段階として、防災課と三浦市ボランティアセンターに登録するボランティアの情報の活用や、一元化について検討する。

(2) サロン等における情報発信

三浦市防災課と当法人（地域福祉課・未病センター他）で、地域の実情に即した情報を発信する、小規模の「防災講座」を引き続き実施する。

当法人は、この機会等を活かして、地域住民に「災害ボランティアセンター」の設営協力を呼びかける。特に、①被災直後（避難所まで逃げる瞬間）は、「自助」ないし近隣住民間の「互助」のみで切り抜けなければならない。また、②自衛隊や市外のボランティアが集中的・一時的に来てくれた後は、「自

助」あるいは市民間の「互助」を中心に助け合っていく時期が来る。自分自身が被災しても、①②の期間は手伝う立場になり得るという意識を持っておくよう呼びかける。

3. 情報収集

当法人は、災害時に必要となる社会資源（市内・県内の資源、災害時の貸付制度等）を把握する。また、収集した情報は、Iのマニュアルに適宜反映する。

4. 協力体制の構築

三浦市は、市内外の関係機関と応援協定を結んでいる。他自治体との相互応援協定や、民間企業との物資供給関係の協定など、種類や連携先は多様である。その中で「ボランティア活動」を目途としている協定は、社協と結んでいるものだけである。

当法人（主にボランティアセンターと事務局）は、ボランティア・当事者団体・任意団体・民間企業等との情報交換等を通して、災害時に役立つ協力関係をつくる。

協力体制の構築を考える上で、「災害ボランティアネットワーク」の組織化についても検討する必要がある。特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワークには、「災害ボランティアネットワーク」は15か所登録されている（2019年度現在）。これらの組織は、「横浜災害ボランティアネットワーク会議」や「西湘災害ボランティアネットワーク」「さむかわ災害ボランティアネットワーク」など、それぞれの市町村や地域の名前を冠している。

地元を中心に、関係機関との連携を生み出し、災害に備える活動をおこなうことや、災害時には市や災害ボランティアセンターの円滑な運営に協力することを目的とする組織である。なお、活動内容や構成員、法人格の有無など、その形態は組織によって異なる。

市内にも被災地支援活動をおこなうボランティアや民間企業は存在しているが、現在三浦市内に同ネットワークはないので、当法人はニーズに応じて、組織化支援をおこなう。ただし、組織化及びその後の運営は、当法人がそれを主導するというよりは、住民や民間団体等有志によるところが大きいことを付言する。そのため、当法人は、側面的な支援・参画を心がける。

お金は誰が用意するのか？（財源）

三浦市社会福祉協議会・住民有志・民間企業・公費

5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）

- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルが完成し、それに則り日頃の準備が進められている。
- ・いつ来るかわからない災害に対して、当法人の職員や住民は関心を保ち続けている。
- ・災害時には、切羽詰っている被災者の心情と、「ボランティア」の大切な要素である「自発性」を理解した上で、コーディネートをおこなう。
- ・関心を持つ地域住民は、災害時の「自助」「互助」について知識を有している。必要に応じて、近隣住民との話し合い・決めごとができる。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

I

- ・マニュアルを策定できたか？

II

1. 立ち上げ・運営訓練

- ・立ち上げ訓練を実施したか？

2. 三浦市防災課との連携

- ・情報共有のルールを作ることができたか？

・サロン等における情報発信ができたか？その際には「自助」「互助」の必要性を説明できたか？

3. 情報収集

- ・必要な情報を得て、職員間で共有できたか？

4. 協力体制の構築

- ・ボランティア等と、新たに災害時に役立つ協力関係を築くことができたか？
- 全体
- ・（達成度を確かめる機会がないことを望むが、）被災時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営することができたか？

基本計画	5 災害対策の実施	実施計画	福祉避難所の開設準備
------	-----------	------	------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市/三浦市社会福祉協議会/福祉避難所に指定されている事業者		三浦市・近隣住民			
何をする（実施内容）					
<p>自分の命・安全は自分で守るという自助の意識、災害時には、地域住民等が助け合う共助の意識を全ての住民が持ち、災害時に適切な避難行動及び被災後の行動が取れるよう、実践的な防災訓練をおこなうことによって、個々人の防災意識を高めるとともに「共助」の担い手づくりを進める必要がある。そのためには、地域住民が“いざ”というときの防災のため、日頃より、区長会などの自治会活動において、災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深めておかなければならぬ。そこで、①個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化②災害時要援護者の避難誘導・支援③地域防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施といった事業・活動を推進する。また、災害要援護者への配慮から、地域社会の中で当該災害要援護者の参加を得ながら、より実践的な防災訓練が実施されるよう促進する。</p> <p>福祉避難所の設置もこの延長線上でおこなわれなければならない。</p> <p>福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されている。</p> <p>「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）</p> <p>内閣府令で定める基準は、次の通り（災害対策基本法施行規則第1条の9）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
<p>災害救助法が適用された場合において、福祉避難所を設置すると、国庫負担の対象となる。</p> <p>福祉避難所の設置費用の例としては…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね10人の要配慮者に1人の生活に関する相談等にあたる職員等を配置 ・要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の設置 ・紙おむつ、ストーマ用装具など日常生活上の支援に必要な消耗器材の費用 					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
<p>災害発生時の市民の役割として、普段から防災知識の習得に努めることや、災害時に必要な飲料水・食料の備蓄、非常持ち出し品の準備などが考えられる。防災対策はまさに、官民協働事業でなければならない。一方的に行政が住民にそれを求めるのではなく、行政と住民が双方で積極的に対話をおこな</p>					

い、災害について共通認識を持つことが重要となろう。こうした認識のもとに、行政と住民がそれぞれの役割分担に基づき、警戒避難体制を構築することが重要である。

また、災害要援護者への配慮から、地域社会の中で当該災害要援護者の参加を得ながら、より実践的な防災訓練を実施する素地として、災害要援護者の障害特性に対する理解を地域社会の側も深める必要がある。同様に当事者やその家族・保護者も、日頃から積極的に自治会活動に参加するなど、地域社会と接する機会を意図的に設けることが求められる。

達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）

町内会や自治会等の活動を通じて、日頃から住民同士の交流を活発にし、災害時に機能する組織づくりをおこなうことができたか否かが問われる。

三浦市は、自主防災組織が災害時に有効な活動ができるよう、組織づくりからその運営、活動全般にわたって支援する必要があるだろう。

基本計画	6 市民活動の推進・支援	実施計画	やりたい気持ちを応援するー「ボランティアがいきいきと活動するまち」へ
------	--------------	------	------------------------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市社会福祉協議会（ボラセン・研修センター） ボランティア・市民活動団体・個人		ボランティア・市民活動団体・個人			
何をする（実施内容）					
<p>I 人材育成</p> <p>1. ニーズに合った講座の開催</p> <p>当法人とボランティア・市民活動者を中心に、市民の表出するニーズと、潜在しているニーズを満たす講座を開催する。</p> <p>(1) 地域住民の課題解決を意図した講座</p> <p>(2) 活動者の課題解決を意図した講座</p> <p>(3) 活動者のスキルアップを意図した講座</p> <p>(4) 活動を始めたいと考える人向けた講座</p> <p>2. 福祉啓発</p> <p>比較的目頃福祉的活動や支え合う場面に立ち会う機会が少ない人を対象として、福祉にふれあう機会をつくる。福祉的な活動への興味関心を持つきっかけをつくる。</p> <p>(1) 福祉教育</p> <p>(2) 福祉的啓発と育成</p> <p>3. スタートアップとアフターフォロー</p> <p>スタートアップは、新たにやりたいボランティア・市民活動ができたときに、活動を始めやすくなるように支援する。アフターフォローは、人と関わり励まし合うことで、前向きにボランティア・市民活動を続けたくなる人間関係をつくるための支援をおこなう。長く活動する人を増やすことで、三浦市における社会貢献活動や助け合いの質を高める。</p> <p>(1) ボランティア・市民活動者がつながる活動の実施</p> <p>(2) 困ったときに相談できる体制の整備</p> <p>(3) 組織化支援</p> <p>II ボランティア・市民活動者の価値を認め、広める</p> <p>1. ボランティア・市民活動者の活動の価値が不当に下げられないようにする</p> <p>活動者が安上がりな労働者として捉えられることのないように、意識して情報提供やコーディネートをおこなう。</p> <p>2. 顕彰することで活動を促進する</p> <p>社会福祉功労者の表彰や広報活動により、活動者の意欲を維持向上する。</p> <p>3. 中立的機関として支援する</p> <p>III 助成事業の実施</p>					

引き続きボランティア・市民活動者を対象とした助成事業の実施と、必要に応じて見直しを起こなう。併せて、他機関が実施する助成事業の情報を収集する。
お金は誰が用意するのか？（財源）
三浦市社会福祉協議会・ボランティア・市民活動団体・個人
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）
三浦市社会福祉協議会 ・活動者の意欲を側面的に応援することができる。 活動団体 ・活動者自身がボランティアを養成する社会をめざす。
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）
I -1 ○アンケート結果はどうだったか？ ○課題解決を意図した講座を開催した結果、課題解決に向けた活動が実施されたか？ ○ボランティア・市民活動者から、研修の実施や学びたい内容について相談が寄せられたか？意見を聞く機会を設けたか？それらのニーズから、研修の実施に至ったか？ ○スキルアップを意図して主催した者の立場から、意図したとおり状況がよくなかったか？ ○ニーズがあるにもかかわらず、跡を継ぐ人がいないために解散してしまう市民活動団体はあったか？解散に至った場合、原因を把握し、別の事例に活かすことができたか？また、未然にその事態が予想された場合、当該団体に向けて必要なアドバイスや支援をすることができたか？ I -2 ○ボランティアセンター職員は、日頃顔を合わせることが少ない人々に向けた取り組みができたか？ ○参加者の想像力を刺激する工夫ができたか？ I -3 ○ボランティアセンターへの相談から、新たなボランティア・市民活動の実施に結びついたか？ ○アンケート結果や感想はどうだったか？ ○参加者間のセルフヘルプが促進され、日々の活動の励みとなったか？ II ○ボランティアの顕彰ができたか？ III ○透明性と機会の平等を目指し、情報公表に努めたか？

基本計画	6 市民活動の推進・支援	実施計画	情報収集・発信一 ボランティア活動情報の一元化
------	--------------	------	-------------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市～日本全国		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市社会福祉協議会（ボラセン） ボランティア・市民活動団体・個人		市民 ボランティア・市民活動団体・個人			
何をする（実施内容）					
<p>I 情報収集</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日頃の業務から得られる情報 三浦市ボランティアセンターにおける日頃の業務から得られる様々な情報を有効に活用する。 また、情報源となる人を取材することで、活きた情報・確かな情報を積極的に収集する。 2. 情報網の構築と強化 情報を与えてくれるボランティア・市民活動者や各機関との関係づくりに努める。 3. ボランティア・市民活動者に情報発信及び収集力をつける支援 必要に応じて、情報の受け手の情報リテラシー（情報を使いこなす能力のこと。）教育をおこなう。 <p>II 情報発信</p> <p>情報を取捨選択し、必要に応じて加工して、受け取り手に伝わりやすい方法で発信する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アナログコンテンツの充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広報誌「社協みうら」 (2) ちらしの作成及び掲示・回覧・配架 (3) 冊子等の発行 (4) 広報媒体への情報提供 2. デジタルコンテンツの拡充 <ol style="list-style-type: none"> (1) ホームページの充実 (2) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用の検討 3. 効果測定 どの方法が効果的だったか、情報発信をおこなう都度把握する。類似事例があったときに職員間、またはボランティア・市民活動団体の参考になるようにする。 <p>III 情報交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 口コミ 日頃の相談業務や、地域踏査、ボランティア・市民活動者の集まり、サロンなど直接話をする機会に、情報を提供する。その際は、情報の受け取り手のコミュニティにおいて、口コミなどで更に情報を拡散してもらうように働きかける。 2. 職種間・部署間の情報共有 それぞれの業務で得られる情報を、職員会議などで共有し、有効に活用する。 <p>IV ボランティアセンター登録者・団体情報の管理と活用</p> <p>ボランティアセンターの登録者情報を適切に管理し、講座やイベント等のお知らせを郵便やメールにて送付する。また、情報が古くならないように、登録者には3年に1度情報の更新を依頼する。</p>					

お金は誰が用意するのか？（財源）
三浦市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動団体・個人
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）
1. 関心の低い人にとっては関心を呼び覚まされ、すでに関心のある人にとっては必要な情報にたどり着くことができる情報発信をめざす。 2. ボランティア・市民活動者自身が情報を発信しようとする際には、これを側面的に支援する。
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）
I ○ボランティアセンター担当職員は、必要な情報を得ることができたか？ II ○対象者を意図して、適切な情報発信方法を選択したか？ ○三浦市ボランティア連絡協議会において、事前に通知送付等しておいた内容について「知らなかつた」といわれてしまうことはあったか？その場合、口頭などでわかりやすく補ったか？ ○情報の更新頻度は適切だったか？ ○新しい情報発信の実施について検討したか？ III ○情報について、受ける量と伝える量のバランスが偏ることはなかったか？双方向のやりとりをすることができたか？ IV ○個人情報の不適切な管理はなかったか？苦情はなかったか？

基本計画	6 市民活動の推進・支援	実施計画	活動拠点と設備一 利用できるスペースの積極的な活用
------	--------------	------	---------------------------

いつ（期間）	2019-2024	どこで（実施圏域）	三浦市		
誰が、誰と協力して（担い手）		誰のために（支援の受け手）			
三浦市社会福祉協議会（ボラセン）		ボランティア・市民活動団体・個人			
何をする（実施内容）					
<p>I 主題的に活動場所を探そうとする者への側面的な支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 活動拠点を得るために側面的支援 ボランティアセンター担当職員は、新たな活動場所を得るためにコーディネートをおこなう。 地域の建物や空いている部屋・スペースを活用するために、側面的な支援をおこなう。 事例の貯蓄 ボランティアセンター担当職員は、土地建物の有効活用事例について情報を収集しておく。 <p>II 三浦市社会福祉協議会安心館と暖館の余裕スペースと設備の貸し出し 当法人の事業で利用しないときに限りスペースを貸し出している。適切に利用してもらうためのルールの見直しを適宜おこなう。</p> <p>III 実情とニーズの把握 当法人の職員は、把握したボランティア・市民活動者の拠点や設備に関するニーズを、必要な機関へ伝える。</p>					
お金は誰が用意するのか？（財源）					
三浦市社会福祉協議会					
5年後どうなっていたらいいと思うか？（目標）					
・「活動したいのに場所がなくてできない」という相談は、受けてから半年以内に解決される。					
達成度をどのように確かめるか？（計画の評価）					
○活動者が自分の意思や行動によって活動場所を得ることができたか？					

第3章 参考資料

1 三浦市民生活向上会議委員名簿

活動評価促進部会

	氏名	所属	選出区分
1	鈴木 ゆめ	横浜市立大学市民総合病院	学識経験者
2	石渡 正志		当事者家族
3	町山 理江	育児サークルにっこにこ	当事者団体
4	世古 久枝	スポーツクラブさざなみ	ボランティア
5	松永 文和	地域福祉部市町村社協支援担当	県社会福祉協議会
6	関野 有貴子	鎌倉保健福祉事務所三崎センター	行政
7	石渡 隆行	三浦市役所福祉課	行政

ボランティア活動推進部会

	氏名	所属	選出区分
1	石崎 洋美	NPO法人ハーベスト・きくな	福祉関係者
2	石川 博英	三浦市協働推進課	行政
3	水野 節子	三浦市ボランティア連絡協議会	ボランティア
4	増田 格人	三浦市教育委員会	行政
5	内田 功	神奈川県立武山養護学校連携支援部	学校
6	加藤 恵子	ボランティア	ボランティア

福祉のまちづくり検討部会

	氏名	所属	選出区分
1	笛谷 月慧	三浦市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員
2	藤田 健二	三浦市防災課	行政
3	吉田 貴仁	三崎警察署	警察署
4	飯島 定夫	三浦市身体障害者協会	当事者団体
5	湊 清秀	三浦商工会議所	商工会議所
6	野村 工	三浦創生舎	福祉関係者
7	鴨下 純久	三浦YMCA	公益団体

任期：2017年7月1日～2019年6月30日



2 三浦市民生活向上会議活動評価促進部会とプロジェクトの実施状況

2017年

11月10日	職員研修	前計画評価作業
11月29日	三浦市民生活向上会議全体会	前計画の評価

2018年

6月21日	プロジェクトメンバー局内会議	計画策定に向けた行程の説明
6月29日	課長・事務局会議	アンケート結果話し合い
7月4日	三浦市民生活向上会議全体会	方針決定
7月11日	ヒアリング開始	
7月23日	プロジェクトメンバー局内会議	ヒアリングの役割分担
8月6日	課長・事務局会議	前計画評価作業
9月20日	職員研修	課題の整理・事業計画化（職員17名）
10月3日	事務局会議	課題の整理
10月5日	事務局会議	課題の整理
10月10日	三浦市民生活向上会議全体会	ヒアリング結果の報告・評価と計画の内容について決定
12月19日	三浦市民生活向上会議活動評価促進部会	「自助・互助」に関する素案について検討

2019年

1月16日	事務局会議	職員研修の打ち合わせ
1月18日	職員研修	共助部分に関する事前課題の確認（11名）
1月29日	事務局会議	職員研修の打ち合わせ
1月31日	職員研修	共助・公助の事業計画の検討（20名）
2月4日	プロジェクトメンバー局内会議	事業計画の体系図の検討
2月20日	三浦市民生活向上会議活動評価促進部会	三浦市の状況について確認。計画書の内容決定
4月23日	課長・事務局会議	計画書の詳細確認
6月3日	事務局会議	計画書の詳細確定
6月26日	三浦市民生活向上会議活動評価促進部会	計画書の確認
7月1日	発行	

